

332.1-N95-6ウ



1200501859375

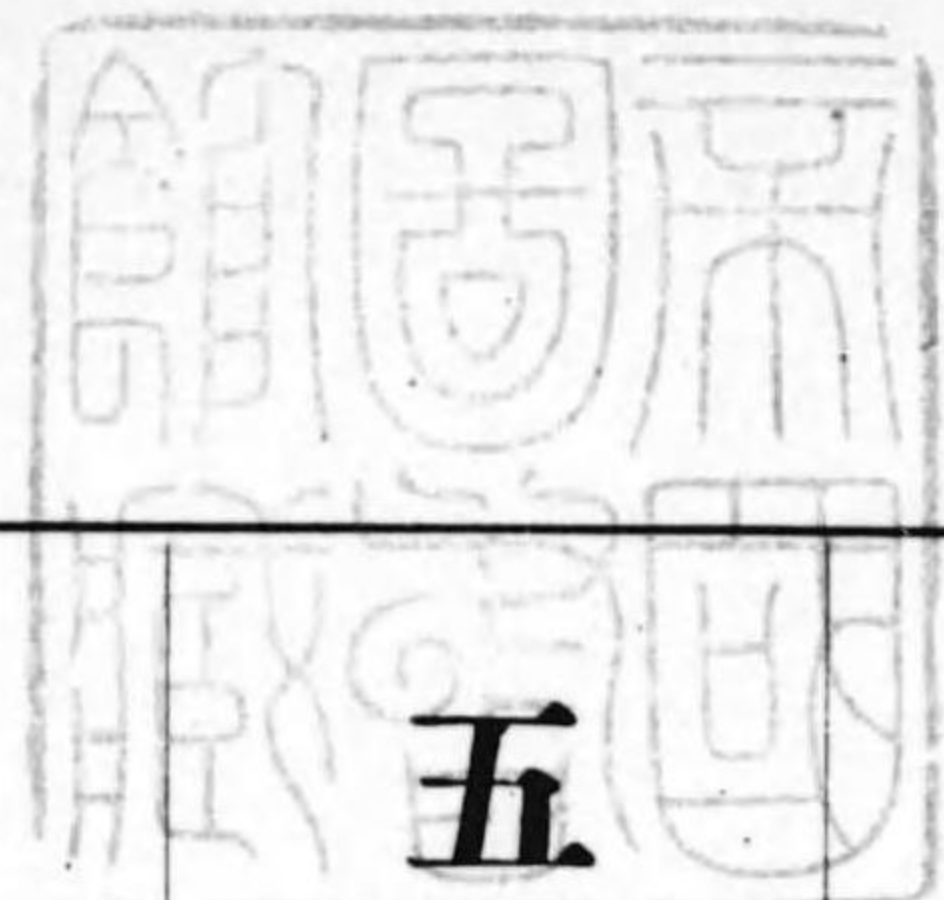
32.1
95
6



始



332.1
N 95
61



野村兼太郎編著

五人組帳の研究

東京書肆有斐閣



序

歴史研究の上に最も重要なものは史料である。史料なくしてはその研究を一步をも進めることは出来ない。勿論史料は單に文書のみと限らない。口碑も、傳説も、遺物もすべて史料たらざるはない。しかしそれらのうち最も重要なものは文書であることも否定し得ない。然るにこれらの史料は日に月に湮滅して後世に傳はらない。今日遺つてゐる江戸時代以前のもものは、極めて少ない。殊に人間の日常生活をその對象とする經濟史の資料はそれが日常平凡な事柄であるだけに遺さるところは甚だ少ない。今日慶長以前のものについては、片片たる反故の斷簡と雖もこれを尊重しなければならぬほど少ないのである。

近世江戸時代になれば、流石にまだ多くの文書が遺つてゐる。しかしそれとても時の経過と共に滅損亡失することを免れない。今にして蒐集し、適當な方

法を講じなければ、やはりその以前の文書と同様な運命に陥ることは明かである。後世この時代を研究せんと欲する者は、今人が中世以前の事柄を研究する場合と同様の歎を免れ得ないであらう。僅少の史料の遇然残存せるものを通じて、その當時の社會全般を推斷することが如何に危険であるかは、われわれの常に痛感するところである。もし後人をして同様の不便を感せしむるとしたならば、われわれも亦怠慢の譏を免れ得ないであらう。

私が江戸時代の社會經濟史史料の蒐集に着手してから、早くも十年以上の歲月を經過した。もとより一私人の努力では全國に亘つて周到な蒐集を期することは出来ない。ただ最初のうちはこの種の史料が未だ一般に大きな價値を認められず、それに未だ夥しく残存してゐたから、撰り好みをせず、幾多の反故紙を求むれば、未だ容易にそれらを蒐集し得た。近頃それらの史料の價値を認むる者も漸く増加し、あるひは單行本に、あるひは郷土史中に覆刻されるものも少なくないやうになつた。それだけ市場價値も高まり、蒐集にはかなりの困難を覺えるやうになつた。しかしなほ地方の豪家等に死藏されてゐるものも少

なくないと思ふ。

私が今日までに蒐集し得たそれらの史料は、前述の如く何となく手あたり次第に集めたものであるから、その品種は種種雑多である。従つてある種のものば、徹底的に網羅したといふことも出来ず、又蒐集が完全なりと誇ることも出来ない。私が敢てかかる方法を採つたのには一應の理由はあるのである。われわれが知らんと欲することは、決して昔の珍奇なことを掘り出さんがためではない。昔の人の大多數の者が送つた最も平凡な經濟生活が如何なる形態で行なはれてゐたかを知らんがためである。そのためには最初からある種の目的を立てて成心を以つて蒐集するよりも、最も普通のものも多く集める方がよいと考へたからである。同じ史料が澤山に遺つてゐるといふことは、その史料の示す事實の普遍性を意味する。しかしかくして蒐集し得た史料は私が東京附近に在住してゐるといふことから關東地方のものが最大多數を占めたことは止むを得ない。地方に旅行する機會が與へられた時には、何時も出来る限りこれを利用したのではあるが、他の用事を兼ての短い期間の滞在では到底よき

成果を期待し得なかつた。さうした一地方に偏するといふ缺點はあるもの、かくして得た資料はかなりの分量に達した。私は時間の許す限り、これが整理に従事し、それと共に、これらが後世に利用されるためには如何なる形態において傳へるのが最もよいかを考へてみた。

文書は過去の事實そのものではない。過去の事實が投じた一つの影に過ぎない。その文書を作つた者、その動機、その時の事情、並びに文書の種類に依つて、そこに現されてゐることと事實そのものとは著しく相違する。文書を悉く信すれば、それは頗る危険である。時には文書なくして推測するよりも一層悪い結果を生ずる。文書を提示することに依つて讀者をしてその確實さを誤信せしむるからである。故に史料はその史料の確實性を明かにした後、始めて利用さるべきである。動もすれば史家の陥り易い誘惑は自分の發見した史料に過重評價をすることである。誰でも自分の有する史料に高い價值をつけたくなるのは人情である。だがそれは事實の真相を明かにするといふ點からみれば誤りである。従つてその文書が如何なる状態の下に作られ、今日に遺された

かを、知り得る限り明かにしなければならぬ。このことも亦時の経過すると共に、その困難が大となる。従つて今にして出来る限りのことはして置かなければならない。かうした見地から私は解説を認めた。

以上のことを前提として、私は蒐集し得た史料の整理をいろいろと試みてみたが、結局類別するのが最もよいといふ平凡な結論に到達した。この五人組帳を最初に刊行するに至つたのも、最も類別し易かつたからに過ぎない。類別することの缺陷は、重要なものでありながら、どこにも入れることが出来ない文書や、二種三種に跨つてゐるやうな文書の存することである。だがその史料の性質を明白にする上からいつても、又各地のものを比較する上からいつても、さらに後にこれを利用する上からみても、類聚するに越すものはない。その缺陷は他の方法を以つて補ふことも出来よう。

出来る限り原本の面影を傳へることが必要なのであるが、活字本としてそのままに覆刻することは不可能であり、かつ原本も保存されてゐるのであるから、むしろ利用に便なるやうにするに如くはないと考へ、又紙面の儉約といふ點か

らもみて、類本の比較や詳細な索引作成といふ方に努力した。勿論私自身の狭い経験から割り出したのであるから、多くの誤りを冒してゐるだらう。もし讀者のうちにかうした方がよいと考へらるる方があつたならば、垂教の勞を惜まれないやうに願ひする。

この五人組帳の分はずで二年以前に原稿を完了してゐたのであるが、いろいろな事情から今日やつと序文を認め得る運びに達したのである。わが國が目下古來未曾有の大戦下にある時、この書を刊行し得ることだけでも非常な幸といはなければならぬ。だが他面からみれば、銃後と雖も何時如何なる戦禍を受けるかも知れぬ今日の戦争にあつては、この種文書を整理し、印行して置くことは一層急務だともいへるのである。假令幾多の事情からその刊行の遅延は免れないとはいへ、わが民族の發展を檢討する上に重要な文書の湮滅を防止するため、適當な手段を講ずることは、われらの義務であると信ずる。すでに第二卷村明細帳の研究はほぼその業を成就し、第三卷として宗門人別帳その他の人口資料の整理に著手しつつある。それらも何時かは公刊の日に接するこ

とが出来たらうと思つてゐる。

これらの史料の蒐集に整理に刊行にそれぞれ多くの人人の援助を受けた。殊に日本學術振興會からは昭和九年十年十一年三ヶ年の史料蒐集に援助を與へられた。その他永い間に直接間接、大小幾多の助力を與へられた人人に對しても厚く謝意を表すると共に、なほ今後さらに御援助を賜らんことを切に御願ひする次第である。今やその整理刊行に際してこの種面倒な出版を快く引受けて呉れた書肆有斐閣に對しても感謝の念に耐へない。

今その第一卷として本書を世に送ることが出来たことは、私として誠に欣ばしい。だがなほその前途を思ふとなさるべきことのあまりに多きに望洋の歎を懷かざるを得ない。ここに私自身の有する全計畫を發表し得ないのも、果たして自分の微力を以つて今日の情勢下によくそれらを悉く成就し得るかどうかが全く見通すことが出来ないからである。私自身にとつてみても現在の状態にあつては、この仕事にのみ専念することを許されないうやうな状態にある。ただ絶えず少しづつ進行していくといふことで満足しなければならぬのであ

る。この種の仕事に多少とも同情を有せらるる諸賢の叱正と援助とを賜ることを得ば甚だ幸である。

昭和十八年五月三十日

野村兼太郎

目次

五人組帳の研究

第一章 序 説 三

第二章 五人組帳の形式 三

第三章 五人組帳の「前書」 三

第四章 五人組帳と五人組制度 六九

五人組帳資料

凡 例 三

一 元祿四年下總國葛飾郡三ツ堀村五人組帳 一

目次

二 元祿十一年下總國葛飾郡三堀村五人組帳……………一四

三 元祿十五年上野國安中領上野尻村五人組帳……………一七

四 正徳六年下野國都賀郡上泉村百姓五人組帳……………一八

五 享保十五年武藏國荏原郡久ヶ原村御法度御仕置五人組帳……………一八

六 享保二十一年武藏國埼玉郡四条村百姓五人組御改帳……………二一

七 元文三年武藏國幸手領五人組帳……………二六

八 元文三年武藏國豐嶋郡角筈村五人組帳……………二九

九 延享二年武藏國多摩郡澤井村五人組改帳……………二七

一〇 延享五年上野國邑樂郡狸塚村五人組帳……………二九

一一 延享五年下總國葛飾郡屏風村五人組帳……………三三

一二 寛延三年五人組帳前書……………三三

一三 寛延四年下總國相馬郡神浦村御仕置五人組帳……………三四

一四 寶曆二年上總國夷隅郡庄司村宗旨御改五人組帳……………三六

一五 寶曆九_{己卯}年下野國都賀郡上泉村五人組帳……………三九

一六 寶曆九_及十四年武藏國埼玉郡麥倉村五人組帳……………四二

一七 寶曆九年羽前國田川郡狩川通何拾ヶ村御仕置五人組帳……………四四

一八 寶曆十四年下總國葛飾郡三輪野山村宗門五人組帳……………四六

一九 明和二年下野國都賀郡上泉村人別五人組帳……………四九

二〇 明和四年武藏國高麗郡中藤村五人組帳……………一五

二一 明和七年上野國勢多郡宮田村御仕置御條目五人組帳……………一八

二二 明和九年武藏國多摩郡三田領下師岡新田御仕置五人組御禁狀……………二〇

二三 安永八年羽前國田川郡大山御領五人組帳……………二〇

二四 安永九年武藏國多摩郡宇津木村五人組帳……………二二

二五 天明四年上總國市原郡小佐貫村御條目御請五人組帳……………二五

二六 天明六年下總國葛飾郡三ツ堀村百姓持地五人組帳……………二六

二七 天明八年上總國武射郡戸田村五人組合帳……………二七

二八 天明八年遠江國五人組帳前書……………二六

二九 寛政二年上總國望陀郡飯富村御仕置五人組帳……………三九

三〇 寛政三年下總國葛飾郡行徳領船橋海神村五人組書上帳……………四〇

三一 寛政五年下總國葛飾郡三ツ堀村惣百姓五人組改帳……………四三

三二 寛政六年武藏國豊嶋郡角筭村五人組御仕置帳……………四四

三三 寛政八年信濃國安曇郡上野組田屋村五人組連判帳……………四七

三四 寛政八年下野國都賀郡大久保村五人組仕置帳……………五〇

三五 寛政十年武藏國幸手領西大輪村五人組御仕置帳……………五三

三六 寛政十年武藏國都築郡山田村五人組御改前書帳……………五五

三七 享和三年武藏國豊島郡角筭村五人組御仕置帳……………五七

三八 文化五年徳永村五人組帳……………六〇

三九 文化七年上總國望陀郡高柳村五人組改帳……………六三

四〇 文化八年武藏國多摩郡上長淵村御條目五人組御改書上帳……………六五

四一 文化十年上總國市原郡菊間村五人組詰帳……………六八

四二 文化十四年信濃國安曇郡上野組花見村五人組連判帳……………七一

四三 文化十五年武藏國埼玉郡八条領古新田宗門人別五人組御改帳……………七四

四四 文政四年上總國市原郡不入斗村新田五人組帳……………七六

四五 文政五年信濃國佐久郡茂澤村五人組帳……………七八

四六 文政六年下總國香取郡橋田村五人組帳……………八〇

四七 文政八年五人組御條目……………八二

四八 文政九年下野國芳賀郡上籠谷村五人組御仕置帳……………八四

四九 文政九年下野國芳賀郡加倉村五人組御仕置帳……………八六

五〇 文政十年下總國葛飾郡大畔新田五人組御仕置帳……………八八

五一 文政十年播磨國川邊郡木津村之内皮多御仕置五人組帳……………九〇

五二 文政十一年上總國市原郡岩崎新田五人組證文……………九二

五三 文政十三年下總國千葉郡下坂尾村五人組證文……………九四

五四 天保二年武藏國葛飾郡松伏領藤塚村五人組帳……………三五

五五 天保三年武藏國埼玉郡古新田五人組御箇條帳……………三五

五六 天保四年信濃國安曇郡上野組燒山村五人組連判帳……………三五

五七 天保六年大和國廣瀨郡笠村五人組帳……………三五

五八 天保七年上野國佐位郡太田村五人組御改帳……………三六

五九 天保八年五人組帳前書……………三七

六〇 天保八年上野國佐位郡下植木村五人組御改帳……………三八

六一 天保十一年武藏國葛飾郡牛嶋村五人組御改……………三九

六二 天保十二年上野國新田郡尾嶋村五人組帳……………三九

六三 天保十二年武藏國埼玉郡樋遣川村中山御役所御條目……………三九

六四 天保十三年武藏國都筑郡勝田村五人組前書御條目……………三九

六五 天保十三年上總國山邊郡粟生村五人組帳……………三九

六六 天保十三年下總國千葉郡坂尾村五人組證文……………三九

六七 天保十四年上總國望陀郡神納村五人組改帳……………三九

六八 弘化三年・明治三年下總國千葉郡下坂尾村五人組帳……………四〇

六九 弘化五年武藏國埼玉郡下新井村五人組御仕置帳……………四〇

七〇 弘化五・文久二年上總國市原郡不入斗村永藤五人組高改帳……………四〇

七一 嘉永二年武藏國橘樹郡木月村五人組帳……………四〇

七二 嘉永三年相模國愛甲郡妻田村五人組御改帳……………四〇

七三 嘉永四年下總國葛飾郡三輪野山村五人組書上帳……………四〇

七四 嘉永四年武藏國埼玉郡吉羽村御公儀様御定五人組帳……………四〇

七五 嘉永五年上總國望陀郡飯富村五人組合帳……………四〇

七六 嘉永五年上總國夷隅郡庄司村宗旨御改五人組帳……………四〇

七七 嘉永五年武藏國足立郡染谷村五人組書上帳……………四〇

七八 嘉永六年上總國夷隅郡庄司村宗旨御改五人組帳……………四〇

七九 嘉永六年武藏國葛飾郡中里村五人組帳……………四〇

八〇 嘉永七年美濃國本巢郡神海村立毛請五人組御改帳……………四〇

八一 安政二年武藏國足立郡蕨宿五人組御制帳御請印帳……………四九

八二 安政二年相模國鎌倉小町村御箇條仕置五人組帳……………四六

八三 安政三年下野國河内郡西原條臺新田五人組御改帳……………四七

八四 安政四年武藏國多摩郡小丹波村五人組御改帳……………四〇

八五 安政四年上野國勢多郡中根村五人組帳……………四一

八六 安政五年武藏國桶樹郡木月村惣百姓五人組連印帳……………四二

八七 安政五年下總國葛飾郡欠真間村五人組御改帳……………四七

八八 安政五年五人組帳前書……………四七

八九 安政六年上總國市原郡不入斗村新田五人組御斷書差上帳……………四八

九〇 安政六年駿河國安倍郡水見色村御仕置五人組帳……………四八

九一 安政六年武藏國高麗郡赤澤村御仕置御條目五人組書上帳……………四九

九二 文久元年武藏國桶樹郡木月村惣百姓五人組連印帳……………五〇

九三 文久二年美濃國厚見郡野一色村五人組御仕置帳……………五〇

九四 文久四年羽前國田川郡中村御仕置五人組帳……………五七

九五 元治元年五人組御條目……………五二

九六 元治元年上總國市原郡八幡村五人組之帳……………五二

九七 元治二年上野國綠野郡岡取村御制禁被仰渡五人組帳……………五四

九八 元治二年武藏國埼玉郡本川俣村五人組帳……………五八

九九 元治二年大和國廣瀨郡笠村五人組帳……………五六

一〇〇 慶應二年武藏國葛飾郡鎌倉村御法度五人組書上帳……………五五

一〇一 慶應四年遠江國榛原郡高嶋村五人組帳……………五五

一〇二 慶應四年下總國猿島郡百戶村石高人別五人組御改帳……………五六

一〇三 明治二・三・四年上總國市原郡不入斗村五人組書上帳……………五八

一〇四 明治二年下野國都賀郡三拜河岸村五人組帳……………五三

一〇五 明治三年下野國河内郡大會筋下田原村上組五人組御改帳……………五〇

一〇六 明治三年下野國都賀郡出流村御寺領五人組帳…………… 五四

一〇七 明治三年下總國葛飾郡大畔新田五人組御仕置帳…………… 五一

一〇八 明治三年武藏國足立郡染谷村五人組書上…………… 五三

一〇九 明治三・五年上野國邑樂郡北大島村伍組書上帳…………… 五五

一一〇 明治三・四年下野國都賀郡三拜川岸村五人組書上帳…………… 五六

一一一 明治四年武藏國埼玉郡麥倉村五人組帳…………… 五八

一一二 明治四年武藏國埼玉郡吉羽村五人組帳…………… 五六

一一三 明治六年武藏國兒玉郡傍示堂村五人組帳…………… 五〇

一一四 明治八年武藏國横見郡江和井村五人組約定…………… 五三

一一五 明治十年千葉縣邑里伍組遺法度…………… 五九

一一六 上野國碓氷郡中野谷村五人組御條目…………… 六〇

一一七 五人組帳…………… 六〇

追加一 寬延二年上野國群馬郡板井村「御法度御條目帳」…………… 六一

追加二 寬政四年下野國都賀郡三拜川岸五人組帳…………… 六三

追加三 明治二年京都府「郡中制法」…………… 六四

追加四 明治六年山梨縣「村役心得條目」…………… 六〇

索引

凡 例…………… 六七

件名索引…………… 六九

人名索引…………… 六七〇

地名索引…………… 六七四

書名索引…………… 六八二

圖版目次

- 第一圖 下野國都賀郡上泉村百姓五人組帳前書五拾六ヶ條（正徳六年）
- 第二圖 信濃國安曇郡上野組田屋村五人組連判帳（寛政八年）
- 第三圖 上野國佐位郡伊勢崎領太田村五人組御改帳（天保七年）
- 第四圖 上總國望陀郡飯富村五人組合帳（嘉永五年）
- 第五圖 上野國勢多郡宮田村御仕置御條目五人組帳（明和七年）
- 第六圖 美濃國本巢郡神海村立毛請五人組御改帳（嘉永七年）
- 第七圖 一、武藏國足立郡蕨宿五人組御制帳御請印帳（安政二年）
二、相模國愛甲郡妻田村五人組御改帳（嘉永三年）
三、武藏國埼玉郡下新井村五人組御仕置帳（弘化五年）

五人組帳の研究

第一章序 説

徳川時代の農村資料のうち比較的多く残存してゐるものの一つは五人組帳である。又それは多くの學者に依つて早くから紹介されてゐる。従つてそれを基礎としての研究もかなり多く發表されてゐる。穂積陳重博士の「五人組制度論」を始め多くの法制史家がこれを論じてゐる。殊に穂積博士の勞作は明かにこの研究の礎石を提供するものである。最近隣保制度の再建と共に、再び五人組なるものが喧しく唱道されるやうになつた。又單に邦人學者間に研究されてゐるばかりでなく、外國の學者に依つても論著が公にされてゐる。Rudolf Schüffner, Die Fünferschaft als Grundlage der Staats- und Gemeindeverwaltung und des sozialen Friedens in Japan zur Zeit der Taikwa-Reform und in der Tokugawa-Periode (1938) の如きはその一例である。

しかしこれらの研究が外國人のものはいふまでもなく、邦人のものと雖も、なほ五人組帳に現はれた五人組制度を研究したものであつて、實在せる五人組そのものが如何なるものであるかを十分に調査したものではない。加ふるにその素材となつた五人組帳をも十分に検討してゐない。そこに規定されてゐる條目が、恰も常に五人組においてそのままに施行されてゐたかの如く論じてゐる。徳川時代の法律制度が如何なるものであつたか、少しく同時代

の研究に従事した者は直ちに気がつく筈であるが、極端にいへば、當時の法律に規定されてゐることは殆ど實行されてゐないといつてもよいくらゐである。五人組帳前書、即ち五人組の規定が直ちに徳川時代の五人組制度の眞實の姿であると解することは出来ない。

又一口に五人組帳といつても、いろいろな種類がある。かつ今日遺つてゐるものの中には、實際に使用したのもあるし、單に何かの参考に筆寫したもの、習字の手本にしたものなどもある。それらの資料的價値はかなりに相違するものであり、一樣に論斷出来ないことは明かである。その形式も各自それぞれ異なつてゐる。

明治以降の五人組制度も形式においては關聯するところがあるが、實質上相違するものである。その點については後に多少これに觸れることとして、ここでは徳川時代の五人組帳に一先づ限定する。本來五人組制度は武士及び町人にも存在してゐたのであるから、それらの五人組帳も存在する筈である。しかし實際にはその存するものが極めて稀であり、又その前書の内容も在方、即ち地方のそれとは著しく異なる。故にここでは問題を在方の五人組帳にのみ限定する。從來の五人組制度研究の資料となつたものも、すべて地方五人組帳のみである。

序でに武士の五人組帳中管見に入りしものについて述べれば、次ぎに掲ぐるものはその一つである。即ち文政五年正月九日付五人組連判帳と題するもの前書であるが、藩名その他は不明である。湯野川善造組とあり、その内容からみて武士の五人組帳と推定した。その前書の全文は次ぎの如くである。

「從先年度々被

仰出候御條目之趣違背仕申間鋪候、勿論博突女色之交者不及申、總而酒食醉飽ニ至、身分を忘、不似合舉働仕間敷候、尤組合仲間之者無疎意相親、若不調法之儀於有之者、互に無遠慮異見を加ひ、不相用者有之者、不隱置急度可申出候、隱密仕、外々相聞候は、組合可爲越度候、仍毎月無怠慢寄合仕、諸事相互可遠吟味候事、一男女諸縁定同等以上は各別、以下江之取組は組合江遂内評、其上可及内約候、縦親族之取結たりとも、組合於不同心は不及異儀可致延引事」

その外同じ組の同年の「五人組帳」、安政三年正月湯野川庄司組「組付御扶持方五人組連判帳」及び安政六年正月湯野川半左衛門組「五人組連判之帳」等があるが、そのうち前書の存するのは安政六年の分であるが、前記のものよりもさらに簡單である。

「御請狀之事

此度我々五人組被相改、從先年被

仰出御法度道相背者於有之者、主人者不及申、面々召仕・門屋・借地・屋守等迄、遠吟味可申候、其上不法ケ間敷儀及見聞候ハ、不見遁、一應異見を加へ、不相用もの於有之者、相互無遠慮及僉儀可申旨申合、其上にも致穩便、略々露顯仕候ハ、其身者不及申、伍人組合之者共越度被仰付候、爲後日仍如件」

その人員をみると、何れも變動甚だしく、夥しく張紙を貼じてゐる。それらの點においても百姓の五人組帳とは

趣きを異にしてゐる。なほ桑原三郎氏に「近世に於ける武士五人組制度について」(『軍事史研究』第四卷第二號)といふ論文はあるが、別段新しい資料を提供されてゐない。

なほ町方に關するものとしては、帝國圖書館所藏のものうちに、安政七年の「町方御取締規定書五人組名前帳」(一、一四八、一九)なるものがある。「な組割合一件」「某氏箱館より來書之節鈔」「人家建増産物賣捌方之儀ニ付御取調可請見込廉書」と合冊になつてゐる。それら並びに本條目中の地名などに依ると、備中國後月郡井原町のもゝと推定される。全文二十四箇條から成る。即ち次ぎの如し。

町方御取締規定書之事

前々被 仰出候御法度筋地方五人組御條目之趣彌堅く相守、可奉重
御上事

一家内陸敷諸親類としたしく、他所が出稼致し居候ものたりとも、決而差別不相立和融致し、主人者下人を憐、諸事正路ニ家業出精可仕事、

一當町之儀者在方之町立ニ而、表商賣一ト通ニ而者難取續候間、以來町並五人組相定、女房并十歳以上之男女子供たりとも相應之内職致し、組合ニ而日々職業之様子見廻り相改、取續致し候もの壹人順番ニ取組、當午々來ル卯年迄拾ヶ年之間、別而家業勵ミ合、若不精之もの御座候へ者、組合・町役人々異見を加へ、急度取締、其上不相用候得者御訴可申上事、

一勝れて忠節孝行之もの、又者貞節之女有之者、其跡を糺し、委細以書附御届申上候得者、御糺之上御褒美可被下置候、且又主親之しめしをも不相用、身持不埒ニ而、所ニ難差置ものハ、早々御訴可申上候、
一孤、又者子なき老人、并病人等、都而渡世成かたきもの者村町役人者不及申、町中ニ而はごくみ助合遣し可申候、且行所も無之召仕之者者理不盡追出申間敷事、

一往來之旅人相煩候得は、何様之輕きものたりとも、聊龜略ニ不仕、早速醫師ニ見せ、いたわり遣し可申事、

一往還筋ニ而諸家様御通行御座候ニ付、御武家様方者勿論旅人江對し、聊無禮無之様、妻子之者迄心付ヶ七日市并今市共宿役人大切ニ相勤め、諸侯様方七日市江御泊り之節、御下宿致不足候へハ、西江原村地内ニ而も、御宿割を請、別而火之元等入念可申事、

一(不明)説・浮説・張紙等決而仕間敷候、神文を致し、徒黨ケ間敷儀者不及申、猥ニ申合印形等取揃申間敷、庄屋方ニ而御條目宗門帳ニ押候外、印形拵申間敷、改印仕候へ者、町役人江申出交易會所江印鑑差出、町役人者御役所江御届ケ可申上事、

一喧嘩口論常々相慎、人殺・火付・盜賊・狼藉者有之候得之、町中出會搦捕、早速御訴可申事、

一町中申合、相應之所ニ番屋を造り、番人附置、年中一町毎ニ申合、夜廻り等順番ニ相勤、火之元・盜賊別而入念、祭禮等之節者別段、一町毎ニ村町役人見廻り、番人等嚴重ニ付置可申事、

一七日市者本宿ニ付、一鉢ニ旅人宿致候積り、新町・今市町者今般御取調之上、御鑑札御下ヶ渡相成候外者、商

人宿致申間敷、出所不知もの并壹人旅之もの者一夜之宿も不可借候、宿屋渡世之ものニ而も、若旅人参り宿借り候へど、能く承札疑敷様子無之候得之、町役人江相届候上、宿借遣し、尤一夜之外逗留決而不爲致、無謂二夜三夜逗留致し候もの有之者、町役人江相届ケ、品ニ寄御役所江御訴可申上事、

一町中之もの共他所江罷越、當分少く逗留致し候程之儀者町役人江相届ケ、奉公ニ出候敷、又者日數相掛り候程之儀者町役人、五人組ニ急度相届ケ、請差圖、町役人他國江罷越候節者、御役所江御届可申上事、

一他村之もの子細有之、其所を立退來候得は、縦令近き親類たりとも差置不申、當町江出稼等致候もの有之、出所・職業之様子篤と相糺、御作法之通可取斗事、

一町中之もの共御鑑札表限り、正路ニ商賣致、親規ニ商賣相始メ候もの者、其度ニ町役人江申出、故障有無相糺し、御役所江御願可申上候事、

一家作、或者婚禮・葬式等分限ハ精ハ手輕ニ致し、新宅之弘・初産之祝杯不相應之儀仕間敷、且祝儀・不祝儀・

五節句等猥ニ寄合五ニ和合酒肴をもてゐそび、或者品物取やり等致し候無益之雜費・贈答ハ堅く相止可申事、

一非常之儀、又者市中申合等ニ付、寄合候節、料理ケ間敷儀者勿論、酒肴等一切取扱申間敷、惣而無益之町入用不相掛様常ニ可心掛事、

一公事出入之儀相互ニ非分之儀無之様相心得、和融致し候へハ、おのつから爭論等有之間敷事候間、村町役人并組頭ハ厚及理解、出入ケ間敷儀無之様五ニ可相慎、不得止事出願致し候節者、村町役人取次、印形を以可願上事、

一當町方近來別而及困窮居候折柄、人家御建増進ニ立直り方御仕法ニ相成、御陣屋元者郡中村ニ風俗之鏡ニ茂相成候儀ニ付、町方者別而風俗を改、立直り方御仕法之規模相願候様、小前末ニ迄厚心を用、御國恩之程厚相弁、忘却仕間敷候事、

一博突者諸惡之根元ニ相成候故、別而御嚴重被 仰出も有之儀ニ付、町中五ニ吟味いたし合、萬一勝負事相好ミ候もの他所より参り候得之、早ニ爲立去、碁將茶ニ而も、家業之妨ニ相成候儀者決而致間敷事、

一去ル辰年嚴敷儉約之儀被 仰觸相用ひ罷在候得者、御仕法年限中者別而衣類者僉服を着用仕、猥ニ寄合酒食等不取扱、銘ミ之食物者大坂市中之風儀ニ相ならひ、貧富ニ不拘朝一度者粥ニ而も食用致し、儉約を堅相守可申事、

一町方祭禮等之節、他所ハ親類・縁者・懇意之もの數日逗留掛ケ罷越、銘ミ多分之雜費を費候てハ、立直り方御仕法之妨ニも相成候間、平生親敷附合、祭禮之節は親類知音たりとも、旅籠渡世之もの方江止宿爲致、無據逗留爲致候もの有之候得は、町役人江相届可申候事、新町・今市・七日市共是迄風儀惡敷、小商内等致し候ものも悉く掛ケ捨りに相成、無據高利を貪候様相成候間、見世方も繁榮不致、商賣取續候もの無之様相成候へ共、此度御改革御仕法ニ相成候上者、町中家並之内商賣相始メ相互之儀ニ付、諸取斗都而六十日限り掛銀取集メ、掛捨リ・帳切等決而不相見込、下直ニ諸品賣捌候様、堅御取締被 仰付候間、拂方(に)おゐても嚴重ニ相拂、若相滞候もの御座候得は、嚴敷及催促、其上ニも相滞候得は、御役所江申立、御取調請可申候、借財高相嵩候迄、等閑置候得者、賣主迄急度可被及御沙汰、且又他向ハ金銀等借請、返済相滞、他村・他町ハ掛合來り、町

役人拂方申付候共、不聞入、御役所江兩三度も願立候儀ニ至り候得は、組合仲間相省、急度可被及御沙汰事、一諸間屋并小商人ニ至る迄元方多分借財致し、返済方手段無之迎、家財・居家敷分散之手立を以濟方等、決而致間敷、且借財ニ差迫り、逃去り候もの有之候得は、早々御役所江御届申上、親類組合急度尋出、御取締可奉願候事、

一在方・町方諸商人其外御陣内江致出入候者、御門出入御鑑札御下ケ渡相成居候もの之外、出入仕間敷、御役所江罷出候者郷宿名印書附を以御門番所江其時ニ斷、書(付)無之もの者御出入仕間敷旨、兼而被仰渡之趣、彌堅相守可申事、

一御陣内御役人様江町方住居之ものも金銀米錢・諸道具者不及申、聊輕き品ニ而も賄賂音物等一切仕間敷、且又御役人様町方江御出役等之節者、御末ニ至迄、御馳走ケ間敷儀仕間敷事、

一御領知村、ノ諸産物持出し候ニ付、百姓共江對し非義不直成儀、決而仕向ケ申間敷、其餘町方諸事御取締向、兼而被仰渡候御請書之通堅相守可申事、

一新町・今市・七日市宿とも人家一列ニ相成、一時ニ立直り方御仕法相立候上者、以來別而和融仕、諸事無隔意申合、供ニ繁榮仕候様兼ニ申合可仕候事、

右者諸家様御銀札惡弊ニ付、御領知村ニ御救爲御仕法、當町方江人家御建増、御領知村ニノ諸産物持出し候ニ付、町中御取締御規定被仰渡候趣、大小之百姓共、地借・店借・其外召仕末ニ之者迄、毎月肝煎方ニ而讀聞、毎年正月

中五人組相改請印取揃、御役所江差出、永々無遺失相守可申、若相背候もの御座候得は、本人は不及申上、在町役人・五人組迄如何様之御沙汰ニも可被仰付候、爲其家並五人組銘ニ御請印差上申處依而如件、

安政五年十一月

右 被仰出候御條目奉拜見、肝煎方ニ寫置、大小之百姓并地借・店借其外召遣末ニ之もの迄、毎月讀聞可申候、尤諸商人町中住居之もの不殘、一ヶ條宛心得仕、御條目之趣相守可申候、若相背候もの御座候得は、本人共不及申上、肝煎・行司・組頭迄如何様之曲事ニも可被 仰付候、爲其家並五人組御請連判奉差上候處依而如件、

安政七庚申年正月

上掲の第三條に、「當町之儀は在方之町立にて、表商賣一ト通にては、取續き難く候間、以來町並五人組相定め云々」とあるやうに、この町は町方には違ひないが、まだ十分に都市的性格を有するほど發達してゐないので、そこに五人組のやうな制度を特に必要としたともみられる。概していへば、都市における五人組帳の存在は極めて乏しいものといへよう。

要するにここに問題とするのも百姓五人組帳であつて、武士や町人の五人組帳ではない。又五人組そのものでもない。徳川時代の五人組を明白にする前提として、五人組帳の資料としての價値を一應検討して置かうといふのである。最初に先づ五人組帳の形式について論じ、次いでその内容について検討しようと思ふ。

第二章 五人組帳の形式

最初に五人組帳の名稱に依つて種類を分かつと、大體四種になる。元來五人組帳に種種なるものあることは前にも一言したが、その名稱の如きも亦種種多である。

(一) 「五人組御仕置帳」「五人組帳」「五人組連判帳」「御仕置五人組帳」「五人組御改帳」「五人組書上帳」「御法度五人組書上帳」「五人組約定」「五人組證文」「五人組前書御條目」「五人組御改」「五人組御箇條帳」「宗門人別五人組御改帳」「惣百姓五人組連印帳」「御制禁被仰渡五人組帳」「御箇條仕置五人組帳」「宗旨御改五人組帳」「石高人別五人組御改帳」「五人組詰帳」「御公儀様御定五人組帳」「百姓五人組御改帳」等極めて區區たるものであるが、これらは何れも明白に五人組の名稱を附してゐるものである。

(二) 五人組の名稱はつけてはゐないが、五人組帳と同様のものがある。それらの名稱は、「御法度書」「御條目」「地方御條目」「御仕置條々」「條々」「諸國御料所諸百姓江被仰渡候御書付」「御法度證文」等の如く、一見法規集と解さるるやうな名稱をつけてゐるが、實際には五人組帳の前書と同様の効果をもつてゐるものである。

(三) 上述の名稱に依つても明かであるやうに、五人組帳前書の内容を形成するものが、支配者の法規であり、

従つて時代の推移するにつれて新しい法規を補充する必要を生ずる。さうした法規は特に五人組の惣連判を要求する。従つて五人組帳前書と同様、又は時にこれに代つて五人組の規定となる。この種のものには、「御趣意書」「御觸」「御條目連印帳」「取締方御請印形帳」「御請書」「御改革御改帳」「村中惣連判證文帳」「小前連印帳」「御趣意ニ附諸向取極議定書」「惣百姓連印御請書」「議定連印帳」「御改革御取締御條目」等種種多な名稱を採るが、大體五人組帳に准ずるものとみられ得る。その理由については、後に内容について詳論する時に述べることにする。

(四) 最後に上述の諸書と異なり、村民自體の發意に依つて規定し、五人組が連印してゐるものがある。それらは「村内取極議定連印帳」「議定書」「村法」「村内萬端取斗方規定」「取締規定書」「村法之帳」「村中議定連印帳」「村内規定小前連印帳」等の名稱を附してゐる。自治的な意味をもつ點においては、所謂五人組帳前書の上からの命令的规定とは本質上異なるものではあるが、當然當時行なはれてゐた法規に従ふものであり、又五人組帳の規定同様に村民の生活を制約するものであるから、准五人組帳として研究資料となす必要がある。殊にそれらは幕末期に多くみられ、従つて明治以降の五人組と聯關して考へる時に、特に有用となる。

以上の四種のうち(三)及び(四)はここでは直接の研究對象とする必要はない。勿論實際資料を取扱ふ際には嚴重に區別し得ない場合も少なくないが、大體(一)及び(二)を五人組帳の原資料とみてよい。これらの原資料はすでに多く印行されてゐる。穂積博士の「五人組法規集」には九十四種を算へてゐる。又名古屋控訴院編纂の「司法資料」第拾七號「愛知縣現存五人組文書集」には三十九篇の文書を蒐録してゐるが、そのうち觸書的なもの、

即ち第三に屬すべきもの七、雜篇二を含んでゐるので、事實五人組帳と見做すべきものは三十篇である。その外地方の民政資料や郷土史等に散見するものがいくつか存してゐる。又最近穂積重遠博士が父君の素志を紹いで、數百の新資料を印行されるといふ。

勿論これらの印行された諸資料も根本資料として重要なものであることは疑ひないが、ただその原資料となつたものが如何なる性質のものであつたか——この點については後に述べる——について明かでないため、その價值を幾分減ぜざるを得ない。例へば實際に使用したものか、他から轉寫したものか、單なる習字手本であつたか、それらの相違に依つてその資料的價值が著しく相違するからである。

今私がこの研究の直接の資料として使用せんとするものは、それらの印行されたものではない。かく特に當時のものを研究の基本として使用するのも、原資料と印行された資料との間には、上述の如き價値の相違があるために外ならない。私の使用したものは、第一種・第二種合せて百數十冊に達するが、そのうちには同一村同種のものもあり、實際には後篇資料篇に覆刻した百拾七種に過ぎないが、大體五人組帳の性質を知るに足るものと思ふ。

前述したやうに一口に五人組帳と呼ばれてゐるものでも、その形態書式等は決して同一ではない。美濃紙に書かれたものもあれば、半紙のものもあり、横帳もあれば、長帳もある。要するにその多くが届け出されたものではなく、自家の控へ、又は副本として名主又は庄屋の手許に保存されてゐたものが大部分であるから、用紙その他が一定してゐないのであらう。

第一圖



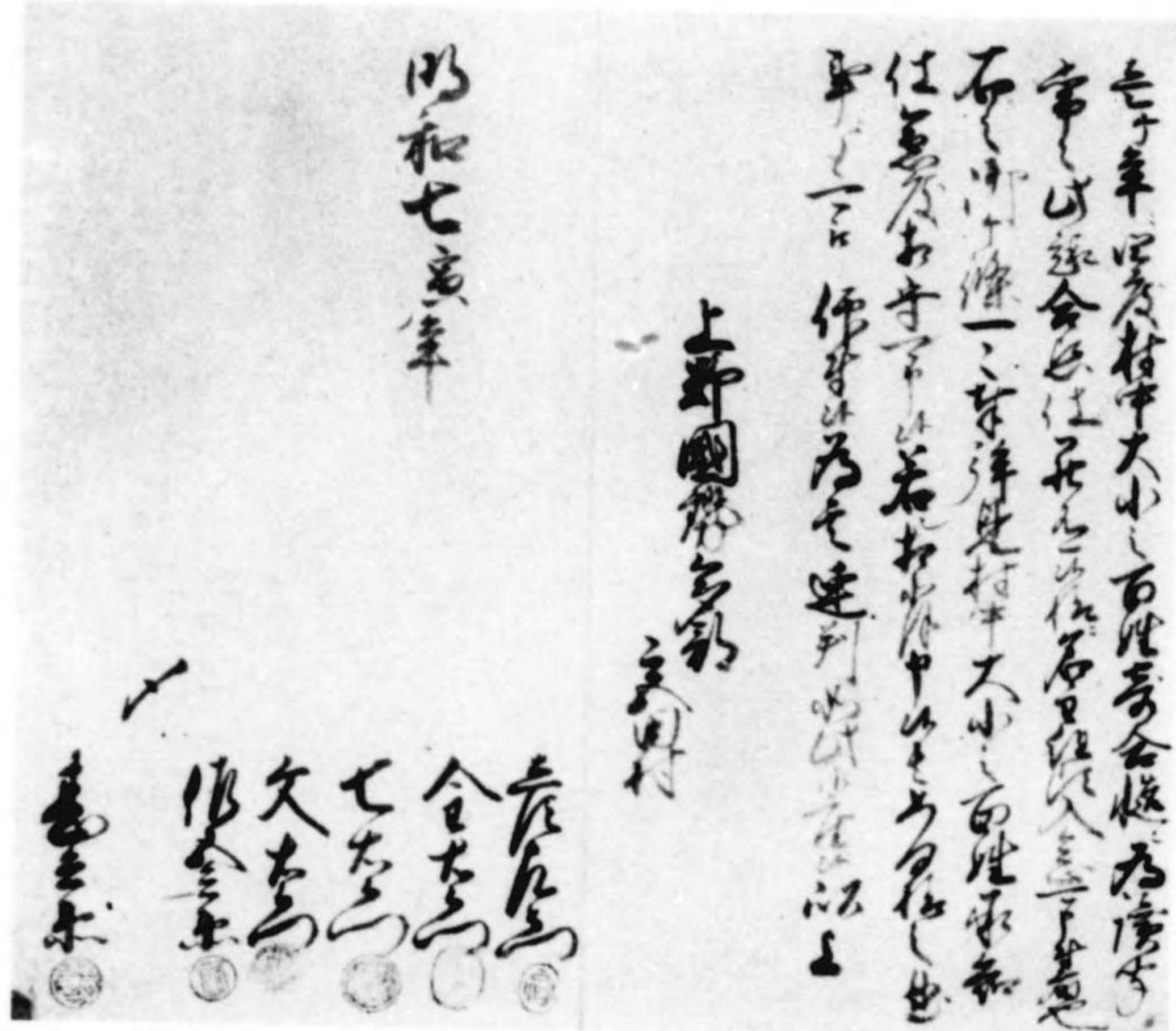
下野國都賀郡上村百姓五人組帳前書五拾六條
(正徳六年)

圖 三 第



帳攻御組人五村田太領崎勢伊郡位佐國野上

(年七保天)



上野國勢多郡田村御置仕五目組帳

(明和七年)

圖 七 第



一 武藏國足立郡蕨宿五人組御制帳請印帳（安政二年）



三 武藏國埼玉郡下新井村五人組御仕置帳（弘化五年）



二 相模國愛甲郡妻田村五人組御改帳（嘉永三年）

それについて第一に疑問となるのは、五人組帳は宗門人別改帳と同様に、毎年必ず届け出たものかどうかといふことである。今この問題を解決する前に、一應五人組帳の書式及びその種類について述べて置かう。

(一) 普通五人組帳の完備した形式のものは、劈頭に前書があつて、——前書の形式については後に述べる——その後、五人組に分けて、各戸の人員を記載してゐる。その各戸の記事は極めて詳細なものもあれば、頗る簡単に名前、性別、年齢のみを記したのものもある(第一圖・第二圖・第三圖参照)。詳細なものは各戸の身分別(名主・年寄・百姓・水呑・家借等)石高、牛馬數その他を記載してゐる。この場合「五人組人別帳」なる名稱を採るものが多い。又さらに各戸の宗旨、檀那寺の印形を附し、「宗門五人組人別改帳」として、全く「宗門改帳」と合同してしまつたものもある。

(二) 前書と五人組各戸主連印のもの。これには各戸については何の記載もない。ただ各五人組別に當主の名が記されてあるだけである。最も普通の型である(第四圖・第五圖・第七圖参照)。

(三) 前書と村役人連印のもの。この種のものには恰も(一)(二)から五人組各戸の記載を除去したもので、村役人から代官又は領主への請狀の形態を採つてゐる。

(四) 前書のみのも。寫しや習字の手本、又は領主代官等から雛形として與へられたもの、例へば有名な山本大膳五人組帳の如きがこれであるが、中には庄屋・名主などが、自家の控に保持してゐたものもある。資料としての價値は少しく割引を要する。何故ならばそれがどの程度まで實際に使用されたものか實證することが困難だから

である。

(五) 前書なきもの。このうちには、五人組人別改めの如きものもあれば、單に五人組各戸主名のみを記したものである。時には前書の代りに、次ぎのやうな文句を記載したものもある。

「差上申御請證文之事

一、天保七申年被 仰渡候五人組前書并ニ別段被仰渡之趣共、月々名主・組頭・惣百姓・小前末ニ至迄爲讀聞、逸々承知奉畏候、若右ヶ候之内、聊たり共相背候者御座候ハ、何様之御科ニ茂可被仰付候、仍而惣連印御請書差上申處如件」

勿論この文言には多少の差違はあるが、その趣旨はほぼ同様である。これは要するに五人組帳前書の最後に記されてある御請けの文句のみを記載したのである。比較のため、一例を挙げると、下總國葛飾郡三輪野山村嘉永四亥年の「五人組書上帳」には、

「右御條目之趣大小之百姓其外水吞等ニ至迄、村中之者不殘奉畏候、常々無油斷可吟味候、若違背之者御座候ハ、當人は不及申ニ、親類・縁者・名主・組頭・五人組ニ至迄、何様之曲事ニも被 仰付候、爲其村中相談之上五人組ヲ相極メ連判手形差上申候、仍而如件」

要するに五人組帳の前書が數十箇條に及び、毎年一一全文を認めて提出することは、無用でもあり、不經濟でもあつたので、結局省略に附することになつたものであらう。

以上五種の形式のものが存在してゐるが、これを(一)實際に使用されたもの、即ち庄屋又は名主以下の捺印があり、提出すべき役所の記されてゐるものと、(二)單に五人組帳前書のみを記したものと、(三)五人組の組分けのみを記したもの、又は名主の参考とした控書とに分かつて觀察してみると、上述の如き五種の五人組帳が発生して來た所以を推測することが出来る。それは又五人組帳を實際に領主又は代官に届け出たかどうかといふ問題にも答へることにもなる。以下少しくこの問題を検討してみよう。

徳川時代の農村において最寄り相依つて五人組を構成してゐたことは明かであり、訴訟その他の場合に、名主・年寄等の村役人の名と共に五人組の代表者がある名を連ねてゐたことも事實であるが、五人組が日本全國に互つて構成されてゐたかどうか、又どの程度まで組織化されてゐたかについては多少疑問となり得る。五人組帳を毎年届け出てゐた村のあつたことは、すでに上述せる資料を以つても認められるが、又村に依つては五人組帳納付の諸入用を記載した帳面が残存してゐる。一例として、武藏國都筑郡大柵村の名主が同村の外、山田村、大柵下山田村、牛窪新田、合せて四ヶ村の宗門人別帳・夫錢帳・五人組帳納付のため、江戸出府の入費を記載したものを紹介して置かう。元治二丑年三月のものである。

丑三月十八日出府

一百四十八文

晝

一四十文

食

十九日

一百三十文

湯せん、髪結せん、そば

一六十八文

半紙一帖

一九十二文 百文渡ス

一貳百文

一六十文

廿日

一貳百文

一六十八文

一回だけでは済まなかつたものとみえ、續いて再度・三度目の出府入費を記載してゐる。

三月廿六日出府

一四十八文

一五十六文

一六十四文

廿七日

一貳百文

一百文

一百文

腰掛入用紙代共

畫 食

そ ば

畫 食

腰掛入用

青山 畫 食

湯せん、髮結せん

そ ば

魚 德 畫

腰掛入用紙代共

茶 づけ

一七十貳文

一四十四文

一百文

一金貳朱ト貳百廿八文

一同 壹朱

△金三朱ト壹貫四百七十貳文

一十六文

廿八日

一三六文

一五十二文

一貳百文

一六十文

廿九日

一四十四文

歸り茶漬

わらじ

溝ノ口茶づけ

宿 拂

良 助 江

ゆ せん

西ノ内

腰掛入用

魚 德

そ ば

腰掛入用

一貳百文

一四十八文

一四十八文

一四十八文

廿六日廿八日三泊リ

一金壹分壹朱

一同 壹朱

△金壹分貳朱ト壹貫五百三十六文

四月十日

一七十七文

一貳百文

一三六文

一五十六文

十一日

一貳百文

一五十六文

魚 德

わらじ

道玄坂、茶づけ

笹 原

宿 拂 茶 代 共

下 代

△金壹分貳朱ト壹貫五百三十六文

三軒茶屋 畫

魚 德

□(虫) 腰掛

ゆせん、かみゆいせん

魚 德

しがらき

十二日

一貳百文

一三十二文

一六十文

十三日

一三六文

一貳百文

一四十八文

一廿八文

十四日

一十八文

四月十日十四日夜迄五泊

一金壹分貳朱ト百十貳文

一同 壹朱

一同 貳朱

一貳百文

魚 德

ゆせん、かし代

そ ば

腰掛入用

魚 德

兩國ニ而茶づけ

見 付 前

腰掛入用紙代共

宿 拂

茶 代

下 代

日本橋ニ而 畫

一百廿四文
一四十八文

白銀茶づけ
溝ノ口うどん

金貳分壹朱ト貳貫百三十六文
惣金壹兩貳朱ト五貫百四十八文

最後のところ「日本橋にて晝」以下は十五日分で、四月十五日の日付を落したのであらう。「日數十三日掛り」と記してゐるのを以つても明かである。又金錢の合計が合はないが、暫くものままにして置く。何故三回出府しなければならなかつたのか。これらの村がいくつかの領主の會——即ち數給に分かれてゐたためかも知れず、又五人組帳・宗門帳・夫錢帳を一度に出さずに、それぞれに三度に納付したのかも知れない。何れにしてもこれらの村は五人組帳を納入する義務を負はされてゐたことは明かである。

それならばすべての村が五人組帳納付の義務を有してゐたかといへば、それは斷言しかねる。宗門帳の方は兎に角幕府に宗門方の奉行もあり、諸大名が自領の宗門改めをなし、その結果を届け出る規定もあつた（『歴史と生活』第四卷第一號所載「切支丹宗門改め」参照）。これに反し五人組の方にはさういふ嚴重な規定はない。又各領主も宗門奉行に依つて領民の宗旨を年々調査してゐるが、五人組の方は別段特殊の監督機關は設けてゐない。従つて五人組ほどの程度まで嚴重に實施されてゐたかは大いに疑問となる。

ここで序でに宗門改人別帳と五人組人別帳とを比較して見よう。兩者の形式は殆ど同様である。ただ前者が寺院の證印を有し、禁教を信仰しないことを誓約してゐるのに對し、後者は五人組に各戸を配し、五人組規定を遵守する旨を誓約してゐる差があるばかりである。その他内容に多少の精粗の別はあるが、それは村々に依つて異なる。

もし毎年この同じやうなものを二種作ることが甚だ無駄なことであると考へたなら、届け出る分は假令二冊作製するとしても、控への分は一冊にしてしまふのは自然である。従つて前述せる名稱のうちに、「宗門人別五人組帳」といふやうなものが出来たのであらう。又「五人組帳」の方は次第に人別を省略し、又は簡單にして、各戸の詳細な記入はこれを「宗門帳」の方に譲るやうになつたともみられる。故に残存せる資料についても、「宗門人別改帳」は「五人組人別帳」に比して、比較にならぬほど澤山にある。後者はむしろ稀であるといつてよいであらう。

要するに「宗門人別改帳」と「五人組人別帳」とは最初はそれぞれ別個に作製したものであらうが、やがて人別改めは宗門帳の方に一任し、五人組帳の方は單に戸主の連印、又は五人組の連印、又は村役人連印の形式に變化していつたのであらう。かつ前述の如く、前書も省略されて、最も簡單な形式を以つて提出されるやうなことも所に依つて起つたのであらう。

かく簡略化されたことは、明かに五人組帳が政治的にさまで重要と認められてゐなかつたからであらうが、それでも幕府直轄、即ち天領又は旗本領にあつては、かなりの程度この制度の維持獎勵が行なはれてゐたやうである。前掲の五人組帳納付の記録のある大柵村も天領と旗本領が入交つてゐる村である。又今日残存する五人組帳前書の詳細なもの多くは天領又は旗本領である。各大名領、殊に外様大名領にあつては、かなり後年まで、寶曆・明和の頃にさへ五人組の存在すら覺束なく、まして五人組帳の如きは作製されなかつたところさへあつたやうである。概していへば譜代大名領にあつては、幕命に忠實であつたやうだが、それでも五人組帳前書は比較的簡略なものが

多い。なほそれらの點については後述する。

ある特殊の場合、例へば君主が自己の領内に五人組制度を施行普及して、これを政治的に利用しようとしたやうな場合には、特に詳細な規定が設けられたことはある。即ち庄内藩や米澤藩の如きがそれであるが、それとてどの程度まで實行され、どのくらゐ續いたかはかなり疑問である。

米澤藩で上杉治憲が藩制改革に努力し、その手段として伍什組を形成せしめたのは有名な話であるが、最初「五人組帳を仕立村村の掟に可致事」と命じたのは明和八年である。然るにそれより三十年後の享和元年になつてもなほ十分に行なはれなかつたとみえ、有名な伍什組合の規定を發布したのである。その序言に、

「是迄も組合は有之といへども、頼母數定も聞へず候に付、此度改めて伍什并に近隣五ヶ村の組合被仰出候」とある。以つてその状態を推察するに難くないであらう。

鳥取藩の天保十一年と推定し得る御觸書中に、五人組について次ぎのやうな一條がある。

「一、五人組合之作法御郡ニ寄、等閑ニ相心得、名聞之委ニ相成候向も有之様相聞へ候、五人組合之儀者御賣物初、村方諸事締合之根元ニ候へ者、以來急度相改、人別身元之上中下を取調、甲乙無之様、年々割替組合可申候、上人斗り組合、又者中人、下人斗り組合候者、村役人可爲越度、委細文化十一年被 仰付候通之仕法、急度相心得、帳面嚴重ニ仕立、御定之通り毎年五月中ニ宗旨庄屋可差出事、」

これに依れば、同藩では文化十二年に何らか五人組に關する詳細な規定を作つたにも拘らず、間もなく名ばかり

のものとなつてしまつたらしい。右の觸書にしてもその後どれほど遵守されたかは疑問である。

かうした例はなほ多く擧げることが出来るが、概していへば寶曆・明和頃から幕末にかけて、一部に急に五人組の復活が唱へられてゐる。かの幕府の代官山本大膳の五人組帳にしても天保七年の板刻である。このことは又徳川時代の五人組制度の本質を物語るものである。その點についてはなほ「前書」の内容を分析する際に譲る。

要するに五人組帳の届け出や、その「前書」の内容の變化は一にその時その所の爲政者の如何に依つてきまるものといつてよからう。従つて同じ土地の五人組帳にしても、時代時代に依つて異ならざるを得ない。上述したやうに五人組そのものの政治的意義は宗門改め制度のやうな特殊の重要性を有してゐないから、漸次に簡略になり、前書は分離され、單に名主又は庄屋の手もとに置かれ、終には名ばかりのものとなるのであるが、そこに特殊の注意を拂ふ爲政者が出ると、又急に嚴重に規定されるといふ傾向を有してゐる。

〔註〕 前書だけが名主又は庄屋に保存されてゐることが何ら實效のないものであることは、當時の百姓の知的状態からも容易に推測し得るが、それについて米澤藩明和八年の郷村勤方心得（池田成章「鷹山公世紀」八九頁より）には興味ある注意がしてある。

「讀まず書かずの百姓に候へば、讀み書きの事は、石に木を植へ候も同じ事に候へば、無用の事にも候得共、教の本無之時は、教ゆる人も習ふ人も手依るべき道無之候、依之百姓を導き候目當を拵へて、此を五人組帳と名付、村村所に渡置き可然候、左候へば子供の今川狀を讀み候様に五人組帳を教へ候て、目に觸れ耳に觸れ居候時は、後年村村の教に可相

成候、年中村村へ數多の役人等群れ入て口口取取に申渡候ては、却て百姓の心を迷はし、行くべき道にも踏違へ、禍の元にて候、依之教へ候義を簡條に相記し置可然候。」

五人組帳を習字の手にさせたのも同じやうな考へからであらう。さらにその少し後に、

「右前條に相記し候通、百姓身持行跡を盡く五人組帳に認め、夫を目當に奢を制し、農業を勤め可然候、然し五人組帳を渡置候迄には、中中行届ざる事に候、是に於て小扱か木遣をして百姓を導き候義大事に候云云」

單に五人組帳を作り、規定を嚴重にしてあれば、實行されたと思ふと、大變な間違ひである。

故に同一村落に年代に依つて違つた五人組帳の存することは勿論であるが、それが必ずしも漸次にその法規が改善發展してゐるとは限らないのである。今一例として下野國都賀郡上泉村の例をとらう。同村の五人組帳は正徳六年(享保元年)・寶曆九年・明和二年・同四年・安永七年・天明六年・文化九年・同十二年・同十四年・同十五年の十冊残つてゐる。そのうち五人組帳前書の存するものは正徳六年・寶曆九年・明和二年・明和四年・安永七年・文化十五年の六冊であるが、明和二年以下は全然同一であるから、結局三種になる。全文は資料四・一五・一九に掲げてあるから、それを参照されたい。今簡條數のみについて見ると、正徳六年の分は前書のみ存し、五十六條附則十四條から成り、相當詳細な規定である。然るに寶曆九年の分になると、その規定は僅かに八ヶ條で附則はない。しかも五人組に各戸主を組分け印形をなした後に記されてゐる。さらに明和二年の分になると十九ヶ條附則一條に増加はしてゐるが、一般に比較して頗る簡單なものである。但しそれには五人組人別帳と稱し、各戸の人別を詳細

に記載してゐる。明和二年以下すべて同様である。これに依つてみれば、上泉村においては「前書」は初期の方が詳細で、末期に簡略になり、これに反し五人組人別取調べは末期の方が喧しかつたといふことになる。

上泉村は古河藩に屬するが、右三期についてみると、それぞれ領主を異にしてゐる。即ち正徳六年の領主は本多中務太輔、寶曆九年は松平周防守、明和二年以下の分は土井大炊頭となつてゐる。故にこの場合には領主の異なることに依つて、五人組帳に差違を生じたといふことが出来る。

ところが同じ領主であつても、場所が異なると、内容が同じでない。武藏國埼玉郡麥倉村は上泉村と同じく古河藩に屬するのにも、その寶曆十四年の五人組帳(資料一五参照)は、同じく土井大炊頭の時代であるのに、六十八條附則十四條といふ詳細なものである。寶曆十四年は改元して明和元年であるから、上泉村の明和二年の分とは單に一年違ひであるのに、簡條數は格段の相違である。なほこの點については、後に論及しようと思ふ。

さらに今一つ天領についての例を採つてみよう。武藏國豊島郡角筈村の五人組帳は元文三年・寛政六年・享和三年・文化四年・文化十一年・慶應二年の六冊残つてゐる。その外正徳三年の「諸國御料所諸百姓江被仰渡候御書付寫」と題し、總百姓連印のものが残つてゐる。これは五人組帳前書に准すべきものではあるが、ここでは暫く論外に置く。

元文三年の分は(資料八)表紙に「元文三年五人組帳」と記し、武州何郡何村とのみあつて、角筈村と明記してはゐないが、「前書」の後に角筈村惣百姓の連印がある。従つて同村同年の五人組帳とみてよからう。第一條は「前

「從公儀被仰出候御條目之趣云々」に始まり五十七條附則二十四條である。寛政六年の分は(資料三二)「兼日(而)被仰出候通り云々」に始まり七十三箇條附則六條である。名主・年寄等の村役人のみ連印してゐる。享和三年・文化四年・同十一年の三冊は前書なくして、五人組分けに各自連印せるもの、慶應二年の分は前書のみを寫してあるが、寛政六年の分と同様で、ただ最後の一箇條が省略されてゐるだけである。

以上に依れば天領においては、大體五人組帳前書が整備され、一つの形式に定まつたやうに思はれる。角筈村において元文三年の代官は柴村藤右衛門、寛政六年以後は大貫次右衛門であつた。この兩者の採用した五人組帳はその系統において相異なるものである。ここでも代官、即ち支配者の相違がその採用する五人組帳を異にする一應結論することが出来る。五人組帳の系統については、先づその外形からみた點だけを次ぎに略述して置かう。

五人組帳は元來支配者が自己の百姓統治に便宜のために作成したものであるから、法令又は禁令の集成となることは當然である。従つて幾多の五人組帳が何れも似寄つたものになるのも自然である。しかし徳川時代のやうな各地の風俗習慣に相當隔りのある場合、同一條目を強制することは、かなり困難であるが、それにも拘らず公儀の法度は法度として兎に角五人組帳に記載せしめたのである。その實行如何は別問題である。それでも各土地柄に依つて多少の特殊の規定を必要とするから、時にその地方だけの規定の存する場合もある。しかし今はそれらの内容についての問題には觸れずに、外形からだけみると、大體三つの種類に分けることが出来る。

第一種のものはその第一條が「兼日(而)被仰出候通り大小之百姓五人組を極置」に始まるもので、第二種は「前々從公儀被仰出候御條目云々」に始まるもの、第三種はその他雜である。この第二と第三とは内容がかなり區別であるから、結局最も系統を溯源し得るのは第一種のみであるといつてよい。

第一種のもは最も多くの諸書に五人組帳前書として記載されてゐるものである。「徳川禁令考」第五帙所載の「五人組帳前書之事」もこれに屬するが、編者は次ぎの如く註記してゐる。

「地方凡例録云、上方關東遠國御料私領共五家ツ、組合ヲ定メ、其内一家ヲ長トシ、是ヲ判頭ト唱へ、帳面ニ御大法之制禁ヲ書記シ、名ヲ認メ調印シテ、毎年支配役所へ出ス、是ヲ五人組帳トイフ、又云、五人組帳前書之御條目今世御代官所村村ヨリ差出ス、文言上方遠關關東支配ニテ文言違ヒアリテ區區ナリト、

今按ニ地方凡例録ニ載スル者五十四條、地方聞書ニ六十四條、大成令、教令類纂並ニ七十條アリ、此外尙ホ諸書ニ載スル者アル可シ、所謂文言違ヒアリテ區區ナル者ナリ、今大成令ニ載スル者ヲ抄出シテ左ニ全録ス、蓋歴世ノ法令ヲ包括シテ許裏ニ在リ、郷村農民ノ一目シテ了然タル者ナリ、云々」

右の引用書目中大石久敬の「地方凡例録」は多くの板本があり、寛政頃の著作である(「日本經濟大典」第四十三卷所收)。その所收の五人組帳前書は第二種に屬するもので、五十三條から成る。「地方聞書」については所三男氏が「社會經濟史學」第九卷第二號に「寛文版地方聞書に就て」と題し紹介されてゐるが、右「地方聞書」には五人組帳前書はないやうである。恐らく「禁令考」のいふ「地方聞書」なるものとは同名異本であらうが、未だ一見する

機會を得ない。「大成令」は寛永の頃から寛保の始めに至る徳川幕府の布達書付等を分類編纂したものであるといふ。故にそれは「御觸書寛保集成」と同時代のものであらう。

穂積博士編纂の「五人組法規集」にこの第一種のもを「享保集成絲綸録」より引用収録されてゐる。この「享保集成絲綸録」といふのは、「御觸書寛保集成」の神宮文庫本の名稱である（高柳眞三、石井良助兩氏編纂本の序言に従ふ）。従つて「兼日被仰出云々」に始まる第一種前書は少なくとも寛保頃には完成されてゐたのである。しかし私藏の五人組帳中、元文三年の「武藏國幸手領（不動院野村）五人組帳」（資料七）及び穂積博士編纂の「元文三年武藏國荏原郡六郷領五人組帳」は何れも右と同文である。そしてその七十箇條のうち、享保十九年九月の御觸書を加へてゐるところを見ると、享保二十年以後、元文三年以前の三箇年の間で作成されたものとみてよい。要するに百姓に關する重要な法令をその公布に従つて附加して行き、それが地方に依つて區區であつたのを、この頃何人かが集成したものと考へられる。恐らく當時の代官あたりが作成したのではなからうか。

これに關して武州都筑郡勝田村の天保十三年四月の「五人組前書御條目」の後に注意すべき覺書が附せられてある。この前書は前述の第一種のもので、七十箇條に三箇條を附加し、合せて七十三箇條の分である。前述の角筈村寛政六年以降のものと同文である。その覺書は資料六四に記載してあるから、それを参照されたい。

その覺書はそこに何らの説明もついてゐないので、何に依つて分析したのかも明かではないが、それに依ると、ごく古い五人組帳が本文四十箇條であり、その後享保までに三十箇條附加されたこと、その間に全文六十箇條の

前書（そこにいふ古代五人組御條）のこともあつたといふことを示してゐる。今これを明かにするためには各箇條の内容を検討し、これを原法文と對照することが必要になるが、ここでは要するにこれに依つて五人組帳前書が漸次に増大したものであり、元文二年頃までに七十箇條に集大成されたものであることが證據立てられればよいのである。この勝田村は代官伊奈半左衛門支配である。

この第一種の五人組帳前書は間もなく二箇條又は三箇條附加されて、かなり多くの村村で使用されてゐる。かの天保七年に板本となつた山本大膳五人組帳は七十箇條に、さらに七十七箇條を追加し、百四十七箇條とし、その箇條の多い點においては第一であるが、編纂者の民政家としての手腕は疑はれる。徒らに箇條を増大して、五人組帳前書の百姓を指導する實際的效果を零に近からしむる愚策である。

さらにこの第一種の前書の存する五人組帳を使用してゐる村落は大體代官支配のところである。大體天保頃以降幕府自體の方針も天領においてはこれに統一しようとする意圖があつたやうである。一例を探ると、代官山田茂左衛門支配下にあつては、第二種の型のものを採用してゐたが、天保元年奉行所の指令に従つて第一種のものに變更してゐる。即ち武藏國葛飾郡藤塚村、天保二卯年二月の五人組帳（資料五四）に、「從御支配様、御奉行様江御伺之上箇條文言御改正被仰付、五人組帳之儀、去寅年々改ル」として、「兼日被仰出候通」以下七十箇條の前書を記載してゐる。前述の角筈村も代官は變更したが同じ變化を示してゐる。

以上第一種の前書は大體外形から容易にその系統を跡づけることが出来るが、第二種及び第三種は外面に現はれ

た簡條だけでは、容易に溯源することは出来ない。他のところでは數簡條に分かれてゐるものを、ただ一簡條に纏めたものもあり、一概に簡條のみを以つて推定することは出来ない。五人組帳の形式から推斷し得ることは、ほぼ上述したところで盡きてゐる。

第三章 五人組帳の「前書」

五人組といふ制度の起原はこれを古き時代に溯ることが出来る。徳川時代の五人組の直接の源流として、豊臣時代の十人組を擧げることが出来る。又五人組の名稱が現はれた時期も相當に古く、穂積博士は天文五年の「百姓御仕置御法度」を以つて、その最も古きものに屬するとされてゐる（「五人組制度論」四四頁）。しかしかうした農民に與へられた法令が、五人組帳の前書に記載され、又はこれを記載しなければならなくなつたのは何時頃からであらうか。

すでに前述したやうに、五人組帳の表題に、御仕置、御法度、御條目等の名稱があることは、五人組帳が單に五人組制度の規定だけではなく、ある特殊の目的を有する帳簿であり、そのために特に前書を記載する必要を生じたのである。もし單純に五人組帳の前書を、恰も今日の學會や團體の規約の如きものと解し、五人組の規定であると解するならば、大なる誤りを冒すものである。

勿論その多くの條項のうちには、五人組そのものに關する規定がないことはない。しかしそれは極めて僅かである。もし嚴密にいへば、五人組の構成法を指示した次ぎの簡條ぐらゐなものであらう。

「一、五人組之義毎年可改之、親類・縁者又は仲能者斗不組合、町ハ家次、郷は最寄次第ニ組合、惣成組頭を相立、諸夏御法度相守可申、若五人組はつし、隠置候歟、又は組頭之下知ニ不隨者有之は、其壹組々可申出、詮義之上急度可申付事、」(資料一三、第三條)。

中には親類や仲のよい者だけ組合ふことを禁ずる規定等を別にしてゐるものもあるが、又これらの規定すらもなく、五人組の構成については、殆どこれを地方の情勢に一任し、問題としてゐないものも多い。上掲の規定の如きはその最も完備せる一例である。

その結果五人組の組織は各地において一様ではなく、かなり區區であつた。穂積博士も指摘されてゐるやうに、二戸一組の如きこともあれば、又十數戸を一組とするやうな例も皆無ではない。さらに庄屋・名主、その外の村役人をすべて組から除外するもの、庄屋・名主のみを除外するもの、全部を包容するもの等を生じた。故に「各町村の人民は遺漏なく五人組に編入すべきもの」としたとも斷言し得ないのである。勿論これは名主・庄屋等を役人とみて、除外したものと考へられないこともないが、何れにしても、それら組織の點は五人組帳前書にとつて、何ら重要な問題ではなかつたのである。

又五人組帳前書中にはしばしば五人組組合員の義務を規定してゐることは事實である。しかしそれらは要するに百姓の一般的義務を指示したものであつて、特に五人組に限定さるべき性質のものは甚だ少ない。その種の規定については、穂積博士がその著「五人組制度論」中に、詳細に記述されてゐるから、敢てここに贅言する必要がある

まい。要するに五人組帳前書と五人組そのものは、普通考へられてゐるほど密接な關係があるものではない。五人組制度が幕府の封建的統治の必要から生じたものか、又は民間の自治的要求から生じたものか、かなりの問題がある。しかしその何れから發生したものであるとを問はず、五人組帳前書は封建的統治の必要から規定されたものに外ならないのである。

五人組帳前書の發生は何時かといふ問題は同時に前書の作者は誰かといふ問題と關聯して論ぜらるべきであらう。現在知られてゐる最も古い前書は穂積博士編纂の「五人組法規集」の第一に掲げられてゐる武州新倉郡小檜村の「五人組帳」で、承應四年、即ち明暦元年(一六五五)の日附けがある。新倉郡は今の北足立郡に編入されてゐるが、小檜村については詳かでない。しかし同書は五人組帳の原本ではなく博士のいふところに従へば、手習本であり、その卷末には「干時元祿四年七月下旬、梅陽軒何某書之」とある由である。かつ又それは「村名主より法令遵守の請書を添へて差上げたるに過ぎず」とのことである。

もしこの種のものを探れば、「御當家令條」に現はれてゐる悪黨御制禁に溯るべきであらう。即ち寛永十四年(一六三七)十月廿六日である。本令條は「東京市史稿」市街篇第五にも掲載されてゐるが、その後の前書の形式の基礎ともみられるから、次にその全文を掲げる。

「 覺

一、從此已前被仰付候五人組、彌入念可相改事。

一、在_レ所_ニ悪黨無_レ之様、郷切に申合、常_ニ可_レ改_レ之。若不届成もの_ニ在_レ之は、穿鑿之上、五人組は不_レ及_レ申、依_レ其品一郷之者可_レ爲_レ曲事。

一、不審成ものに宿かすへからず。自然不_レ知してかし、あやしき事あらへ、縦親類縁者たりといふとも、早_ニ其處之庄や五人組迄有様可_ニ申届_ニ事。

一、御料私領共、或新田郷中江越來たるもの_ニ在_レ之時は、本之出所能_ニ相改、慥成者にて於_レ無_レ構は、可_ニ差置_ニ事。

一、郷中より奉公に出候共、又商賣に行候共、先の落著所を庄屋五人組に知せ罷越候様可_ニ申付_ニ事。

一、在_レ所_ニ盜賊之もの并悪黨於_レ有_レ之は、急度可_レ申_ニ出_ニ之、縦同類たりといふとも、その咎ゆるし、御褒美可_レ被_レ下_レ之、若隱置、他所より訴人在_レ之は、穿鑿之上、其五人組は勿論、庄屋共に可_レ行_ニ曲事。或同類或親類縁等にあたをなすへきと存、不_ニ申出_ニ儀可_レ在_レ之、右之通候ハ、内_ニを以_レ可_レ申_レ之、御褒美被_レ下_レ之、且あたを致し候ハぬやうに急度可_レ被_ニ仰付_ニ事。

一、在_レ所_ニ堂宮山林にからまり不審成もの於_レ見出_ニは相擲、庄屋并一郷之者相談之上、其所之地頭代官江可_レ渡_レ之。捕候義難_レ成候ハ、其村之庄屋所江可_ニ申届_ニ、御褒美可_レ被_レ下_レ之。然上は庄屋早速人をあつめ入可_レ擲_ニ捕_ニ之。自然とらへ候義難_レ成候ハ、相_ニ慕_ニ之、おちつき所江斷、擲取候様可_レ仕、若聞のかし見のかし於_レ令_レ致_ニ欠落_ニは、縦後日に聞候とも可_レ爲_レ曲事。

一、在_レ所_ニ悪黨在_レ之時は、なりを立へし。然は先_ニの村_ニより出合、可_レ召_ニ擲_ニ之、御褒美可_レ被_レ下_レ候。若不_ニ出合_ニ郷中は、穿鑿之上、可_レ爲_レ曲事。

一、悪黨とらへ候刻、地頭代官其所に不_ニ在合_ニ候ハ、江戸江召連、奉行所江可_レ指_ニ上_ニ之。諸事入用、從_ニ公儀_ニ可_レ被_レ下_レ事。

右在_レ所_ニ盜賊之族在_レ之而切_ニ惡逆を致候事、給人_ニ之面_ニ、御代官之輩、油斷被_ニ思召_ニ候。堅相改、惡黨穿鑿すべし。若令_ニ不沙汰_ニ、此後惡人於_レ有_レ之は、其處之給人代官常_ニ可_レ爲_レ不念。此外御法度之儀、彌念入可_ニ申付_ニ者也。

寛永十四年丑十月廿六日

武藏。相模。伊豆。上總。下總。安房。上野。下野。常陸。甲斐。信濃。此國_ニ知行在_レ之面_ニは、右條數之趣堅可_レ被_ニ申付_ニ候。并領内之寺社江も可_レ被_ニ相觸_ニ者也。〔「徳川禁令考」第五條にもあり〕。

この以前にも郷村に對する規定は、慶長七寅年十二月六日の郷村掟を始め、屢々出されてゐる。慶長八卯年三月廿七日の諸國郷村控、慶長十六亥年三月郷村制札、元和二辰年七月年貢納方之條、寛永五辰年二月九日の百姓著物之事、同八未年九月廿一日の女并手負其外不審成者を船にて越候儀停止之事等、何れも「徳川禁令考」中に見えてゐるが、断片的であり、五人組の責任については一言も觸れてゐない。然るに前記の惡黨御制禁に至つて、始めて明瞭に五人組を問題としてゐる。法令の性質にも據ることと思ふが、他方五人組制度を利用して法的取締を強化

せんとする意圖がみられる。この點にこの法令の重要性が認められる。従つて五人組帳の前書がこれら諸法令の抄出から成るのは當然である。爾後の前書の箇條中にも、これら古い法令の文句がそのままに残存してゐる。即ち寛永十四年の悪黨御制禁以後、明曆二年(一六五六)十二月の盜賊人御穿鑿條々並びに寛文六年(一六六六)十一月十一日の關東御領所下知狀等を檢すれば、そこに五人組帳前書の箇條と全く同一の文章を多く發見するであらう。

しかし他方前述の如く、承應四年の五人組帳の寫しと見るべきものがあり、よしこれを前記の理由から排除するとしても、寛文五年(一六六五)の金崎村五人組帳なるものがある(穂積博士「五人組法規集」所收)。五十一箇條よりなり、かなり詳細なものである。金崎村の名稱は武藏及び下總にあり、その何れとも判定し得ない。本帳は關東御領所下知狀よりも一年前のものであり、その法令抄出の致方にも相當ひらきがある。又それより以前にも信濃國佐久郡下櫻井村に二十一箇條から成る寛永十七年(一六四〇)のもの、四十七箇條から成る慶安三年(一六五〇)の五人組帳が存在するといふ(「信濃」第五卷第二號所載、市川雄一郎「寛永及慶安の五人組帳に就て」)。

以上の結果を要約すれば、五人組帳前書は幕府自身の制定したものでなく、幕府の代官・旗本・領主又はその代官等が法令の徹底を期して、主として幕府の法令を抄出したものであらう。従つて寛文年度以降、幕府法令の完成複雑化するにつれて、五人組帳前書も亦複雑化するに至り、又地方に依つてその開始に遲速があつたのであらう。私の蒐集し得た五人組帳中、「前書」の存するもののみをとつて、少しく検討してみよう。

最も容易な検討法は年代別に併列して箇條數を比較するにあるが、この一箇條の内容は各地に依つて相當大なる差違がある。例へば盜賊追捕の箇條にしても、一箇條に纏めたものと、二箇條に分かつものと二種ある。即ち

「一、盜賊悪黨者有之候ハ、村中之者早速出合、召捕可申候、若近郷々追來候ハ、無油斷出合捕候而、其子細相尋、追來候者江相渡、可然筋に候ハ、證文取、可相渡、若難相渡訳有之候ハ、追來候者共留置、役所江可申出、堂宮・山林・野・川原等に不審成者からまり有之候ハ、村中立合、擲取可置候、若擲候儀難成候ハ、跡をしたひ行、先江斷置、早可注進候、縦同類ニ而も、其科をゆるし、仇をなさざる様可申付候、萬一隱置敷、又は見逃、聞逃シいたし、外あらはれ候ハ、本人ハ不及申、名主・組頭可爲越度事、」(資料四八)

「一、堂宮・山林ニ怪敷者不罷有様ニ常ニ吟味可仕候、惣而行衛不知もの一切差置申間敷事、
一、郷中番屋之義、如有來ル、番人指置、不審成義有之ハ、聲をたて可申候、自然盜賊候ハ、番人ハ不及申、所之者もかけつけ捕へ可申候、むさと殺シ申間敷候、若不出合もの有之ハ、可爲越度事、(資料四五)
かく簡單なものと複雑なものとは相當相違はあるが、大體において箇條數に従つてその精粗を比較しても大なる誤りではないと思ふから、箇條數並びに領主別を年代別に併列してみると次ぎの如くなる。

資料 番號	年 號	村 名	領主又は代官名	本文	附 則	備 考
一	元祿四年	下總國葛飾郡三堀村	天領 伊奈半十郎	三九條	ナシ	別に盜賊 取締規定

二元	元祿十一年	同	上	庄内藩	八五條	一四條
三元	元祿十五年	上野國安中領上野尻村	安中藩	六六條	一〇條	
四元	正徳六年	下野國都賀郡上泉村	古河藩	五六條	一四條	
五元	享保十五年	武藏國荏原郡久ヶ原村	本多中務太輔	六二條	二七條	
六元	享保二十一年	武藏國埼玉郡四糸村	(旗本領)	九條	ナシ	
七元	元文三年	武藏國葛飾郡不動院野村	阿部能登守	七〇條	六條	
八元	同年	武藏國豊島郡角筈村	(天領)	五七條	二四條	
九元	享享二年	武藏國多摩郡澤井村	天領	七一條	六條	
一〇元	延享五年	上野國邑樂郡狸塚村	柴村藤右衛門	五六條	七條	
一一元	同年	下野國葛飾郡屏風村	天領	四九條	二五條	
一二元	寬延三年	不明	伊奈半左衛門	七二條	六條	
一三元	寬延四年	下野國相馬郡神浦村	天領	七八條	二〇條	
一四元	寶曆九年	下野國都賀郡上泉村	稻垣藤左衛門	八條	ナシ	
一五元	同年	武藏國埼玉郡麥倉村	古河藩	七二條	一〇條	
一七元	同年	羽前國田川郡狩川通	松平周防守	三五條		

別に御觸書

一六元	寶曆十四年	武藏國埼玉郡麥倉村	古河藩	六八條	一四條
一九元	明和二年	下野國都賀郡上泉村	土井大炊頭	一九條	一條
二〇元	明和四年	武藏國高麗郡中藤村	土井大炊頭	六五條	一七條
二一元	明和七年	上野國勢多郡宮田村	天領	七〇條	一一條
二二元	明和九年	武藏國多摩郡下師岡新田	天領	七二條	六條
二三元	安永八年	羽前國田川郡大山御領	天領	四四條	二六條
二四元	安永九年	武藏國多摩郡宇津木村	私領	一條	ナシ
二五元	天明四年	上野國市原郡小佐貫村	(旗本領)	三〇條	一〇條
二七元	天明八年	上野國武射郡戸田村	旗本領	一條	ナシ
二八元	同年	遠江國相良	田村富三郎	七一條	三條
二九元	寬政二年	上野國望陀郡飯富村	天領	七三條	六條
三〇元	寬政三年	下野國葛飾郡船橋海神村	伊奈攝津守	六六條	一條
三二元	寬政六年	武藏國豊嶋郡角筈村	(天領)	七三條	六條
三四元	寬政八年	下野國都賀郡大久保村	天領	一二條	三條
三五元	寬政十年	武藏國幸手領西大輪村	大貫治右衛門	九條	二條

最後に宗門請狀を附す。簡條書を省略せるものか。

三六	寛政十年	武藏國都筑郡山田村	旗本領	四〇條	四條	別に「一條より申渡一六條」(附三條)附記す。
三八	文化五年	徳永村	志村又右衛門	七條	ナシ	
三九	文化七年	上總國望陀郡高柳村	旗本領	七條	ナシ	
四〇	文化八年	武藏國多摩郡上長淵村	柴田七左衛門	六五條	二〇條	
四一	文化十年	上總國市原郡菊間村	田安領	一〇條	一條	
四四	文政四年	上總國市原郡不入斗村新田	旗本領	六五條	一七條	
四五	文政五年	信濃國佐久郡茂澤村	長田幾之助	五六條	二九條	
四六	文政六年	下總國香取郡橋田村	山田茂左衛門	六四條	二〇條	
四七	文政八年	不明	田安領	五四條	二〇條	
四八	文政九年	下野國芳賀郡上籠谷村	不明	七四條	二二條	
四九	同 年	下野國芳賀郡加倉村	天領	七四條	二二條	
五〇	文政十年	下總國葛飾郡大畔新田	天領	五五條	二二條	
五一	同 年	播磨國川邊郡木津村	伊奈友之助	七一條	二二條	
五二	文政十一年	上總國市原郡岩崎新田	天領	一五條	一條	
五三	文政十三年	下總國千葉郡下坂尾村	水野壹岐守	二一條	一條	
			堀田備中守	二一條	二條	別に「一條より申渡一六條」(附三條)附記す。

別に「一條より申渡一六條」(附三條)附記す。

*五四	天保二年	武藏國葛飾郡藤塚村	天領	七〇條	六條	親類書上付しあり。
*五五	天保三年	武藏國埼玉郡古新田	山田茂左衛門	七三條	六條	
		上野國佐位郡太田村	關保右衛門	一七條	五條	
		不明	伊勢崎領	五七條	一九條	
		不明	不明	一七條	五條	
六一	天保十一年	上野國佐位郡下植木村	伊勢崎領	一七條	五條	附載あり。
六二	天保十二年	武藏國葛飾郡牛嶋村	天領	七〇條	六條	
六三	同 年	上野國新田郡尾嶋村	關保右衛門	五五條	二二條	
六四	天保十三年	武藏國埼玉郡樋遣川村	伊奈友之助	四九條	一四條	宗門改請狀等附記、附載あり。
六五	同 年	武藏國都筑郡勝田村	天領(?)	七三條	六條	
六七	天保十四年	上總國山邊郡粟生村	(旗本領)	一三條	七條	
六九	弘化五年	上總國望陀郡神納村	(旗本領)	一七條	一條	
七一	嘉永二年	武藏國埼玉郡下新井村	(旗本領)	一五條	四條	
七二	嘉永三年	武藏國橋樹郡木月村	旗本領	七條	ナシ	
七三	嘉永四年	相模國愛甲郡妻田村	森川氏	三七條	五條	
		下總國葛飾郡三輪野山村	荻野山中藩	五五條	二一條	
			天領			
			竹垣三右衛門			

七五 嘉永五年	上總國望陀郡飯富村	(旗本領)	一三條	ナ	
七六 同年	上總國夷隅郡庄司村	(岩槻藩)	二四條	四條	
* 七九 嘉永六年	武藏國葛飾郡中里村	天領 望月新八郎	七〇條	六條	
八〇 嘉永七年	美濃國本巢郡神海村	(大垣藩)	一六條	二條	
八二 安政二年	相模國鎌倉小町村	寺領 寶戒寺	七〇條	六條	
* 八六 安政五年	武藏國橋樹郡木月村	旗本領 森川氏	二五條	一條	
* 八七 同年	下總國葛飾郡欠真間村	天領 林部善太左衛門	六八條	五條	
八八 同年	不 明	私領	二八條	一二條	別に農耕 心得書を 附す。
九〇 安政六年	駿河國安倍郡水見色村	天領 大草太郎左衛門	四五條	五條	
九一同年	武藏國高麗郡赤澤村	(一ツ橋領)	五〇條	二五條	
九二 文久元年	武藏國橋樹郡木月村	旗本領 森川氏	二六條	一條	
九三 文久二年	美濃國厚見郡野一色村	(磐城平藩領)	一條	ナ	
九四 文久四年	羽前國田川郡中村	庄内藩御預地	六六條	七條	
九五 元治元年	不 明	不 明	六〇條	一九條	別に百姓 心得書を 附す。
* 九八 元治二年	武藏國埼玉郡本川俣村	天領 福田所左衛門	七〇條	六條	

一〇〇 慶應二年	武藏國葛飾郡鎌倉村	(天領)	五五條	二二條	
一〇四 明治二年	下野國都賀郡三拜河岸村	日光縣石橋役所	三七條	一條	
一〇五 明治三年	下野國河内郡下田原村	宇都宮藩(民政局)	一四條	二條	
一〇六 同年	下野國都賀郡出流村	寺領	三七條	一條	
一〇七 同年	下總國葛飾郡大畔新田	元天領	五五條	二一條	
一一一 明治四年	武藏國埼玉郡麥倉村	古河縣	一五條	一條	文政十年 の分に同 じ。
一一二 同年	武藏國埼玉郡吉羽村		六條	ナ	
一一三 明治六年	武藏國兒玉郡傍示堂村	元旗本領	六條	ナ	
一一六 不 明	上野國碓氷郡中野谷村	(天領)	六〇條	二三條	
* 一一七 不 明	(武藏國兒玉郡傍示堂村)	旗本領	七〇條	六條	

* 印を附した分は前章に述べた「兼而被仰出候」に始まる第一種に属するものである。なほ領主のところて括弧に挿入した分は、當該年度の領主を知り得ず、止むを得ず慶應四年最後の領主より推定したものである。それに關しては盧田伊人氏を煩はすこと頗る多かつた。

以上のうちに同一村で後年に至るまで同一の「前書」を附してゐるものは、一二を除き、これを省略に附した。これに依つてみれば、各地の「前書」が頗る相違してゐるやうに考へられるが、事實その内容は極めて類似し、そ

の表現さへ殆ど同様であり、ただ重要ならざるものを省略したものと、重複を厭はず些事に互つて記載したものと相違に外ならないのである。ただ一箇條に過ぎないものが、二四・二七・九三の三つもあるがそれは殆どどの「前書」にも現はれてゐる巻首の一條を掲げ、これに違背せざることを誓約してゐるものである（資料参照）。

事實「前書」は禁令の集積抄出に過ぎないのであるから、毎年届け出る五人組帳への記載はそれで十分なのである。實際數十箇條に互る項目を認めることは無用であるからである。かの山本大膳五人組帳前書の如き百四拾七箇條に互る大部のものを認めることは、甚だしい無駄である。武藏國足立郡葭宿や同郡染谷村は同人の支配であつたが、その五人組帳（上掲の表に加算せず）には、單に次ぎの如く記してゐるに過ぎない。

「天保七申年ニ被 仰出候五人組帳前書并別段被 仰渡之趣とも、御藏板之上御渡被下置候御法度之趣、月々名主・組頭・惣百姓・小前末々ニ至迄讀聞、逸々承知奉畏候、若箇條之内、爲聊共相背候者御座候ハ、何様之御科にも可被仰付候、依之惣連印差上申處如件、」

かくの如く百數十條となるに至つては、五人組帳前書といふよりも、一種の農村法令集に外ならない。

以上年代順に併記した結果は、單に「前書」の區區たる状態を示すに外ならない。「前書」が年を追つて詳細になるといふやうな結論にも到達し得ない。勿論資料が地理的に偏してゐることは事實であるが、大體において、その領主の如何が「前書」の詳密の度に著しい影響を與へてゐることが認められる。このことはすでに前章にも指摘して置いたが、さらに上掲のものを領主の如何に依つて區別し、今少しく追及してみようと思ふ。

領主別に上掲の五人組帳を區別することは容易のやうにみえて、事實相當の困難がある。ある村がある時に天領であつたからといつて、いつも天領であるとは限らない。その五人組帳に何らか領主を示す手がかりのあるものは未だよいが、全然その手がかりのないものもある。さういふ場合にはその村の他の文書に依つて、これを搜索しなければならぬ。ところがさういふ村の文書に適當なものがあればよいが、ない場合の方が多い。又よしあつた場合でも、うっかり信用出来ないことがある。一例を擧げてみよう。

上表中の一と二とは同じ村の文書だが、一の方にはその第二十四條に、「御公用之節半十郎様御手形云々」とあり、届け出の宛名も伊奈半十郎様とある。伊奈半十郎は四千石、當時（元祿四年）の關東郡代であるから、同村は恐らく天領であつたとみてよからう。然るにそれから七年後の元祿十一年二の方を見ると、三瓶平馬以下四名の連名を以つて百姓に申渡した形式になつてゐる。どうも天領らしくない。かつ内容も相當に違ふ。そこで同村の文書を検してみると、たまたま寛保元年の「郷差出帳」があつた。それを見ると、庄内領とあり、「元和中々當御領分罷成候様ニ申傳候得共、年久敷儀ニ御座候間、委細ハ覺不申候」とあり、頗る曖昧である。その結果一は天領とし、二は庄内領とした。殊に一村が數給に分かれてゐる場合、天領もあれば、私領もある。然るに五人組帳には單に何村とより記してゐない。その天領のものであるのか、私領のものであるのか、容易に推定し得ない。今多少の手がかりのあるものは、兎に角推定して置いたが、いくら調べても明瞭にならぬものがあるのは如何ともなし難い。

以上の如き調査を経て、大體領主の種類を推定し得たものだけを、天領、大名領、寺領、旗本領と分けて、條目數を記すと、大體次ぎの如くなる。番號は資料番號たること前掲の分に同じ。明治以後は舊領主に従ふ。

天領	大名領	寺領	旗本領
一 三九條	二 八五條附一四條	八二 七〇條附六條	五 六二條附二七條
七 七〇條附六條	三 六六條附一〇條	一〇六 三七條附一條	二五 三〇條附一〇條
八 五七條附二四條	四 五六條附一四條		二七 一條
九 七一條附六條	六 九條		三四 一二條附三條
一三 七八條附二〇條	一〇 五六條附七條		三五 九條附二條
二〇 六五條附一七條	一一 四九條附二五條		三六 四〇條附四條
二一 七〇條附一一條	一五 八條		三九 七條
二二 七二條附六條	一六 _a 七二條附一〇條		四一 一〇條附一條
二三 四四條附二六條	一七 五七條附三五條		六四 七三條附六條
二九 七三條附六條	一六 _b 六八條附一四條		六七 一七條附一條
三〇 六六條附一條	一九 一九條附一條		六九 一五條附四條
三二 七三條附六條	二四 一條		七一 七條

四四 六五條附一七條	四〇 六五條附二〇條	七五 一三條
四五 五六條附二九條	四六 六四條附二〇條	八六 二五條附一條
四八 七四條附二二條	五二 一五條附一條	九二 二六條附一條
四九 七四條附二二條	五三 二一條附二條	一一七 七〇條 六條
五〇 五五條附二二條	五八 一七條附五條	
五一 七一條附二一條	六〇 一七條附五條	
五四 七〇條附六條	七二 三七條附五條	
五五 七三條附六條	七六 二四條附四條	
六一 七〇條附六條	八〇 一六條附二條	
六二 五五條附二一條	九一 五〇條附二五條	
七三 五五條附二一條	九三 一條	
七九 七〇條附六條		
八七 六八條附五條		
九〇 四五條附五條		
九四 六六條附七條		

- 九八 七〇條附六條
 一〇〇 五五條附二一條
 一一六 六〇條附二三條

以上の結果に依れば、天領、即ち代官所支配の「前書」が最も詳細であり、寺領これに次ぎ、旗本領は最も簡略であり、大名領は繁簡の差が甚だしいといふことになる。これと同様の検討方法は桑原三郎氏がすでに既刊の五人組帳並びに原資料について試みられてゐる。その結果はほぼ同様である。「概況幕府直轄領御預領のものを第一位に、家門・連枝・三卿の諸領のものを第二位に、譜代大名領のものを第三位に、旗本領・外様大名領のものを第四位に置いて差障ないと思はれる。尙この順位よりすれば、その他の私領は更に下位にあつたと考へる。江戸芝の増上寺の私領御靈屋料であつた武藏國荏原郡蓮沼村の條目が、頗る簡單なる九箇條を載せてゐるに過ぎないのはこれを證明する一例である。」（「五人組制度の一考察」國學院雜誌第四十五卷第二號）。

天領のものが箇條書が多く、旗本の少ないことは一致するが、それから推測してその他の私領寺領はさらに下位にあつたとするのは必ずしも當らない。私藏の五人組帳のうち、大名領の分は庄内藩・安中藩・古河藩・一ツ橋領・田安領・伊勢崎藩その他で外様大名の分はない。従つて桑原氏のやうな分類を試みなかつた。ただ譜代大名のうちにもかなり簡單なものが少なくない。

上掲の領主に依つて區分した結果、「前書」の内容をみると、天領においては類似性が頗る強い。第一種の五人組

帳前書の大部分が天領に屬する。僅かに寺領に一つ、旗本領に一つあるのみである。殊に旗本領の場合には七十箇條以上のものを取捨して、僅かに二十五箇條としてゐる。即ち八六・九二の武藏國橋樹郡木月村の分がそれで、領主森川氏は七百石の旗本である。同氏は多くの旗本の例に漏れず、財政難に陥り、しばしば騒動を惹起してゐた。

（拙著「徳川封建社會の研究」第一篇第二章第三節及び第二篇第四章第二節参照）。それらの事件と五人組帳前書とは殆ど關係はないが、仔細に検討すれば、多少の影響を認め得る。それについては後述する。なほ旗本領のうち箇條の多いのは、五・六四・一一七の三つであるが、そのうち六四は確證なく推定であり、一一七は同帳裏表紙に領主の姓が記されてあるから、同地のものとしたに止まる。故に資料を嚴格に取捨すると、旗本領の「前書」は一層簡單なものが多いことにならう。

代官所支配の村の五人組帳前書を決定する者は大體において代官自身がなしたやうである。山本大膳の如き法令の大集成を編纂して自ら印行した者もあるが、又從來のものにほんの僅かの改訂を加へて命令した者が多い。しかし五〇と六二とは共に伊奈友之助代官所で共に五拾五箇條である。内容は酷似してはゐるが、一致しない。却つてすつと後の七三の代官竹垣三右衛門の分が五〇と内容全く同一である。従つて代官次第に依つて、かなりいい加減であり、一定の論を立て得ない。以前からの「前書」をそのままに踏襲した代官もあれば、兎に角從來のものに少しでも筆を加へなければ満足し得ない代官もあつたのであらう。しかし概していへば、天領の「前書」は變化が少なく、平凡である。

〔註〕 山本大膳五人組帳本には二種ある。普通百四十七箇條のもののみと考へられてゐるが、その外に従來のものと同じく七十箇條で終りとしたものも存してゐる。恐らく最初に普通一般のものを頒布し、さらに後にこれに七拾七箇條を加へて印行したのであらう。このことは幸田成友博士の御注意に依つて知り得た。

勿論代官支配でも相當特異性をもつてゐるものがないではない。二一は代官前澤藤十郎の支配であるが、諸所に異色ある修正が施されてゐる。例へば第十三條に百姓の衣類を規定してゐることは、他と變りがないが、然共平百姓ニも身軀宜敷者は手代方迄斷ヲ立、差圖ヲ請、緋・紬可著事」といひ、富有者の特權を認め、又第二十六條に、田畑配分の制限規定が公定に依れば高拾石以内とあるのに、五石以内としてゐるが如きである。尤も前者衣類に關する富有者の特權は、その後かなり多くの「前書」が容認してゐる。例へば六一の第三十八條の如きである。しかし天領の分は概して變化は少ない。

これに反して大名領及び旗本領の分には相當特異性がある。同じ庄内領のものとして、二と一七とは前者が元祿十一年で、後者が文政二年で、年代にも相當隔りがあり、かつ一方は關東における飛地であり、他方が本國のものであり、著しい差違はあるが、その敘述の致方や特異性の多い點ではかなり共通したところが認められる。これらの大名領の「前書」を作成した者は誰であつたか。勿論領主が命じて家臣に作製せしめ、これを認可したものも少なくはなかつたらう。だが他方各地の地方役人が作成したものもあつたのではなからうか。

前述の如く一八と一九とは村は違ふが、共に土井大炊頭の領分である。年代も寶曆十四年と明和二年で間二年を

隔つたのみである。しかも何れも寶曆十三年に土井侯の領地となつたものである。然るに前者には十四年に特に「土井大炊頭御代御條目」として新條目が規定され、六十七條もあるのに對し、後者は僅か十九條に過ぎない。ただここに注意すべきは兩村のその以前の「前書」との比較である。前者一六は七十二條あつたものが、四箇條減ぜられて、その内容についてもあまり著しく相違せず、元の「前書」を改定したとみ得る程度である。後者一五は八箇條に過ぎなかつたものが、十一箇條増加し、十九箇條となり、内容は著しく相違してゐる。しかし何れの場合も大體古い「前書」を尊重して、新「前書」を下付したと推定されないこともない。即ち古い慣例に従つて變更した場合である。この場合は恐らくその村支配の地方役人の手に依つて改定されたのであらう。さらに五一の水野壹岐守の如く全然新たに簡単な十五箇條から成る五人組帳前書を與へ、元の「前書」に替へたと思はれるものもある。旗本領の「前書」が一般に簡單であるのは、恐らく彼等の多くが小祿であり、知行所の統治などにあまり關心を有してゐなかつたためであらう。四一の菊間村は旗本給々入會の村であるが、この五人組帳は六百石の旗本長田幾之助知行所のである。頗る簡略であり、文體も多くものとは相違してゐるが、就中百姓の訴訟を極力抑止せんとしてゐるのが目につく、後に述ぶるやうに、なるべく公訴させず、村役人の手を以つて解決させるのが、徳川幕府の一般的方針ではあつたが、僅か十箇條のうち、二箇條までも同じことを繰り返して規定してゐるのが目につく。小祿者が知行所に紛擾を起すことを恐れたとみることが出来る。

大名領や旗本領の「前書」に多少特徴があるといつても、全體的にみれば内容にさう著しい差違があるのではない。故に漫然とこれをみれば、どれもこれも同じやうにみえる。試みに「五人組法規集」などを一讀されれば明かであらう。要するにこれら「前書」の目的とするところが同じだからである。元來支配者が百姓に對してその要求するところを示し、百姓をして請書を出さしめたのが、その起源であらう。従つてすでに述べたやうに、法令と何ら變りがない。所謂御觸書が出ると、假令五人組帳前書中に記載してある事項でも、後に出れば又請書を出させ、總百姓に連印させてゐる。従つて「前書」の劈頭には、「前々從公儀被仰出候御條目之趣は勿論、自今以後被仰出候御法度堅相守可申事」といふやうな概括的規定を、殆どすべてが掲げてゐる所以である。要するに「前書」の主要なる目的は法令の普及徹底にあつた。

どんな法令を最も重要視したか、又百姓にどういふ事項を心得させて置くのがよいかの判断は、その時代により、その領主又は前書の作者の主觀に依つて異なる。従つて相當差違を生ずべき筈であるが、幕府の法令の普及に第一の目標が置かれてゐるから、大部分のものが同一化する傾向をもつことになる。殊に天領においてその傾向の強いのは當然である。他方大名領にしても、旗本領にしても、百姓統治の封建的觀念には變りがないから、表現の形式に多少の相違があつても、條目の内容にはあまり變りがないことになる。

「前書」が上述の如き理由から生じたものであるから、その内容が複雑多岐に互り、あらゆる法規を包含してゐることは當然である。殊に多くの「前書」から檢出すれば、人民の心得べきあらゆる規定が発見されよう。穂積博

士はこれらを、警察法、宗教法、吏員法、驛傳法、租税法、勸農法、營業法、道德法、身分法、節用法、民事法、刑事法、訴訟法の十三項に分かつて詳細に一一について説明されてゐる。従つてここではさうした分類はとらずに、むしろ「前書」の眞に目的とした重要點がどこにあつたかを明かにしたい。結局このことは徳川時代の法令の本質をも明かにすることにならう。

「前書」諸箇條のうち最も多きを占むるものは貢租に關する規定である。貢租に損害なからしめんためには、實に周到細密な規定が設けられてゐる。直接貢租に關係のないものでも、間接には密接な關係がある。

「一、常々無油斷耕作ニ精入、百姓不似合遊事、何ニ而茂仕間鋪、作物不精成者共有之ハ、隨分致異見、不用ニおゐては可申出事」とか、

「一、獨身之百姓、若長煩杯致、耕作成幾候節、五人組として助合、田畑荒不申様可仕事」とか

とかいふ規定は、その言葉のままにみれば、むしろ相互扶助の精神とも解されないこともないが、

「一、身代不成百姓ハ前方ノ名主・五人組見斗ひ、其者之可納御年貢相考、猥ニ爲遣申間敷候、若又欠落など致候ハ、其者之御年貢村中弁納可致事、」

などといふ規定と合せ考へれば、それらが年貢に影響するがための禁令であることは明かである。

要するに領主としての理想は村内が平和であり、百姓が節儉で勤勉で、年貢その他の負擔を滞りなく果たすとい

ふことにある。勿論かうした理想状態が容易に實現し得ないことは明かであり、時に浮浪人や盜賊が村内の平和を亂した時代もあり、又百姓が祭禮や祝儀事に浪費したり、博奕を打つたり、不正をしたりすることが常に少なくなかつた。又耕地に關しても、水論や境界争ひが常に起り、時に争議を惹起し、烈しい争闘が行なはれてゐた。殊に農村の負擔が年毎に増大し、貧富の懸隔も甚だしくなると、農村の暗黒面はますます大となる傾向が強くなつた。

これに對する領主側の對策は終始變らなかつた。儒教の影響を受けた身分的道德論を以つて原則とし、節儉令を以つて奢侈を抑壓し、それら諸社會惡に對しては連帶責任を以つてこれを防止せんと欲した。「當人之儀は不及申、名主・五人組迄急度曲事可被仰付事」といふ意味の言葉が「前書」のうちに何回となく繰り返されてゐる。他方それらの惡を摘發する方法としては、密告主義が採用されてゐる。「縦同類たりといふとも其科を免し、御褒美可被下候」といふやうな言葉がしばしば現はれてゐる。

かくて五人組の連帶責任は強調されてゐるが、事實はその責任回避といふ悪い方面だけが強くなつたといつてよい。又密告主義の如きも同様である。殊に幕府を始め、領主側が出来る限り訴訟を少なからしめんとして、内濟主義——即ち村のことは村限りで解決させようとした結果、一層この傾向を強めた。

「一、無益成事申立、出入仕間敷、何れ之五人組ニ不限、聊難澁成義出來仕候ハ、組合近所之者共、立合ニ而相濟可申候、若相濟不申候ハ、村役所江訴、村役人衆中御取斗ニ而も相濟不申、無據出訴仕、名主・組頭又ハ組合之者罷出候節、路用ハ不及申、旅宿逗留中小遣ニ至まで、其當人限り相遺可申候、夫ニ而も續不申上ハ、

組合ニ而割合出錢相遺可申候事、

訴訟は據なき場合に限り認める方針を採り、出来る限り避け、その負擔を軽減せんとしたが、實際には好結果を生まなかつた。弱い者は泣き寝入りするやうなことが多かつた。結局惡を認めても知らぬふりをし、法令に禁ぜられてゐる諸惡を流行せしむるに至つたのである。節儉令にしても、博奕禁止令にしても、五人組帳前書に嚴重に記載されてゐるにも拘らず、何回となく發布され、百姓達は連印して請狀を出してゐるが、決して實行されなかつたのである。

「前書」の内容が上述の如き事情から發布された法令集であるから、全體として同一傾向をもつことを免れない。しかし上述の如く時代に依つて問題が違ふから、多少その時に依つて強調される規定がある。初期にあつて、盜賊惡人に關する規定が相當多く示され、元祿四年の下總國葛飾郡三ツ堀村の五人組帳一の如きは、別に「從御公儀様被仰出候盜賊人穿鑿之條」として、約九箇條の規定を附記してゐる。さらに幕末期に至つて再び浮浪の徒取締りの必要を感じたものか、これに關する御觸書も出たが、弘化五年武藏國埼玉郡下新井村の五人組帳六九の如きは、その「前書」十五條全部が盜賊人穿鑿之條である。又通常盜賊を捕へる場合に打ち殺してはいけないと規定してゐるのが一般であるのに、明治二年下野國都賀郡三拜河岸（日光縣）の五人組帳一〇四にはその第十七條に、「若手あまり候節は打殺し候而も不苦候」となつてゐる。當時の状況を窺ひ得よう。

又領主又は村における何らかの事件が「前書」に多少の影響を與へてゐることも認められる。すでに前に一度例

示した旗本森川氏の知行所武藏國橋樹郡木月村の五人組帳前書は安政五年八六の二十五條が文久元年九二に二十六條となつてゐる。その増加した一箇條には、

「一、近來御年貢上納皆濟不仕以前ニ米賣買いたし、惡米を御年貢ニ納候物有之、且は百姓我儘之儀被及御聽、甚ふ埒之至ニ候、云々」

とある。この條項はさして珍しいものではないが、同村が文政以來、領主と名主、名主と平百姓とが絶えず争議をつづけてゐた村だけに、特に設けられたこの一條に意味を認めることが出来る。

しかし五人組帳前書全體を通じて何らかの變化の動向を認め得るかといふ問題については遺憾ながら否定せざるを得ない。穂積博士は高松藩の五人組法令、米澤藩の伍什組合掟書等を掲げ、「亦實に五人組制度の警察的より教化的社會的に進みたる一事例を吾人に示すものなりと謂はざるべからず」(五人組制度論一五〇頁)といはれてゐるが、それはたまたま當時の人心腐敗を救はんとして、「二三の君侯が特殊の規定書を作つてみただけのことであつて、五人組制度そのものは勿論、「前書」自體は依然として舊態を襲ふて明治に及んだものである。もし儒教的指導教義や協同的相互扶助を記載したことを以つて、教化的社會的に進んだとみるのならば、初期の「前書」の方が懇切であつたといふことも出来る。大體これらの「前書」を以つて直ちに五人組制度そのものを論ずることに、大なる過誤があるといはなければなるまい。

「前書」の作者が區區であり、何らの方針もなく、ただ民衆取締りを目標として、法令を抄出集成して來たことに「前書」の効果を著しく弱めたことが認められる。「前書」に規定された諸項目は、あるひは褒美を保證して獎勵し、あるひは連帶責任を以つて嚴罰に處せんとしてゐるにも拘らず、實際問題としてその多くが實行されてゐなかつたといつても過言でないほど空文なのである。又もしこれを實行せんとすれば、殆どすべての役人も百姓も處罰されなければならなかつたらう。

殆どすべての「前書」に記されてゐる道德的教義が十分に實行されなかつたことは敢ていふまでもない。又幕府の田畑永代賣買禁止令や百姓分地制限令をそのままに記載した條項が、實行されなかつたことは周知のことである。比較的實行されてゐる筈の貢租の項目の如きも、農村のその他の文書と照合して見ると、かなり實施されてゐないものが見につく。

下野國都賀郡上泉村の正徳六年の五人組帳前書(四)第七條に、

「一、御年貢割付申候ハ、何も立合、引方明細可仕候、御年貢納所候ハ、名主方々請取手形可遣候、勿論名主方々庭帳ニも入念ヲ付置、銘、印形爲致置申候、不念之儀致、手形無之、出入後日申出候ハ、双方可爲越度事、

附大小之百姓不殘割付致拜見、無高下御年貢割合仕趣、帳面仕、惣百姓壹人も不殘判形仕置可申事、」

とある。この條項の如きは名主・百姓共に利害關係の深いものであるから、最も實行性の多いものである。又その

他の村の五人組帳前書にも大部分記載されてゐる項目である。あるものには年貢割付状の裏に判形せよと記してある。この項の本則の方は大體實行されてゐるとみられるが、附則の方はかなり怪しい。年貢割付状に裏印せよと記してある村でも、初期元祿頃までは實行してゐるが、享保頃になると、殆ど稀になり、さらにその後には全然實行してゐない。上泉村の如きは「帳面仕」りとあるにも拘らず、初期は割付状に印形し、その後も帳面を作つた形跡がない。時に他の村に御年貢割付奉拜見旨を記した帳簿を發見することがある程度である。

これは最も實行性のある條項をとつてみたのだが、年貢の納期の如きは、割付状にも、又「前書」にも明かにその年の十一月限り納付すべき旨が記載されてあるにも拘らず、殆ど期日通りに納入する村はなかつたといつてよい。甚だしいのになると、翌年の七月頃になつてやつと皆済してゐるものもある。逆に小身の旗本などで先納先納で、何年も後の分まで取り上げてしまつてゐるものもある。何れにしても最も重要な條項さへ、實行されてゐないことが多いのである。勿論數多いこれらの法規がすべて實行されなかつたといふのではない。後にも述ぶるやうに規定に依つて時に實行されたものもあることはいふまでもない。今その一例として新規寺院建立禁止について述べよう。このことは、五人組帳前書にしばしば禁止されてゐるところであるが、貞享貳年の武藏國埼玉郡本郷村の五人組帳に、今までなかつた新しい寺院の名が出てゐたために、係り役人から咎められたものらしく、それが古い寺院であるといふ證明書を提出してゐる。

「一當丑ノ年幸手領五人組帳指上ケ申候ニ付、同領本郷村跡、五人組帳ニ書出シ不申候香養寺今度書出シ申候ニ

付、新地ニ而有之候哉と御僉儀被遊候、本寺淨春院被書上ケ候通、右之寺開起先書之通少茂相違無御座候、拙者共無念致、五人組帳ニ跡ニ書載不申、誤り至極ニ奉存候、何様之曲事ニ茂可被仰付候、一言之申分ケ無御座候、仍如件、

貞享貳年丑ノ五月

幸手領本郷村

- | | | |
|-----|-------|---|
| 名主 | 吉右衛門 | 印 |
| | 八郎右衛門 | 印 |
| 組頭 | 瀬兵衛 | 印 |
| 同 | 喜右衛門 | 印 |
| 同 | 喜兵衛 | 印 |
| 小百姓 | 善右衛門 | 印 |
| 同 | 新左衛門 | 印 |
| 同 | 八右衛門 | 印 |
| 同 | 平兵衛 | 印 |
| 同 | 七左衛門 | 印 |

なほ本寺淨春院の證明書は左の如きものである。

一札之事

一 幸手領本郷村香養寺儀、先規者同領小淵村淨春院境内ニ指置候所ニ、本郷村且方之勝手ニ惡敷御座候付而、幸本郷村ニ古來々淨春院抱之分ニ中畠壹反拾九步、下畠壹反三畝拾九步、合貳反四畝八步、御水帳ニ付有之所江、寛永十八年巳ノ年秀茂と申出家、本郷村江移シ、開起仕、當丑ノ年迄四拾五年ニ罷成候、但シ秀茂拾年住持仕候、
 一 二代目秀利と申出家拾四年住持仕候、
 一 三代目玄昌と申出家拾三年住持仕候、
 一 四代目峯吟と申出家當丑ノ年迄八年住持仕罷有候、
 右香養寺儀、但開起致候時々香養寺と申候、近年改寺號付不申候、拙僧末寺ニ而開起并ニ右之趣少茂相違無御座候、若偽り申上ケ、以來新地之由御穿鑿御座候ハ、此證文を以、何處ニ茂御掛り可被成候、何方迄茂罷出、急度申分ケ可仕候、以上、

貞享貳年丑ノ五月

幸手領小淵村禪宗

本寺 淨 春 院

同領本郷村

末寺 香 養 寺

他方貞享頃の古い時代には、これらの條項が實行力をもつてゐたこともあつたとみられる。

「前書」のあるものには、最後に一年に何回か百姓一同に讀み聞かせるやうに記してあるのがあつた。享保十五年武藏國荏原郡久ヶ原村の五人組帳(五)には、

「右條數之趣名主・組頭寄合、惣百姓江申聞、堅可相守之、若違背之輩於有之者、可爲曲事、毎年正月・五月・九月壹ケ年ニ三度、村中大小百姓寄合、一々讀聞を此趣、常々急度相守候様ニ入念可申合者也、」

とあるが、實際どの程度まで實行したかは疑問である。山本大膳五人組帳には「月月再再讀諭し」とあるが、百四十七箇條もあるものを毎月何度も無智文盲の者に讀み聞かせることが可能だつたらうか。よし出來たとしても何らの効果も擧がらないであらう。しかしかうした規定はあまり多くは記してゐない。

「前書」を讀んだらしいことは、ある程度まで認められる。振假名をつけたり、註釋をしたのがあつたところをみると、——かつその字が大旨幼稚である點から、名主や庄屋の子供達が讀み習つたのであらう。習字の手本として印行され、又書かれたものはある。従つて一種の教訓的役割を一部の者の間に演じてゐたことであらう。しかしそれは百姓大衆にとつては殆ど問題にならなかつた。たまたま聞かされても意味が解らなかつたに違ひない。

「前書」が古い法令の文句をそのままに踏襲して傳寫して來たのであるから、意味の解らない熟語や誤寫された字句の多いのは止むを得ない。元文三年武藏國幸手領五人組帳(七)の「前書」は第一種の前書に屬するもので、山本大膳五人組帳のそれと同一系統のものであるが、その第三十五條と第四十一條とに「店借・出店等」云々とある。出店の意味は解つたやうではつきりしなかつた。ところが天保十三年武藏國都筑郡勝田村の五人組帳前書(六

四)もこれと同一系統に属するもので、同じ箇條に「店借・出居衆」とある。何れが正しいのか解らなかつたが、穂積博士の「五人組法規集」中の同一系統の「享保集成絲綸録」には明かに「出居衆」と印刷されてゐる。たまたま勝田村本の巻後に左の如き註釋があつた。

「此出居と申ハ今云座敷之事ニテ、明座敷を借り、席料を出す浪人か、暫商敷、又ハ何用向達候間、居候もの出居衆と唱、座敷迄借り候而已、諸事手賄いたし候人の事也、」

とあるので、その意味が解り、出店等は誤りで、出居衆の正しいことを知つた。古くは一般に使用されてゐたとみえ、武藏國豊島郡角管村の元祿頃の文書に次ぎの如きものがある。

「口上之覺

角管町中出居衆之儀、銘々吟味仕候所ニ、壹人茂無御座候間、御訴申上候以上、

巳ノ五月廿四日

角管村

名主 傳 右 衛 門

雨宮勘兵衛様

雨宮勘七郎様

御役所

ところが山本大膳五人組帳の板本を検したところ、二箇所とも「出店衆」と誤記してゐる。恐らく山本大膳も出

居の何ものたるかを知らなかつたのであらう。況んや一般百姓はその何たるかを理解する筈がない。かうした言葉はよしそれが正記されてゐても解らない。まして脱落、誤記が少なくないのであるから、讀み聞かされたところで、意味は解らないであらう。甚だしいものになると、反對の意味になつてゐるものさへ發見する。實際的效果がなかつたから、むしろ幸ひである。

〔註〕 出居の本來の意味は橋本經亮が「橋本自語」卷一にいふところが正しいのであらう。

「出居といふは、寢殿につづきて客に出逢所なり。上達部座とも、客亭ともいへりしが、いまま東國にて出あふ座敷を出居と唱ふは、古風の残れる成べし。」

以上の如く五人組帳前書は法令の集成となり、完備さるるにつれて、五人組前書としての本來の使命からは次第に遠ざかり、飾り物となつてしまつた。殊に幕末に近づくにつれて、同じやうな法令を類發し、惣百姓の連印を徵發していくやうになると、「前書」の効果は益々薄くなつた。殊に少しの系統もなく、ただ雜然と「べからず」禁令を無數に併列した編纂の方法は一層これを無意味なものとした。徒らに法令を澤山陳列すれば効果があるやうに考へた當時の爲政者の愚は笑ふべきである。

かかる状態に陥つたから、當然ここにもつと要點を簡略に指摘したものが、實際問題として必要になつた。そのためかどうか明確ではないが、幕末近くなると、領主なり、支配者なりが、その更迭に際し、又は何らかの機會をみては、差當つて必要な重要示項を指摘してゐることが甚だ多くなつた。その例は頗る多いが、何れ別に編纂した

い意圖をもつてゐるから、ここでは、なるべく簡単なものを選んで一例としよう。

「御請書之事

一、御殿様今般御轉役ニ付、大前

御役所江村役人并百姓代御呼立之上被仰渡候、

御 公儀様御法度之趣、年々仰渡置候得共、尙又此度嚴重之被仰渡左之通り、

一、若もの共春秋風祭水祈禱杯と相唱ひ、打寄酒食等致間敷事、

一、老若ニ不拘、居呑酒屋ハ勿論、往來其外杯ニ喧嘩争論、曾而不仕事、

一、通り掛り候藝人杯爲立寄、人寄せ等決而致間敷候事、

一、諸職人共男女作奉公人、身元不相分、殊ニ證人無之もの相雇間敷事、

一、庚申待・廿三夜待杯と唱ひ、打寄、深更ニおよび、懸勝負事相催し候儀、勿論宿一切仕間敷事、

前書之通嚴重被 仰渡候間、村役人并百姓代立會、小前末迄申渡候處、一同承知奉畏候、依之連印御請書差

上申處如件、

御知行所武州埼玉郡

下新井村

(百姓及び百姓代九十四名連印)

安政四巳年十二月日

與頭 應助
同 吉之丞
年番 勘兵衛

大前 御 役 所 様

この村の五人組帳は前述の如く僅かに十五箇條で、盜賊穿鑿のみ記してゐるので、この際の引例としては適當なものではないが、他の分が比較的長文なので、敢て本書を掲げた。要するに幕末頽廢せる時期に際し、面倒な従來の前書よりも、もつと適切な訓戒が必要であつたのであらう。この文章を「前書」のそれと比較すると、遙かに時代に相應してゐることを知り得るであらう。

他方今一つ注意すべき傾向が現はれてゐる。それは前述の如く領主の方がなるべく村限りに事件を納めることを希望してゐたことが幕末になつて、村の自治的傾向を強めたことである。この傾向は文化・文政頃から次第に強くなり、村規定書を村だけで作り、自肅更生しようとするやうに發達していつたやうである。恐らく領主の支配能力の衰へていつたことも、その有力な原因であつたらう。これも相當多くの例があるが、ここには簡単な例を掲げる。

「爲申合之事

一、五人組前書并諸向御取締筋可相守事、

一、休日たり共大勢寄あひ、又は賭事爲致間敷事、

- 一、衣類其外身の程を弁へ、きぬふとり無用之事、
- 一、祝事手輕にいたしをき親類組合之外は、仕來り候共、呼申ましく事、
- 一、葬禮・佛事等布施物は格別、其餘何ニ而茂手輕ニいたし、講中組合に限り、其外は悔一と通り、野邊送りなく相歸、都而酒等出し申間敷事、

附他所の親類不幸之節、忌掛り之ものハ格別、其者へ義理合と唱へ、大勢出先江悔相止メ候上は、村内ニ不幸之節も施主より他所親類共江堅斷押可申候、尤急度なく折柄ニもはなし可置事、

- 一、職人手間・舟賃・駄賃前之之振合ニ直下ケ可致事、

右者御法度向不相地様、且又村内舊弊相改取極候上は、堅相守可申候、若難決事等ハ村役人江申出、可請評議、

(村民二百十四名連印)

これは武藏國埼玉郡蒲生村の村申合せである。年代は明かでないが、幕末のものである。幕末期において各村にこの種、又はさらに一步を進めた議定の多く見られることは、農村の自力更生策として注目に値ひする。勿論そこに規定された箇條は多く五人組帳前書のそれと異なるところは無いが、自らその弊害を悟り、これを除去せんとするところに意義が認められる。

「前書」の規定が實際上何らの効果をもたず、徒らに繁雜に流るるに至つた結果、それらは五人組そのものの活動を少しも規定するものでないといつても過言ではないほどである。従つて「前書」を通じて五人組制度そのもの

の本質を知ることとは不可能である。「前書」の存在は何ら五人組の實際的活動を示すものでもなく、又これに反して「前書」の存在しないことが五人組の活動を否定するものでもない。従つて眞に五人組の活躍を知らんとするならば、これを他の資料に求めなければならない。單に訴狀や質證文に形式的な五人組仲間の署名捺印の存することだけでは、そこに五人組の實質的活動ありと認めることは出来ない。明治以後各地になほ存続した五人組制度は、五人組帳前書の示すやうな、上からの命令に依つて形成された五人組と同一性質のものであらうか。もしそれらが農村生活の他の部面から發展を要求されたものであるとするならば、假令それが舊五人組の形骸から出たものであつたとしても、なほそれとは本質上相違するものである。

以上述べたるが如く五人組帳前書は五人組制度そのものからは遊離して、一種の法令集となつてしまつたとするならば、「前書」は如何なる意義を有するものであらうか。「前書」が形式化されたとしても、なほ永い間、一般庶民の間に傳承されてゐた事實は否定し得ない。従つて國民思想に對し根強い力をもつてゐることも認められる。

明治維新改革直後、民衆の一般的取締機關としては、從來存してゐた五人組制度を利用するより外なかつた。従つて明治になつても直ちに五人組帳前書の形式は廢止されなかつた。今私の知つてゐる範圍では、この古い形式をそのままに持續してゐる五人組帳前書の最も新しいものは明治四年のものである(資料一一)。即ち古河縣より下付されたもので、公儀の文字が朝廷とはなつてゐるが、又内容も簡略にはなつてゐるが、上からの支配に依る封建

的統治の觀念が強く残つてゐるばかりでなく、文章の表現すらも殆ど變化を認められない。明治四年武藏國埼玉郡吉羽村の五人組帳前書(資料一〇二)も大體これに屬するものである。然るに明治六年武藏國入間郡傍示堂村の五人組帳(資料一〇三)になると、支配者の命令に依つて形成されたものではなく、前述の村掟の系統に屬するものになつてゐる。明治十年の千葉縣の邑里伍組遺法度(資料一〇四)になると、上からの命令といふ點においては、古い形のものであるが、主として五人組の編成方法を述べたもので、從來の法規集ではない。古い秩序が破壊され、新しい秩序は出來上らず、傳統を慕つて、これに復活せんとした一つの試みである。

即ちそこには以前の「前書」の有してゐた封建的支配の傾向が、すでに新しい歐米流の政治施設が著々實行されつつあつた時ではあるが、依然として強く残存してゐることが認められる。永い間の支配・被支配の觀念は容易に除去されるものではなかつたのである。今日と雖もなほ官尊民卑の風が全くないとはいへない。「前書」に現はれてゐる統治の觀念を十分に検討すれば、一方その缺陷を指摘し得ると共に、他方その長所も認められる。そして徳川時代以降のわが國民の政治生活の一端を知ることが出来る。五人組帳前書の研究もその意味では無意義なことではない。ただ「前書」だけを通じて、わが國五人組制度を論ずる時には、そこに大なる過誤に陥る恐れのあることを指摘するのみである。地域團體としての隣保援助の制度を明かにするためには、さらに他の多くの資料を検討しなければならぬ。否徳川時代の五人組そのものについても同様である。

第四章 五人組帳と五人組制度

五人組帳前書に掲げられた諸條項の殆ど大部分が實施されたものでなかつたことは、すでに前章に指摘して置いた通りであるが、なほ「近世の五人組のごときは、親類以上の親和性をもつてゐる」と断定したり、上杉鷹山の制定した享和元年の米澤藩の商戸伍什組合掟書を引用して、「隣保は家族のごとくに日夜の全生活にわたる生活共同體で、組合員の火水盜難・鰥寡孤獨・身寄薄き老幼の救助などはもちろんのこと、すべての點について協力共助の誠をつくすのであるから、他の組に編入されてゐる親類以上の強き親和性がたまたたれてゐたのも當然である。」といふやうな議論が行なはれてゐる。

かく徳川時代の五人組制度は理想的なものであつたらうか。もし米澤藩において少なくともかかる相互扶助が行なはれてゐたと考へるならば、それは事實を歪曲せるものに過ぎないし、又鷹山公が救民にあれだけの努力を拂ふ必要もなかつたらう。少なくとも現實に資料の示す五人組制度は決してさうした理想的なものでもなく、又徳川時代の人間も決してかく單純なものでなかつたことも明かである。

五人組制度の本質を知らんとする際に、單に五人組帳の前書だけを以つて推斷することの危険なことは、この例

をもつてしても明かであるが、假令五人組帳を基本として五人組を論じたとしても、その資料たる五人組帳の資料としての價値を十分に評價して、然る後にこれを使用するならば、その實相を知る上に役立つことが大であらう。故にここに五人組帳並びにこれを補ふに若干の五人組關係資料を以つて、少しく當時の五人組制度そのものについて考察を試みてみよう。

今日われわれが利用し得る五人組帳が、かなり廣い範圍に各地に残存してゐることは事實であり、従つて各地に五人組制度の存してゐたことも認められる。しかしこれらの五人組が常に永續してゐたかどうかといふ點になると頗る疑問である。況んや五人組帳前書のやうな規定がすべての地方に行なはれてゐたかどうかといふ點になると、さらに一層疑問である。この點はすでに第二章にも指摘して置いたから繰り返さないが、現存の五人組帳の地域別を以つてしても、ある程度まで窺知し得る。

私の蒐集し得た五人組帳を國別にすれば、次ぎの如くなる。但し同一村に屬する年代の違つたものはこれを算へない。

武藏國(三十) 久ヶ原村・四條村・不動院野村・角筈村・澤井村・麥倉村・中藤村・下師岡新田・宇津木村・西大輪村・山田村・上長淵村・下長淵村・古新田村・藤塚村・牛嶋村・樋遣川村・勝田村・下新井村・木月村・吉羽村・染谷村・中里村・藤宿・小丹波村・赤澤村・本川俣村・鎌倉村・傍示堂村・江和井村
上總國(十二) 小佐貫村・戸田村・飯富村・高柳村・菊間村・不入斗村新田・岩崎新田・粟生村・神納村・不

入斗村・庄司村・八幡村

下總國(十一) 三ツ堀村・屏風村・神浦村・三輪野山村・海神村・橋田村・下坂尾村・坂尾村・欠眞間村・百戸村・大畔新田

上野國(十) 上野尻村・狸塚村・宮田村・太田村・尾島村・中根村・岡取村・北大島村・中野谷村・下植木村

下野國(八) 上泉村・大久保村・上籠谷村・加倉村・臺新田・三拜河岸村・下田原村・出流村

信濃國(四) 田屋村・花見村・茂澤村・燒山村

羽前國(三) 狩川通諸村・中村・大山郷

相模國(二) 妻田村・鎌倉小町村

美濃國(二) 神海村・野一色村

遠江國(二) 相良附近・高嶋村

大和國(一) 笠村

駿河國(一) 水見色村

播磨國(一) 木津村

これに依れば武藏國が壓倒的に多く、頗る偏在してゐることは明かである。しかし私は五人組帳を全國的に蒐集する目的をもつて集めたのではなく、他の資料蒐集中に自然と集まつたものに過ぎないから、これを以つて五人組

が關東において隆盛であり、他の地方において行なはれなかつたとはいひ得ない。しかし穂積博士の蒐集された五人組帳においても同様の傾向がみられる。即ち武藏二十九、越後五、羽前、下總各四、越前、陸奥各三、三河、攝津各二、岩代、遠江、伊豆、羽後、信濃、讃岐各一である。同博士の蒐集と私の分とは一つも重複してゐないが、これも亦武藏國が他と比較にならぬくらい多い。

かく武藏國、即ち幕府の所在地に五人組帳が最も多く残存してゐるといふことは、幕府の政治的方針と五人組制度との間に、特別の關聯の存することを示唆するものであらう。勿論その他の地方においても五人組帳の發見される地方は少なくない。「愛知縣現存五人組文書集」には三河國十八、尾張國三を掲げてゐるし、各地方誌の掲載する五人組帳を盡く算へ挙げたならば、相當廣範圍に亘り、五人組帳を發見し得よう。しかし假令それらを通算しても、大體において徳川幕府に緣故ある地方において五人組制度が最も強化されてゐることは明白であり、前章にも述べてあるやうに、天領において特に前書の箇條の詳細なと同様に、所謂五人組制度が幕府の統治方針の基本であつたことを證するものである。

従つて天領と私領との間に、五人組に對する態度が相當相違するところが認められる。幕府が五人組に對して求むるところは、前章において述べたやうに、封建的警察統治の一細胞としてであり、相互監視と連帶責任とを以つて、これを維持せんとしたのである。勿論私領の場合にあつても、封建治下ではあり、かつ中央の影響も多少とも受けてゐたから、同様の目的の下に、五人組制度を支持せんとしたことであらう。しかし諸侯にあつては、幕府は

どこの點について熱心ではなかつた。と同時に、儒教の影響を受けた名君賢侯が、五人組制度を民衆教化の手段に利用せんとしたことも認められる。米澤藩の伍什制度や、庄内藩の五人組帳、高松藩の五人組法令等がそれである。それらは法令を下に知らしめんがための「前書」といふよりも、むしろ封建治下の人民の心得を諭すといふにあつた。従つてそれらは多く簡單である。隣保相扶け、一家の如く親睦なれと強調するのであつた。それらが何れも農民の困窮の甚だしくなつた天明五年、享和元年、文政二年等の創作であることに注意すれば、それらの意圖するところが、他の五人組帳前書と異ならざるを得ない所以も明かであらう。しかしこの種の五人組法令はあまり効果はなかつた。又これらを發布しなかつた諸侯は、幕府のやうに五人組制度に對して熱心ではなかつたやうである。

しかし後にも述べるつもりであるが、(一)徳川時代のやうな社會状態にあつて、又(二)わが國の如き農業の生産技術にあつては、五人組制度の如き協力組織を絶對に必要とした。故に上から強制的に命ぜられた五人組制度の有無に拘らず、わが農村にあつては何らかの協力組織を有してゐたのである。所謂五人組制度の如きは却つてこの農村的結合にある點においては甚だ悪い影響を與へてゐる。「まき」の發達してゐた新潟縣岩船郡關谷村大字金丸に五人組制度の形跡がみられなかつたとしても(「家族と村落」第一輯所載渡邊萬壽太郎「山村社會構成の一事例」)、それは不思議ではない。又農村において今日まで五人組制度が残存してゐることも當然のことである。それらの點については他日農村における自治的諸規定を發表する際に關説することにして、ここではさらに五人組帳そのものについて検討を進めよう。

五人組帳を調査してゐるうちに、氣のつくことは、その組合員の構成についてである。この場合は五人組帳前書は問題にならない。五人組名前書が主として検討の対象となる。多くの五人組帳の名前書にはしばしば印形の捺されてゐないものを發見する(第四圖・第七圖二、三参照)。これはわれわれの入手し得る五人組帳の多くが、正式に役所に提出した分でなく名主・庄屋又は組頭の手許に置かれてある控帳であるがためかとも考へられる。たまたま捺印の際、印形を忘れて來た百姓もあり得る。しかし多くの百姓は名主に印形を預けて置くやうなことも少なくなかつた。このことは多くの前書に

「一、名主百姓印形之儀自分にて替申間敷候、若取落候敷、又者替候はで不叶儀に候はゞ、名主は改候印鑑差出、御役所へ御帳に付、年寄并百姓者名主に見せ候て、名主方にて帳に付、其印形用可申候、并印形仕候儀其身差合不罷出候節者親子兄弟之外むさと列を預遣申間敷候事」

と嚴重に規定してゐるが、實際にはかなり粗漏に扱はれ、名主の手もとに預けて置いたと思はれる點がある。従つて捺印のないことは、何か意味があるやうに考へられる。又遠方に旅行してゐるために捺印出来なかつた場合もあり得る。かくいろいろの場合が考へられるが、今主なる五人組帳について、少しく考察してみよう。

相模國愛甲郡妻田村の五人組御改帳(資料七二)を見ると、七人組一、六人組五、五人組八、四人組四、三人組一の十九組からなる。五人組は名稱の如く、五戸から成るのを原則としてゐるが、實際の状態は必ずしも五戸宛にす

ることを適當としない。後にも掲げるやうに、非常に多いのや、少ないのが發見される。この點については、穂積博士もすでに指摘されてゐる點であるから、繰り返さない。これら十九組のうち全部捺印のあるものは九組、他の十組は皆捺印なき者を含んでゐてその數は十九戸に及んでゐる。何れもその下に、「潰」と記してある。印形があつて、その上に「潰」と記してあるもの一戸を加へると(第七圖二)、總戸數九十六戸中、二十戸まで潰れたことになる。然るにそのうち五戸については、「潰ニハ無御座候」、「當時相立候、潰ニハ無御座候」などといふ張紙が貼付されてゐる。このことに依つて印形無き者はその家が潰れたものとみるべきかどうか。一概にはいひ得ないが、ある村については承認される。

上總國望陀郡飯富村の五人組合帳(資料七五)は嘉永五年、安政五年、文久四年の三冊、組分けを記してある分が残存してゐるが、この十四年間に於ける無印の者を調べてみると、次ぎの如くなる。

所屬組人數	無印形者名前	嘉永五年	安政五年	文久四年
(一) 五人	孫右衛門	ナ	ア	ア
	彦右衛門	ナ	ナ	ナ
(二) 六人	万五郎	ナ	ア	ア
	伊兵衛	ナ	ナ	ナ
(三) 五人		ナ	ナ	ナ

(二三)	五人	平兵衛	ナ	シ	ナ	シ	ナ	シ
(二四)	六人	七郎左衛門	ナ	シ	ナ	シ	ナ	シ
(二五)	五人	三右衛門	ア	リ	ナ	シ	ナ	シ
(二六)	五人							
(二七)	五人							
(二八)	五人	長兵衛	ナ	シ	ア	リ	ア	リ

二十八組中、三回に互つて印形の缺けてないものは、僅かに六組に過ぎない。三回とも印形のない者は十七名であるが、大體これを潰百姓とみるべきかどうか問題であらう。潰れとは何を意味するかも、なほ考慮の餘地がある。高持百姓が潰れて、なほその村に水呑・小作人として在住するのならば、五人組帳に印形の捺せない筈がない。要するに印形のないといふことは、その村に住居してゐないことを示すことになる。それが潰れであると、逃走であると、旅行であると、如何なる理由たるとを問はず、その五人組帳作成の際在住してゐなかつた者とみてよからう。なほかうした表をいくつか作成することは出来るが、煩雜に過ぎるから省略する。ただ最後にこれらの印形無き者の持分、田地その他の貢租負擔等が五人組仲間には負はされてゐたと解し得るやうな一例を掲げよう。武藏國埼玉郡下新井村弘化五年の五人組御仕置帳(資料六九)には、無印の者の頭に「五人組持」と記してある。(第七圖三参照)その數も相當多い。(一)は七人のうち二人、(二)七人のうち三人、(三)は六人のうち一人、(四)五人、無印なし、

(五)八人のうち四人、(六)四人のうち一人、(七)五人のうち二人、(八)六人のうち二人、(九)七人のうち二人、(一〇)七人のうち三人、(一一)十人のうち八人、(一二)六人のうち三人、(一三)四人、無印なし、(一四)六人のうち二人、(一五)四人のうち二人、(一六)五人、無印なし、(一七)七人のうち二人、(一八)九人のうち七人、(一九)五人のうち一人、(二〇)八人のうち四人、(二一)十一人のうち六人、(二二)六人のうち四人といふ多數である。

總計百四十三戸のうち五十九までが五人組持である。五人組持と記してない無印の者が二三あるが、その理由は明かでない。嘉永四年以後の同村の五人組御仕置帳を見ると、五人組持と記してある者でも印形のあるものがあるが、その印形は同じ組の他の印形と等しい。従つて無印と同じとみていいことになる。

これに依れば十人の組合から成るものでも實際は二名といふやうなときさへ起る。従つて組合員の名前を算へて、それだけで組合員數を決定し得ないことになる。上總國市原郡不入斗村永藤(資料七〇)については、宗門人別帳と五人組高改帳とが一緒になつてゐるので、このことを證明するのに好都合である。弘化五年と文久二年と二冊あるが、何れの場合においても、宗門人別の方には「潰百姓」として總人數から除外してゐる者を、五人組帳の方では一戸として擧げられてゐる。さらに武藏國埼玉郡古新田の文政十三年の分について、宗門人別帳と五人組帳とを對比した結果は次の如くである。

(一) 宗門人別帳の方には家として名前だけは擧げてはあがるが、その人間はゐらず、年齢その他一切記してゐないものでも、五人組帳の方には何の説明もなく、名を掲げ、しかも印形が捺してある。

(二) 宗門人別帳の方では當人が死亡し、後家もしくは娘になつてゐる場合でも、五人組帳の方では死んだ前戸主の名前になつてゐる。但しこの第二の場合ほどちらかといへば、古新田の方が例外で、後家又は娘の名前になつてゐる場合も少なくない。勿論すべての五人組帳について、同年の宗門人別帳を有するわけにはいかないが、大體五人組帳の方が男子ばかりになつてゐる場合には怪しいとみて差支へない。

何故にすでに潰れ、又は死亡した人名をそのまま五人組帳に恰も存在してゐるかの如くに記載してゐるのか。又上述の検討は單に宗門改人別帳とのみ對比したに過ぎないが、その人別帳そのものも、多くの不在人物を掲げてゐることは、私がすでに他の論文で述べて置いた(拙著「徳川封建社會の研究」一四一頁その他参照)。従つてもし五人組帳に出てゐる人名をさらに他の資料に據つて検討するならば、さらに多くの不在者が掲げられてゐることにならう。かかる状態を生ずるに至つたのは五人組掟のうち左の如き規定があるからだと考へられる。

「一、小百姓退轉いたし候跡之田地を持添にいたし候事、御法度之旨年來被 仰付候通、奉得其意候、前より百姓壹軒分之跡者、死失候共、百姓を仕附、壹軒分之跡を立可申候、郷中之計らひに不罷成候はゞ、家屋敷地共に書立、訴之、御差圖を請可申候、無其儀家をこはし取、或者四壁之竹木を伐荒し、或者其者之田地持添致し、一軒分之百姓跡を潰し候はゞ、何様之曲事にも可被仰付候、勿論相背申もの御座候はゞ、五人組之内より早速可申上候事。」

これも實施し得ない多くの規定の一つであるが、もしこの規定が實行し得たならば、百姓家は一軒も減少する筈

がない。一度結成された五人組は代代相續して、同一の家を形成してゐなければならぬ筈である。しかしかかることは殆ど不可能である。殊に退轉する者が多くなれば、一一これを届け出ることさへ怠ることになる。徳川時代の文書中に時に潰百姓届出の書類がある。一例として廢家の許可状を参考のため、左に掲げて置かう。疊家とは廢家のことである。

「一疊家拾五坪
東 道 三郎右衛門畑
西 三郎右衛門畑
南 三郎右衛門畑
北 太郎兵衛屋敷

願人 太郎兵衛

但三尺之下屋付

右者九左衛門後家つや病死、孫女いく幼年ニ付、親類百姓代太郎兵衛方江引取置、成長之上百姓株取立候ニ付、當時疊家願ニ付、押切遣之、重而相建候節、此押切を以可願出、若紛失ニおゐてハ捨坪可申付者也、

文化七年三月

奥住 惠十郎

塚越村
願人百姓代

太郎兵衛

名主

年寄

しかしもしその結果債権者である他の百姓等に不利益なことにでもなるやうなら、百姓は決して届け出ない。表面上同家が存在するかの如くに振舞つて、その田畑等は持添へにしてしまふのが常である。^(註)

〔註〕 明治以後の五人組中にも、本籍に依つて區別したために、不在組合員の存してゐる例がある、武藏國横見郡江和井村、(資料一四)の明治八年の五人組帳中に、無印の者があり、その上に「桶川宿江全戸寄留」などと記してあるのがそれである。

五人組帳は役所に届け出る形式的なものである。形式さへ整つてゐれば、役人は兎や角いはない。それが潰れ家であらうが、死亡者であらうが、名前があつて、印形が捺されてさへすれば、問題はない。もしこれを正當に組み替へて届け出でんとするならば、その理由を一一問ひ質す義務がある。役人も面倒なら、百姓はさらに一層厄介である。従つて年年形式だけを整へて届け出ることになる。宗門改人別帳にしても、五人組帳にしても、この種のものに外ならない。故にこれを資料として當時の社會經濟を論ずる場合には、十分の用意が必要なのである。書いてありさへすれば、直ちにそれが本當であると信する者は、歴史研究者としては資料の確實性を明かにせぬ怠慢の罪を受けねばならない。

かうした事情を役人が知らなかつたのではない。勿論十分知つてゐたのである。ただ面倒を避けたのである。しかしもしその結果、不都合を來たすやうな場合には、何らかの手段を講じなければならぬ。下總國葛飾郡三ツ堀村では、寛政五年八月にあまりに差違を生じたためか、組合改めを命ぜられてゐる。

「一、當村百姓五人組之儀、先年五人宛組合置候所、百姓分家等有之、又者潰百姓等茂有之候ニ付、五人組合之内、過不足出來仕候、然處此度

御役所々相改、組替候様被 仰付候、依之村中寄合相談之上組直シ候所、右之通相極申候以上、」

勿論この際分家の理由、潰れの原因等質疑したわけではあるまい。要するに實際と帳簿とがあまりに齟齬を來たしたために、組改めを命じたものであらう。

以上の検討に依つて次ぎの如くいふことが出來よう。五人組帳に依つてみれば、あまり變化なきが如く思はれる農村においても、相當の異動があつたことは明かである。従つて五人組帳の中には、毎年改更したとみられるものがある。この場合には「前書」中に前述のやうな百姓家繼續の規定があつたとしても、勿論これを無視するのである。殊に實際人口の動搖の多い江戸近在の村村や、宿驛などにあつては止むを得ないことである。武藏國豊島郡角筈村や同國足立郡蕨宿等の五人組帳を検すると(資料三七・八一参照)その點は極めて明瞭である。殆ど毎年貼紙して訂正してゐる。これらの地方にあつては、五人組帳が印鑑證明の臺帳としても重要であつたらうし、又その必要が多かつたらうから、單に形式を整へることだけに努めるといふわけにはいかなかつたのである。従つて五人組帳も前書つきの堂々たるものよりも、前書を省略した實用的なものとなつてゐるのも當然である。又蕨宿の例にあつては、女戸主の名が、それは「誰某後家」とか、「誰某娘」とかいふ肩書を付けずに現はれてゐて、しかもその數の多いことも注意すべきであらう(第七圖一参照)。

五人組を構成する者を見ると、名主・年寄・組頭等の所謂村役人を除外してゐる例が少なくない。殊に名主は殆どすべて組にはいらぬのが普通のやうである。これは後に述べるやうに、これら村役人を支配者側にみるのが一般だつたからであらう。五人組名前書の最初に置かれる者を組頭と呼び、又それが村の組頭である場合もあるが、時には村の組頭と五人組の筆頭又は判頭（又それを組頭とも呼ぶ）とは別の場合もある。これら五人組の筆頭並びにその編成は名主その他の村役人の任命するところであつたとみえ、信濃國佐久郡茂澤村の文書のうちに、次ぎの如きものがある。

一札

一私共儀近年五人組筆頭被申付、無據相勤罷在候得共、不人ニ而時々御用之節難罷出、誠ニ郷中組中間茂人数不
同ニ付、私共御除被下候得者、組合茂相揃、猶亦私共至極勝手相成、御百姓相續仕候旨願上候所、御開濟被下
忝奉存候、然上ハ組合銘々何れ之組江御差加江被下候共、無隔意急度御法之趣可申候、爲其一札指出申候所仍
而如件

安永七年戊二月

願人 幸 右 衛 門 ①
同 斷 儀 左 衛 門 ②
同 斷 嘉 四 郎 ③

御役人中

ただ御役人中とあるが、それは村役人を指すことは明瞭である。何かこの時に五人組の間で問題でも起つたのかも知れないが、未だ調べてゐない。要するに五人組の編成は村役人に依つてなされたことは明かである。五人組帳前書のあるものに仲のよい者が勝手に組になつてはいけないといふ注意があるのもそのためであらう。元來この茂澤村はどういふわけか組人数はその後になつてもかなり不同である（資料四五参照）。

しかし小さな村では、村中相寄つて組分けをきめたところもあつたらう。次ぎに掲げる文書は小さな新田村が家数の増加から、組分けをした時の議定書である。

「永々議定證文之事

- 一我等五人組之儀、當新田開發以來、分家相出シ、八人組ニ而宗旨人別五人組帳差上申來候處、此度無據右五人組之者不殘寄合、相談之上致小分、八人之内壹組四人宛ニ相成候、然上者議定之趣左ニ書印ス、
- 一組合之内壹組四人宛ニ小分ニ相成候處、永々何事ニ不依兩組壹道ニ相談可致候事、
- 一右兩組之内、何事ニ不依、無據金子相并可申儀ニ相成候ハ、右八人之内ニ而無違變相辨可申候事、
- 一兩組之内ニ而萬一不殘病死ニ茂相成候か、又は如何之儀ニ而潰家ニ茂相成候節は、是迄之通兩組壹組ニ相成可申事、

一我等判頭之儀、中沼新田開發人ニ而、組頭安兵衛方ニ而勤來候、此後供相勤可申候事、萬一及後日被勤不申候

儀ニ相成候ハ、他組江は致セ申間敷候様ニ可致候、組合相談之上安兵衛代役相勤可申候、猶又其後安兵衛方
 ニ而相勤メ申度儀ニ相成候ハ、何ケ年相勤申候供、當人は不及申、組合人數迄無違變相返シ可申候事、
 一兩組之内何事ニ付六ヶ敷儀出來致、兩組引合ニ及申候供、相互ニ致料簡相濟可申候、其後遺根等ニ致間敷候、
 兩組睦敷致可申候事、

一諸振舞之儀、又は病死ニ而相果申候節は、是迄之通早速出合、無心置世話可致候事、
 一何事ニ付四人及相談ニ候節は、壹組之取計ニ致申間敷候、少々之事ニ而茂兩組之内、不殘相咄シ相談可致候事、
 一組之内百姓不精之者有之候ハ、意簡等差加へ出精致セ可申候事、
 右議定之趣惣組合不殘寄合相談之上、永々取極置申候處、相違無御座候、依之爲後證連印一札仍而如件、

文化七庚午年三月

下總國岡田郡中沼新田

安 兵 衛 門 ④
 平 重 郎 ④
 傳 五 郎 ④
 惣 右 衛 門 ④
 清 兵 衛 門 ④

七 兵 衛 門 ④
 新 左 衛 門 ④
 重 左 衛 門 ④

この村の名主が解らないので、明確にはいひ得ないが、判頭は中沼新田開發者である安兵衛といふ者が永年相勤めることを組中で約束し、又組分けも五人組仲間定めてゐる。要するにかうした小さな村では、村役人對村民の關係も極めて圓滿であり、さうした五人組の編成なども簡単にすべての者の合議で決定することが出來たのである。然るに大きな村になると、問題はさう簡単にいかない。殊に村役人と村民との關係は次第に身分的區別に發展していつたやうである。なほそれらの點について、少しく他の方面から觀察する必要がある。

五人組帳を通じて見た五人組制度が頗る形式的なものに過ぎず、役人から命ぜられて、作りは作つたが、そこに作られた五人組と實際の集團生活との間には、かなりの差違があつたことが認められる。五戸前後を一組として、相互扶助・協同作業がなされ、その一組の代表者として五人組頭があり、これが庄屋・名主の統率の下に置かれ、五人組が地方行政の細胞なるが如くに考へる者もあるやうだが、それはあまりに概念的にのみみた見方である。前述したやうに五人組の編成も殆ど帳簿上のことだけであり、實際問題としては、殆ど意義を有さなかつたのである。多くの問題が五人組に依存せず、村全體の合議に依ることになつてゐたし、又村全體が大體今日の大字以下の小區

域であつたから、何事につけても、村全體として集團するのを常とした。五人組について特に問題とされるのは、後に述べる連帯責任の問題だけであるといつてもよい。

このことは、五人組法規も亦これを助成してゐる。五人組帳が存在してゐたといふことは、そこに規定された法規が直ちに實行されてゐたといふことではなく、むしろその反對の現象が存してゐたといふことを證明するものであることは、すでに述べた通りである。しかしそれは五人組法規が村民の生活に何らの影響をも與へなかつたといふことではない。五人組法規の存在が多少とも村民の生活に影響してゐたことは否定し得ない。殊に名主又は庄屋・年寄・組頭等に與へられた支配的地位、即ち村役人としての權威が身分的にも、法律的にも保障されてゐたことが、名主以下村役人を封建的支配者たらしむるに役立つた。殊に名主又は庄屋において、その色彩が強い。

五人組法規の大部分のものが、(一)惣百姓が名主に對して柔順なること、(二)名主及びその妻子は平百姓よりはよき衣服を著用し得ること、(三)名主はすべての百姓の不正に對しこれを訓戒し、上申し得ること等を規定してゐる。名主が自分の一存で處罰することは出来ないが、彼が不正とみて上申しれば、結局處罰されることになるから、殆ど處罰し得ると同様の効果をもつ。これらの規定に依つて與へられた權威は、多くの名主がこれを利用したことは明かであらう。

五人組法規の大部分が實際には無視されてゐたが、その法規を生かして適用することは、支配者の都合によつて可能である。名主が自分の都合のよいやうに、死法を悪用した例も少なくはない。従つて農村の平和を亂すやうな

騒動が惹起した例も多い。名主は身分的にも他の百姓とは異なるといふ考へ方が、自ら百姓間に不和を生ぜしむる動機となつたのである。名主は殆どすべて五人組のうちには加はらない。その他の村役人も加入してゐない例も少なくない。要するにそれは支配者を被支配者と同一列に置いてはならないといふ支配者意識から來たものである。なほここに注意すべき例がある。上總國市原郡岩崎新田と推定される文政十一年の五人組證文中に左の如き箇條がある(資料五二)。

「一 文政十亥年閏六月新田村之義、水野壹岐守様御領分ニ相成、五人組證文之義も左之通相認差上申候、五人組之義是迄ハ時之名主・組頭ハ五人組合之外ニ致し、萬事取斗候所、此度名主・組頭、平百姓壹列ニ組立、六軒・七軒と致し差上候得共、村内執斗方之義ハ先規仕來之通り、任例ニ、勤役之者ハ組合相談有之候節ハ相除き可申候事、

この文言をどう解釋すべきか問題であるが、從來村役人から命を受けると一同相談の上、村役人に返答してゐたのであらう。「組合相談有之候節は」の一節は、名主・組頭などの加入してゐる五人組の相談の意味ではなく、村内五人組全體の相談であらう。さういふ場合には、名主・組頭を参加せしめないといふ從來の慣例を持続せんとしたのである。何れにしてもそこに村役人と村民との間に、支配・被支配の對立を生ぜしめた一傍證となすことが出來よう。かくして村民は名主その他の村役人を通じて支配されると共に、他方これらの機關に依つて外部に對抗しようとする。

名主以下の村役人も支配的地位にはあるが、同時にその村の百姓たる點において、他の村民と共同の利害關係に立つ。五人組帳の「前書」が殆どすべて名主・組頭・五人組の連帯責任を規定してゐることは、彼等をして他に對して共同戦線を張らせるやうな事になつた。故に時には固陋な排他的行動に出ることさへ起る。自分の部落さへよければそれでよいといふやうな態度はかなり一般的であつた。五人組法規の示す五人組の責任は自己の組合の一員に不法行為のあつた際に特にその責に任ずるといふだけであつて、多くの場合、「五人組は申すに及ばず、一村の者共」云々と規定され、全部落の責任とされてゐる。

特に連帯責任が強調されてゐるのは貢租についてである。このことは貢租を以つて生活の基礎とする武家社會にあつては當然である。貢租の負擔者は各戸であり、それぞれに割あてられてはゐるが、五人組始め一村の者の連帯責任を以つて貢租の滯納を極力防止する方法が講ぜられ、村全體として納入する方法が採用されてゐる。一般の村では、單に漠然と名主・五人組等の責任が強調されてゐるのに過ぎないが、美濃國本巢郡神海村の如く、本人の外に請人を立て、特に責任者を明示してゐる例もある。その五人組請狀の勢頭に、(資料八一参照)

「一 名主・五人組頭・小百姓迄壹人茂不殘立會、家數・人數・面・高付、有様ニ書記、强者弱者無甲乙組合、面、請人を立、本人共に判形仕、御請申上候御事」、(第六圖参照)

と規定してゐる。その請人となる者は必ずしも五人組の隣人ではないらしく、持高の多い者は多くの者の請人に立つてゐる。名主高橋權三郎は四名の者の請人であり、又その名主の請人には隣村木知原村の名主が立つてゐる。要

するに漠然たる連帯責任より一步を進めて、具體的に證人を立て責任者を明かにして、その確實性を高めようとしたものである。ある點からみれば、五人組の連帯責任があまりに漠然としてゐて、実行力が薄弱であつたからともみられ得る。

以上の如く五人組そのものは、個個については、隣保相援助することと、相互に監視することを行なふものではあるが、結局の責任は村全體に存してゐたから、村が一個の社會單位として重要な役割を演じてゐたのである。その際五人組法規の如き、比較的村内自治の傾向の強い制度の存してゐたことは、特殊の効果を生じたと考へられる。

今ここに自治的といふ言葉を使用したのが、それは本來の意味において自治的であつたのではない。徳川時代の行政、警察、その他諸設備が不完全であつたからである。住民の協力なくしては治安が維持し得なかつたからである。五人組法規に盜賊・浮浪人の取締りのために、幾多の規定を設けてゐるのも、これを取締るべき中央・地方の警察力が不十分であつたからである。火災に際しては全村民の出勤を促すやうな規定の存するものも、消防機關が具備されてゐなかつたからである。

「一 在り物さはがしき節は、つまり能所に番屋を建置、夜番を致し、其郷中は勿論、隣郷より盜人見出し、聲を立てるにおゐては、早速出合、捕置候様に、名主・百姓常々心掛、油斷仕間敷候事」、
といひ、

「一 村中に火事出来申候はゞ、郷中之もの火消道具を持、かけ付、精出し消可申候、若不出合もの有之候はゞ、御穿鑿之上曲事に可被 仰付事」。

といふのも、さうしたことまでに、専門の機關が発達してゐなかつたから、これを地方の一般民の責任としたのである。しかし實際にこれらの規定が實施されたかどうかは疑問である。盜賊や不審の者があつたら「見逃し・聞逃し」ではならぬと嚴重に規定してゐるものもあるが、それだけ自分になるべく害のないやうに、面倒の起らぬやうに、見逃し、聞逃すことが多かつたのであらう。

要するに各地に生じた小事件は、出来る限りこれをその地方限りに解決せしめ、領主地頭の厄介を掛けぬやうにしたことと、地方の治安維持の機關の不十分であつたことが、農村の生活に自治的なるかの如き形態を與へたのである。即ちそれらの事項については、五人組・組頭・名主等の相談を以つて解決することを奨励してゐるのである。しかし重要な問題について惣百姓寄合相談して決議することは、決して贊成してゐないのである。

「一 不依何事、神水を吞、一味徒黨仕間敷候、左様之義仕候は、一同之者不殘曲事可被 仰付候事」。

一味徒黨と寄合相談とは同じでないかも知れないが、解釋の致方ではどちらにでも採れる。寄合相談の結果が自分に都合が悪いと、百姓共が徒黨を結んだと訴へた名主の例も少なくはない。自治的といつても、決して今日いひ得るやうな政治上の自治を意味するものではない。

しかしこのことが、假令中央の統治能力の不完全さから生じたにしても、村落生活に特殊の性格を與へたことは

認められる。一村が一村だけで獨立していくといふ經濟的自給自足以外に、一村落として政治的にも共通の利害關係を有するといふことになり、部落民の團結力が強くなり、愛郷心を強調したといへよう。經濟的な要素がうすくなつても、なほ同じ村の者といふことが、強い結合の紐帯となり、一面それが有効に作用することもあるが、他面において偏した、頑な、排他的精神ともなり、多くの缺陷を生じたことは、徳川時代の農民生活を調べた者は誰でも認むるところであらう。

以上大體五人組帳を通じて五人組制度そのものが如何なるものであつたかを検討したのであるが、徳川時代の村落團體を規定づけるものとして、五人組帳前書が重要な意義を有することは否定出来ない。元來當時の村落團體を規定づけるものに二種ある。一つは徳川幕府又は封建諸侯の統治方針に従つて規定された一連の法規であり、他の一つはその村落自體に存する傳統・慣習並びに經濟的理由から村落自身の規定せる約束である勿論兩者を判然區別し得ない場合も少なくないが、大體この二つは別個のものであり、それぞれに農村生活を規定づけてゐたものである。五人組制度並びに五人組帳前書は大體において前者に屬する規約である。

しかもそれはその種の規定の全部ではない。主として中央政府たる幕府の法規の主要たるものを基本として、これに模して作られたものである。従つて中央の權力の及ぶ強さ如何が主として五人組の存否又は強弱を決定する。かつ又五人組帳前書の法規は幕府又は諸侯の發した法規の全部では勿論ない。その一部に過ぎず、かつ表向の規定

に過ぎない。原則を指示したに止まり、幾多の例外又は變化が存在してゐた。故に農村を規定する法規の全體を明かにするためには、「前書」以外に、幕府・諸侯・領主・代官その他の發した無數の法令を検討する必要がある。それらに依つて補足され、始めて「前書」の意義が明かにされるといつてもよい。各地における地方的特殊性もそれらに依つてある程度まで明かにされる。

第二種の村民が自身作成したいろいろの約定の如きも、第一種の法規に依つて制約されたことは明かである。領主の意向に反するやうな村定めは規定し得ない。しかし部落部落の性格・傳統の如何に依つて、多少とも違つた色彩を帯びざるを得なかつた。そしてそれらは地方的であるだけ、その實行力は五人組帳前書とは比較にならぬほど大であつたらう。要するに五人組帳の資料としての價値は、時に一部の研究者が過大評價をなすほど重要なものではないが、この種の制度が村民の生活をかなり制約してゐたことはこれを認めなければならない。又「前書」の法規集としての價値も、前述の他の諸法規と比較検討して、始めて決定さるべきである。

五人組帳資料

凡例

- 一 年代順に編纂し、年代不詳のものは後尾に付した。
- 一 五人組帳と明記したもの、及び五人組帳前書と推測し得るもののみを収む。准五人組帳前書及び村法の類は地方法令集として別に編纂することにした。
- 一 なるべく原型を傳へんがために、誤字・振假名の類もそのままにした。但し「百姓」を「百性」、「密々」を「蜜々」、「精出」を「情出」、「注進」を「住進」の類は、かなり一般的に誤つてゐるので、大體正しく直した。又「迄」は「迄」、「咄」は「嘩」に統一し、所謂變態假名は使用しなかつた。
- 一 行間又は字間に括弧を以つて挿入した文字は原本にはない文字である。異本の場合もあるし、編者の注記の場合もある。傍線を付した部分は異本に存在しないことを示す。
- 一 各項の最終に「」に挿入した数字は條目の番號である。
- 一 表題はなるべく原本に従つたが、多少とも變更した分は欄外に注記してある。
- 一 原本の大きさは大小さまざまであるが、假りに大判・中判・半紙判とする。大判は大美濃紙・中奉書程のもの、中判は小美濃紙程度のものである。横に二つ折にしたものは長帳と記す。
- 一 ㊦とあるは、實際に捺印あるもの、又印とあるは、原本にも印とのみ記せるものである。

凡例
一 索引は主要なる事項・特別の語彙・人名・地名(村名・字名等)を掲げる。但し殆ど毎頁出づる名主・年寄の如きものはこれを省略した。

凡例

四

一 元祿四年下總國葛飾郡三ツ堀村五人組帳

指上ケ申壹札之事

- * 半紙三十九枚
(表紙共以下同
じ)、村民増田權平
寫、天領。
- 一 五人組之内ニ而何成共、背御法度惡事仕候ハ、其組ガ可申上候、若隱置五人組之外より申出候ハ、依其品御褒美可被下由被仰付候、自然同類・親類・縁者など後日あたをなすべきと存候ハ、内ニ而可申上候由、尤其心得仕、入念開出シ御注進可申上候、若脇より御開出候ハ、五人組・名主共曲事ニ可被仰付候、並脇百姓・家抱・前地者、五人組ニはつれ申者御座候ハ、名主・組頭曲事可被仰付事、
 - 一 御代官并御手代衆・名主・百姓地主・小百姓、惣而年貢之儀ハ不及申、假初之者に候ハ、共、手形なしニ取引申間敷候事、
 - 一 御代官并御手代衆惣別御家中以下、名主・組頭ニ至迄少も非分な^(るカ)儀致懸候ハ、當座無延慮可申上事、
 - 一 諸役入目帳、毎年一村江貳冊宛御代官ガ相印被成、御渡シ候間、御役入目品共、當座銘細ニ付置、名主・年寄・百姓判致、名主方ニ壹冊、百姓前ニ壹冊置、年切ニ勘定究、互出入なき様可致事、
 - 一 五人組帳其外諸事御法度書ニ致上候印判、自分ニ而替申間敷候、若落候か、替候ハ、不叶儀ニ候ハ、名主・おとな百姓ハ御代官衆ニ、替候印判懸御目、小百姓名主見せ候而替可申候事、
 - 一 堤・川除・井堀御普請仕人足、御扶持方被下候者、當座小百姓江割渡シ、證文取置可申候、惣而從御

五人組帳資料

五

公儀様被下御扶持方諸色、納もの江都合勘定ニ仕間敷候事、

*これは誤つて
認められたものか、一
つ後にある。

一 御年貢石物外取之儀、
一 御年貢皆納以前米地所出シ申間敷、若能米を賣、代悪米、御年貢納申候ハ、當人ハ不及申、名主・五人組迄何様之曲事にも可被仰付候事、並御年貢御藏入致候ハ、あら粉米無之様致、繩依拵、諸事御定通入念結置、御差圖次第ニ納可申候、次御藏入致候時、御代官ノ相印被成、御渡シ候庭帳に付立納置、銘ニ判形致置可申候事、

一 御年貢石物外取之儀、郷中相談を以、能齋料を付、村切ニ納可申候、船ニ而越候ハ、大郷に候は、一船に積申間敷候、隣郷も寄合積合、越可申候、路次に而紛失申候か、如何様之事ニて寒米立申候とも、百姓とも辨可申候、勿論餘り米御座候ハ、百姓納申依敷を以割取可申候、若渡切ニ致請取申ものへ米を賣替、或者御藏札商へ賣申候者、當人者不及申、村中名主・百姓迄何様之曲事にも可被仰付候事、

一 御割付惣百姓前ニ而去年之損毛引方とも明鏡に割を致可申候、若かぎにて名主登人ニ而割を致候者、當座可申上候、御割付見申候者、則御割付之裏ニ惣百姓判致取、殊ニ御割付之砌ニ御代官より割を□百姓前ニ而差上ケ可申候、

一 郷中に有之御米藏之下しきうすく致候か、又者火事盗人に合、如何様之儀出来候共、郷中ニて預り番を致申上候上者、少も御公儀様御損ニ不仕、急度辨可申候、并御用之置米出シ申候時分、御手代衆居合不被申候時分、御急き御座候とも、名主登人ニ而符切自由取出申間敷候、組頭寄百姓立合、御藏之符を切、御

用之分取出シ、又ハ寄合相符を致置可申候、殊ニ御藏之近所ニ火事出来申候ハ隣郷迄茂男女に至迄かけ著御藏かこひ可申候、遅參者ハ中間にて急度穿撃致可申上候事、

一 御代官替、或者正月節句之祝儀之事抔と申、名主より百姓江割をかけつう貫致共、錢壹文米壹合成共出シ申間敷、無理ニ出シ候得由申候ハ、當座可申上候、

一 御公儀様御用ニ付、御家中衆郷中江御越候時ハ、所ニ御座候汁吞薪を出シ可申候、何にても買調申物ハ出シ申間敷候、無理ニ出シ候得由被仰候ハ、則可申上候事、

一 御代官之儀ハ不及申、御内衆内御手代衆、郷中江借物并押買押賣被成、無體成御作法御座候ハ、不隠可申上候事、

一 在ニ處惡盜有之時分は、なり立べし、其時者先ニ村々も出合、召からめ候は御褒美可被下候由被仰候へハ、若出合不申候ハ、郷中ハ曲事ニ可被仰付候、又郷中堂宮山林にからまり、ふ審なる者有之候を見出シ候ハ、名主并一郷之者相談之上、からめ候て、御代官江可申上候、其上品ニ江江召連、御奉行所江差上ケ申候者、路次之入用は百姓迷惑不致候様、從 御公儀様可被下之由、被仰付候、自然とらへ申儀不罷成候ハ、何方迄も相次第ニ落著處江斷之、からめ候様に可仕候、若聞のかし、見のかし、欠落致さずるにおひてハ、後日御開出シ候ハ、曲事ニ可被仰付候由相心得申候、并出家・山伏・行人・こもそう・鐘敲・□□・乞食等盗人之宿を仕、又ハ同類も可有之候間、常ニ僉儀致、あやしき儀も候は可申上候事、
一 盗人之雜物見出シ、其届有之候ハ、名主・五人組立會僉儀仕、埒明可申候、縱如何様之者申來候共疎

略に仕間敷候、若致油断、其盗人欠落爲致候者、名主・五人組曲事ニ可被仰付候事、^{〔三五〕}

一 男女によらず欠落者郷中江參候ハ、押へ置、御代官江可申上候、猶以先より構御座候由届ケ有之ものハ、早速寄合致儀、御代官得差圖を、埒明可申候、想別あやしき者ハ不及申、壹人者ハ在之ニ而一夜之宿も借シ申間敷候、親類・縁者・好身のもの他所より半人致、參候ハ、何方も構なく不苦者ニ候ハ、名主・年寄・百姓寄合穿鑿致、慥成證文を立、手形を取置可申候事、^{〔三六〕}

一 他所より參候手負ハ不及申、郷中にてあやまち仕、疵出來候とも、當座に申上候御帳に付置可申候、並行衛なきもの路次等にて相果候は、則申上御帳に付、御持圖を請可申候事、^{〔三七〕}

一 往還之衆喧嘩などにて人を伐のけ申候者、處之者隣り之者共ニ出合、留置可申候、若折拂のけ候者、何方迄も付參、落着所江渡シ可申候、か様成時分、先之村にも出合可申候、左様成者ニ候ハ、理不盡ニ打ころし申間敷候事、^{〔三八〕}

一 田畑壹歩之處も荒シ申間敷候、若作面之所餘り毎年正月申ニ御代官迄可申上候、左様無之荒シ置候者、御年具者世並ニ御取、其上曲事ニ可被仰付候、壹人身之百姓煩紛なく耕作成兼候時者、五人組者不及申、一村として相互助合田畠仕付候て成納候様ニ可仕候事、^{〔三九〕}

一 田地永代賣買御法度ニ被仰付候、尤永代賣買仕間敷候事、^{〔四〇〕}

一 田地屋敷年季定買物ニ預り候ハ、名主・五人組手形ニ加判爲致、双方々證文取替地可申候、其も拾ケ年々永年季ニ入申間敷候、若預ケ候筈之儀、名主・五人組私曲を構、加判不仕候ハ、御代官江御斷可申

上候、左様に不仕、相對にて預り候ハ、双方共曲事可被仰付候事、^{〔四一〕}

一 小百姓退轉致候跡之田地持添致、能所計作り、惡敷所を荒シ申ニ付、御法度ニ被仰出候、漸（マ）より壹人跡ハ死失申候共、百姓仕候付、壹人跡を其ま、渡シ可申候、郷中之計ニ成不申候は、家屋鋪田地共ニ書立、御代官江上ケ、御差圖を請可申候、無其儀家をこほし取、しへきをつふし候ハ、曲事に可被仰付候、勿論左様之儀御座候は五人組之内訴人可申候事、^{〔四二〕}

一 田地費（ツ）シはこ作り申間敷候事、^{〔四三〕}

一 御傳馬人足之儀 御朱印之外ハ御公用之節半十郎様御手形並御家老衆御手形之外壹疋壹人も立申間敷候、殊更往行之馬次宿ニ、從御公儀様諸事被仰付候御法度之趣相守、御役馬退轉無之様ニ、中間を吟味仕、彌人馬無遅ニ相立往還之所晝夜をかぎらず、御泊り之時ハ、旅籠ニ而も、木錢ニ而も宿かし申候ハ、少も御無沙汰不申、駄賃木錢御定之外、増錢取申間敷候、勿論馬方共往還之衆江慮外不申候様常ニ可申付候事、^{〔四四〕}

一 御公儀様御用之儀何方より申來り候共、時付之ことく少も遲滯申間敷候、配府（ツ）なと先ニ江速届、日付時付違候者曲事ニ可被仰付候事、^{〔四五〕}

一 所之御立山にて竹木伐取者有之ハ、何様之曲事にも可被仰付候、惣別郷中ニ有來ル古木並從 御公儀様被仰付候指種木伐取申候、御僉儀之上、或ハ籠舎、或ハ過意米可被仰付候事、^{〔四六〕}

一 自分のしへき立山ニ御座候共、我儘ニ伐取申間敷候、遣ハて不叶、入用御座候は、其品を御代官迄申出、御帳ニ付伐取可申事、^{〔四七〕}

* 伊奈半十郎關東御郡代（四千石）。

- 一 毎年無御觸候とも、村々請取之道橋入念ニ作り置可申候、就中從御公儀様御懸被成候板橋大小共ニ、土馬ふん無之様ニ毎度より掃除致可申候、何時ようす悪敷所候は、其請取之名主・百姓曲事可被仰付事、
- 一 溜井ハ不及申、堤惣別水御溜置候所、自分ニ切おとし切かけ申間敷候、勿論用水ニ候共、我儘ニ切かけ申間敷候、若水落シ候ハて不叶處ハ、御代官迄御斷申上、御差圖を請、おとし候て、又跡を充分ニ築置可申候事、
- 一 落込、かけ以前之ことく請取之村々より、かや・土俵・しはくれ無油斷寄置、水出申時立明專可仕候、不念ニ致、押きらせ申か、たて明遅ク致、耕作損毛爲致候者、其請取郷中ニ何様之曲事ニも可被仰付候、又ハ落井堀・かけ井堀ニうけを伏、かい取致、土手を築、水道之さわり致置候者、爲過怠と、壹ヶ所ニ人足三拾人宛ニ御普請被仰付候事、
- 一 懸井堀・落井堀并道せはめ、田畠仕出、何ニ而も作毛仕付申候は、當人ハ籠舍被仰付、名主・年寄・百姓ニハ何様之過怠成とも可被仰付候事、
- 一 博突・懸勝負一切仕間敷候、若左様之者御座候者、當人(ハ)不及申、名主・五人組共何様之曲事にも可被仰付候事、
- 一 町中ニ火事出来申者、町中壹人も不殘火消道具を持、火本江出合、消可申候、若出合不申候者御座候ハ、御穿鑿之上何様曲事にも可被仰付候事、
- 一 店業・前地之者抱置候者入念請人を取置可申候、無其儀店業・前地之者惡事仕候ハ、家主之儀ハ不及申、名主・五人組共曲事たるへき、

* 次項と續けて記してあるが、浪人とあるから、ここでは別項にした。脱落があるやうに思はれる。

- 一 浪人抱置申事、親類・縁者不通者候者、其品を名主・年寄百姓ニ爲申聞、合點之上、證文取、御代官之帳ニ付差上可申候、勿論他所江宿替申候者、其段申上ケ御帳消可申候、無其儀抱置申間敷事、
- 一 御鷹場ニ而脇鷹御遺候者、相改、何方迄も付候て、御宿を聞届、御鳥見衆江並御代官迄可申上候、御餌指ニ候共、御法度之鳥取申候者、とらへ置、御注進可申上候、
- 一 江戸近所町中ハ不及申、在共ニ傾城壹人も置申間敷候、井湯屋・風呂屋とも遊女置申間敷候、若御法度相背置申候は、家主者不及申、名主・五人組迄何様曲事たるへし、
- 一 絹紬之尺壹端ニ付、大工かねにて長三丈四尺、は、壹尺四寸可仕候、木綿者壹端ニ付、長三丈四尺、は、壹尺三寸ニ可仕候、右之寸尺ガふ足織出シ申間敷候、
- 一 吉利支丹宗門郷中ニ御座候事ハ不及申、何方より參候共、則とらへ置可申上候、若隠置申候は、一郷ハ不殘曲事ニ可被仰付候、常ニ被仰付候御法度之趣、無油斷吟味可仕候、猶以從、御公儀様之御高札斷絶無之様立替可申候、店業・支地之者、召夫等迄、判請取、吟味可仕候事、右如斯五人組一札致差上ケ申上ハ、御法度之趣、少も違背申間敷候、若於相違申候者、如何様曲事ニも可被仰付候、少も御恨ニ存間敷候、仍而如件、

元祿四年辛未三月廿六日

伊奈半拾郎様

從御公儀様被 仰出候盜賊人穿鑿之條*

* 前文に續いて記されてゐる。明曆二年十二月に發せられた觸書と、多少文言の相違はあるが、同一のものである。嚴密にいへば五人組帳の前書ではないが、廣義に解すれば包含するべきであらう。

一 關東中在と所と御領・私領・寺社領共ニ五人組を毎年堅可申付、其上耕作商賣をも不致、又ハ遠國江切と相越輩、并博突其外懸、諸勝負を好、不似合衣類を著シ、不審多者於有之ハ、早速可申出之、若隱置、彼輩惡事なし、脇よりあらハるゝにおゐてハ、其者并親子・兄弟之儀ハ不及沙汰、名主・五人組迄御穿鑿之上、科輕重ニ隨、罪科におこなハるへし、

惣而一夜之泊リニ他處江相越といふとも、其行所江井用事之子細、名主五人組ニ相斷可被趣事、

付り盜人之訴人ニハ其同類より後にあたをなすニ付、氣遣い不罷出之由、其聞有之、向後ハ地頭・代

官・奉行所江ひそかに書付を以、可差上、御褒美被下候由、あたをなさざる様ニ可被仰付候事、

一行衛不知半人一切不可抱置、但親類・縁者儘成證人手形致、其斷有之におゐて、名主・五人組穿鑿之上可抱置事、

付り惡盜人缺落來ニおゐてハ其處ニ留置、早速地頭代官江可申届、若見のがし、聞のがし、後日ニ露

顯者、名主・五人組とも可爲曲事、

一 不叶用處有之、郷中江相越者ハ各別、用所なくして他所より切と來ル輩者、可留置、若隱置者有之ハ、

其五人組僉儀、地頭・代官江可申出之、令油斷惡事於出來候者可爲曲事者也、

一 在ニ處ニ夜番を致、其郷中ハ勿論、隣郷より盜人見出し、なりを立るにおゐてハ、早速出合、とらへ置

候様、名主・百姓申合、常ニ心に懸、油斷すへからず、自然見のかし聞のかし、亦ハ不出合族、後日御穿

鑿之上、可被行曲事ニ、盜人於搦來者路次之入用、百姓迷惑ニ不致候様ニ可被下候事、

付り出家・山伏・行人・こも僧・鐘たゞき・□□・乞食・非人等盜人之者を仕、又ハ同類も可有之、常

ニ致僉儀、從先祖有來ル族、又ハ由身在之而儘成者ハ可指置之、不儘成者是又一切不可差置之事、

一 於在ニ所ニ夜盜ニ合候者有之、則地頭・代官迄早速可申之、然におゐてハ其地頭・代官可遂穿鑿、若自分としてせんさく難成事ニ候ハ、奉行所迄其子細可訴之、自然地頭・代官遂穿鑿を、其儘於差置者、可爲越度事、

一堂宮井山林にからまりふ審成者於有之、相搦、名主并其所之者相談之上、地頭・代官可渡之、とらへ候

儀難成ニ付、庄屋早速人を集、情を入、からめ取へし、自然難成時ハ、合次第ニ落著所江斷之、からめと

るべし、若見遁シ聞遁、於致缺落ハ、後日相聞へ候共、可爲曲事、

一 山中筋此以前より鐵炮御免之所ハ各別、其外在ニ所ニにおゐて鐵炮不可所持、自然相背、無益之致殺生、不限晝夜山野に住者於在之ハ、可申出候、縦同類たりといふとも、其科をゆるし、御褒美可被下候、隱置

他所よりあらハるゝにおゐてハ、御穿鑿之上、可行罪科事、

一 於在ニ所ニ馬盜人在之候間、晝夜をかきらす審成もの馬を牽通にて、其落著所を郷中次ニ送届、其住

所之名主・五人組江儘(ニ)申斷可罷歸候事、付り儘成口入なくして一切馬之賣買不可仕候事、

一 盜人之雜物見出シ、其届有之者、早速名主・五人組立合僉儀仕、埒明可申候、縦如何様成申來候とて疎

略すへからず、若し令遲滯者、盜人缺落致おゐてハ、名主・五人組可爲曲事、

右條、御領・私領・寺社領とも在り處、村切ニ名主・五人組ともニ、毎年正月十六日ニ限、此趣堅可相守候様ニ急度可申付、手形可置之取、若し令油斷不申付おゐてハ、其地頭・代官可爲越度者也、仍而如件、

元祿四年辛未三月廿六日

三ッ堀村増田權兵衛(花押)

二 元祿十一年下總國葛飾郡三堀村五人組帳

- 一 從 御公儀被 仰出候御法度之儀は不及申、常ニ被 仰付候趣堅相守可申事、^(一)
- 一切支丹宗門之儀、毎年御改之節、寺請狀差上候通、郷中に壹人茂胡亂成もの無之候得共、此以後若不審成者有之候ハ、早速可申上候、萬一隠し置、脇より顯れ候ハ、名主・五人組共ニ急度曲事可被 仰付候、召仕之者共寺請狀銘ニ主人方に取置可申候、何時成共御用次第差上可申事、并向後不施悲田流寺請ニ取中間鋪候事、^(二)
- 一 御制札に覆仕立置可申候、古く罷成候ハ、早ニ致替可申候、文字見へ兼候ハ、代官方迄相斷改可申事、^(三)
- 一 御年貢諸役等大切に相守、尤親に孝行を盡し、夫婦中能、諸親類に親しく、友ハ老たる者を敬い、老たるものは若キを取立、下人召仕候ものハ憐を加へ、物毎に頼敷、村中互ニ申合、中能仕、身體持立候様可

■ 半紙三十一枚。表紙には單に「御法度書寫」とあるに過ぎないが、三堀村名主文書中にあつたので、これを同村の五人組帳前書と推定した。前掲元祿四年の分は天領の時のものであるが、これは私領(庄内領か)である。寛保元年の同村の郷差出帳に據ると、元和中ハ當御領分(庄内)罷成候様ニ申傳候得共、年久敷儀ニ御座候間、委細ハ覺不申候」とあるが、年代は不確かである。

仕候、村中ニ勝れて親に孝なる者ニ候敷、作に精出し候者有之ハ、名主・五人組逐吟味可申上候、若不孝なる者候敷、又ハ作ニ不精ニ而、常ニ我儘を申、徒黨ケ間敷義、心得違之者ニ候ハ、名主・五人組共ニ随分致異見、其上ニ而茂不用、不届ニ候ハ、代官方迄可申達候、若隠し置脇より顯れ候ハ、當人之儀は不及申、名主・五人組迄急度曲事可被 仰付事、^(四)

一年寄て子もなく、幼少にて親におくれ、或後家になり、或片輪になり、長病など致、寄所なきもの、又ハ獨身之百姓或煩ひ、或人手間無之、耕作成兼、身上衰へ、難立者ニ候ハ、一類共ハ不及申、名主・五人組心を合、引立可申事、

附 從前ニ被 仰付候通彌生類を憐、慈悲之心を第一に可仕事、^(五)

一名主・五人組之儀、常ニ互ニ力を合、耕作に精出し、平百姓迄晝夜共ニ無油斷、家業精出し候様に可仕候、若名主・五人組之内ニ而茂不届者候ハ、仲間として早ニ可申出、自然かはい置候ハ、殘之者共曲事可被 仰付候、井面ニ子共・平百姓子共・店借り・借地之者・下人等に到まで、常ニ致吟味、惡事無之様に可仕候、不吟味ニ而惡事有之候ハ、組中ニ御懸り可被成候、名主・組頭諸事帳面又ハ書キ物に漏候者有之候ハ、早ニ可申上候、若又書落し候ハ、役人共越度ニ可被 仰付事、^(六)

一 御年貢割付出候節、村中大小之百姓并入作之者迄不殘立合、免割引方明鏡に致割、其上割付拜見仕候旨、割付之裏に銘ニ致判形、霜月晦日切に皆濟可仕候、御年貢納所仕候ハ、百姓共方江名主方ニ請取手形遣し可申候、若不念仕、其節手形取不申候共、後日違亂申間敷候、向後場帳に茂入念差置、面ニ致判形置可

申事、

- 一 御年貢永先規之通、金壹兩ニ四貫文ニ相定可納事、
- 一 御年貢割付に、若勘定違欺、又ハ不合點成儀候ハ、早速御勘定場江可申出事、
- 一 御年貢米其外御用之穀物郷藏江納候時分、名主・五人組立合、依拵等致吟味、前之通儀ことに内外に札を差、米あらくだけ・糝米・青米無之様に差圖之通入念可申候、自然致未進、缺落仕候者有之ハ、郷中より急度納所可仕候、納方之儀は惣百姓相談之上、舛取相定、檢見之節、於御勘定場に、檢見之者并兩代官前ニ而村中之舛取集メ、舛合申付、舛目に多少無之様に可仕候、江戸御藏江納候節、上乘船頭儲成者吟味仕、郷中相談之上、代官差圖を受、相究可申候、請負廻し、又ハ他所之者に渡し切に仕間鋪候、若船中にて米に水入、如何様之義ニ候共、依仕直し申間鋪候、江戸御藏江納不申候内、船中にて如何様之事情とも、百姓共方より改、無相違様に納可申候、尤御年貢皆濟無之以前、穀物一切他へ出し申間鋪事、

附 郷藏に在之御米出入之節、名主壹人にて封を切出シ申間敷候、五人組之者共立合封切、御用米取出し、又相封付置可申事、

- 一 御船に御用之物之外、脇より頼候とも一切積申間敷候、船中にて上乘・船頭・船夫給物其外入用之物は格別、井上乘・船頭・船夫人數可爲先規之通支、
- 一 郷藏之番無油斷可仕候、若火事・盗人に逢、御米致ふ足候共、村中にて預り番仕候上者、村中にて急度辨、相納可申候、尤番之者不念仕候ハ、御吟味之上曲事可被 仰付事、

附 御藏近所火事出來候ハ、惣百姓共早速駆著、御藏圍可申候、若不罷出者於有之ハ、御僉議之上、急度可被 仰付候、江戸御藏江不納候内、燒失其他如何様之儀ニ而茂御米不足候ハ、村中にて辨納可申事、

- 一 火之用心之儀從前ニ被 仰付候通堅相守、不限晝夜、名主・五人組共申合、村中火之本之義、平百姓・水吞等に至迄、無油斷可申付候、自然火事出來候ハ、火之本江火消道具持、駆著、早ニ消可申候、隣郷ニ而も御領分ニ火事出來候ハ、早速駆著、消可申候、萬一不罷出候者於有之ハ、御僉議之上、急度曲事可被 仰付事、

- 一 火事・喧嘩、此外不依何事、不慮之義、又ハ常ニ替りたる義候ハ、早ニ代官方可致注進事、
- 一 公事訴訟之義有之ハ、其時之名主・五人組并一類共寄合、遂相談、内證ニ而可相濟、若不相濟候ハ、名主壹人・五人組壹人差添可罷出候、然共非分成義にて、名主・五人組又ハ一類とも異見も不用、罷出候ハ、御僉議之上、越度可被 仰付候、且又名主・五人組之内ニ而依怙最良を以、内證ニ而相濟候ハ、縦後日相聞候共、急度曲事可被 仰付事、

- 一 田畑・屋敷・山林共に永代賣買御法度に從前ニ被仰付候間、堅相守可申事、
- 一 田地年季を定、質物ニ預ケ候ハ、名主・組頭手形に加判仕、双方ノ證文取替し候て所持可仕候、それも拾ケ年より永年季に入申間敷候、若名主・組頭搦私曲、加判不仕候ハ、早速可申上候、且又於御領分ハ、名主・組頭ニ茂不申聞、相對にて預り候ハ、預り主・預ケ主双方曲事被仰付、田地可被召上候、惣

而名主・組頭之内ニ而茂、平百姓共ニ非分成義申懸候ハ、是亦早速可申出事^{〔二七〕}、
 一 高拾石より内所持仕候百姓共、子孫に田地配分仕間敷候、縦高多候而茂、田地分ヶ候わて不叶義候ハ、
 其子細申立、可受御下知事^{〔二八〕}、

一 用水引候義先規之例を以兼合相定、井水野山境等私に諍論仕間敷候、用水之所ハ諍論不仕、田地不及渴
 水内に可申出、理不盡ニ切取申間敷候、水論又ハ御領境等之諍論出来候共、喧嘩口論仕間敷候、若左様之
 節ハ早速代官方江可致注進候、諍論之節、刀・脇差を指、弓・鎗を持、其外得道具持罷出候者於有之ハ、
 御僉議之上、急度曲事可被 仰付事、

附 不依何事、諍論仕候時、加勢仕間敷候、若違背之族於有之ハ、曲事可被仰付事^{〔二九〕}、

一 壹ヶ月に三四度宛名主・五人組其村之御領境見廻り可申候、若替りたる義見出シ候ハ、早速代官方
 江可申通事^{〔三〇〕}、

一 御領境に木苗杯植、或塚杯築、後ニ境論ニ罷成候様に巧仕候者於有之ハ、名主・五人組迄急度曲事可被
 仰付事^{〔三一〕}、

一 川筋之村、大水出候節ハ、名主・組頭・平百姓・水吞等に至迄、不殘早速罷出、堤切レ不申候様に可仕
 事^{〔三二〕}、

一 掛堀・落堀并道を扱め、田畑屋敷仕出し候ハ、當人ハ不及申、名主・五人組迄曲事可被 仰付事^{〔三三〕}、

一 博突并掛之諸勝負一切仕間敷候、若相背者候ハ、當人ハ不及申、名主・組頭迄急度御仕置可被 仰付

事^{〔三四〕}

一 御林・御立山之竹木枝葉成共一切伐採申間敷候、若御林盜取候者於有之ハ、召捕可注進、見遣、脇より
 相知候ハ、御僉議之上、急度曲事可被 仰付候、縦百姓自分之竹木、四壁之竹木成共、猥ニ不可伐採、
 伐採候ハて不叶義候ハ、代官方江訴、可受差圖事^{〔三五〕}、

一 御傳馬人足之義 御朱印之外登人登疋も出し申間敷候、往還續之宿ハ晝夜を不限、無滯可出候、駄賃人
 足賃前より定來通可取之、外に増錢取申間敷候、并船渡之儀從先規有來通船賃取之、船渡不滯様に可仕
 事、

附り 往還之旅人等に不礼仕間敷事^{〔三六〕}、

一 惣而御領分御通候御直參之御方ハ不及申、他家中之衆たりといふとも、馬上にて鎧など持せ被通候面ニ
 江は、道端ハ不及申、作場ニ而茂見懸次第、笠・頭巾・手拭などはづし、急度跪可申候、自然慮外仕候沙
 汰有之候ハ、曲事可被 仰付事^{〔三七〕}、

一 御公儀御用之義何方より申來候共、鍵承届、時付のことく少茂無滯、急度相勤可申事^{〔三八〕}、

一 御用之義并諸役宛物等被 仰付候通、不違時日、急度相勤可申事^{〔三九〕}、

一 従前ニ被 仰付候通、鐵炮打候義御法度被 仰付候間、彌以堅相守可申候、若隠し候て打候者於有之ハ、
 名主・五人組早速可申出事^{〔四〇〕}、

一 盜賊有之ハ、村中之者共、早速出合、召捕可申候、又ハ隣郷に惡黨在之而追來候ハ、無油斷出合、様

子承り届、名主・年寄立合、埒明可申候、其上ニ而代官方江早ニ可申出候、惣而郷中堂宮野山にからまり、不審成者見出候ハ、跡を慕行、先ニ村江致断置可申候、盜賊悪黨人召捕候敷、訴人仕候ハ、縦雖爲同類、其科を被成御免、御褒美被下之、其上仇を不成様に可被 仰付候、若隠し置、脇より於令露顯ハ、急度曲事可被 仰付事、

一 惣而判場又ハ明場にて諸鳥取、渡世に仕候ハ、其断を申立、可受差圖、何れ之御鷹場にて候共、尤諸鳥一切取申間敷事、

一 御運上場江請負之者入候ハ、慥成者吟味仕、入可申候、此外堅入申間敷事、

一 人賣買一切仕間鋪候、尤男女奉公人之義 御公儀御定之通、可限拾ヶ年季事、

一 人請之義獨立申間敷候、然共親類又ハ出所能存、慥成者に候ハ、名主・五人組江相断、其上にて請に立可申候、自然請人之義ニ付出入在之節は、名主・五人組立合、急度埒明可申候、若滞儀候ハ、代官方江可申出事、

一 牛馬賣買仕候ハ、跡ニ之出所を改、證人を立、名主・五人組に断、賣買可仕候、不審成牛馬買申間敷候、勿論従前ニ被 仰付候通、病牛馬隨分勞り、養生可仕候、若輕キ百姓ニて手前に飼料茂無之、養育難成候ハ、其訳可申出候、飼料可被下之、其上ニ而落候節は、名主・五人組立合見届、埋可申事、

附 作場江猥牛馬放申間敷事、

一 質物取申候は、請人を取候而、質物取可申候、無請人して質物取候ハ、曲事可被 仰付事、

一 常ニ心立惡鋪、或人の妨をなし、或喧嘩口論いたし、又ハ夜歩行いたし、耕作毫茂いたさず、名主・五人組異見茂承引不仕、不届成者候ハ、名主・五人組急度可申出、若脇より顯れ候ハ、名主・五人組越度可被 仰付事、

一 店借り・借地之者差置候ハ、其出所江断、無搆、其上心立を能ニ承届、慥成請をとり、名主・五人組相談にて可差置、縦請人有之候共、怪者置申間敷事、

一 從他所牢人、又ハ醫師杯參、村ニ罷在度由申候ハ、代官方江断、其上ニ而差圖次第可仕事、

一 從他所參候手負之義ハ不及申、村中にて手負候敷、或怪我なといたし、疵出來候ハ、代官方江早ニ可申出、并行衛不知者路頭ニ而相果候ハ、名主・五人組立合、彼者衣類・道具相改、封付置、彼者に番人附、早速代官方江申出、可受差圖事、

附 往還之旅人其外何者ニ而茂類に煩候敷、又ハ酒に酔、路次に倒候者於有之ハ、介抱いたし行衛聞

届可通事、

一 往還之道・橋・くね垣等常ニ心懸ケ入念作り可申事、

一 寺社代り目、或百姓逸失申者、或身上たおれ候百姓候ハ、其訳委細記、潰百姓ハ身體潰、如何様に方付候との義、付官方江可申届事、

一 町在ニて跡ニより帳に著申候酒屋之外、新酒屋并請賣一切仕間敷事、

附 請酒之義、往還之宿ハ各別之事、

- 一 百姓共刀一切差申間鋪事、^{〔四七〕}
- 一 百姓・商人衣類之義、絹・紬・布・木綿、此内を以、應分限、妻子共に可著用事、^{〔四六〕}
- 一 分限に不相應成屋作仕間敷候、尤境目並海道江少茂建出し申間鋪事、^{〔四七〕}
- 一 祝言、或家廣め、其外一代之内に再三無之振舞等仕候共、一汁三菜ニ不可過候、尤朝夕之食事、雜穀を用可申事、

附 齋非時右同前可仕候、是夕輕く仕候義は面々心次第可仕事、^{〔四八〕}

- 一 掣取・姫取之節、乗物・乗鞍堅停止、荷鞍に紬木綿補圍を用可申候、惣而奢たる儀不仕、諸事成程輕く可仕事、^{〔四九〕}

一 村中寄合相談之節、茶・たばこ斗出し可申候、酒看其他百姓之賄にて食物一切給申間敷事、^{〔五〇〕}

一 市町にて狼大酒仕間敷候、若酒に酔狼藉成義仕候ハ、不論理非、曲事可被 仰付事、^{〔五一〕}

一 有來祭禮たりといふとも、代官方より得下知、執行可仕候、尤新規之祭禮御法度被 仰出候間、堅相守可申候、且又當分之神送ニ而茂他所江送出し申間鋪候、他所より送來候共、送次仕間敷候、勿論人馬一切出し申間敷候、於相背ハ曲事可被 仰付事、^{〔五二〕}

一 勸進能・相撲・操・哥舞妓・淨瑠璃、何ニ而も見せ物之類堅停止、縦御相給之者取持候共、一切加り申間敷事、

附 女若衆惣而遊者之類差置申間敷候、於相背は急度曲事可被 仰付事、^{〔五三〕}

一 印刷自分に替申間敷候、若失申候敷、又は替候わて不叶訳候ハ、代官方江其訳相斷、替可申事、^{〔五四〕}

一 一年中之諸役・夫錢入用之品、書付に代官裏判を以、村中江可廻候間、無滯可出之、代官裏印無之候ハ、縦何方申來候共、一切出し申間鋪候、且又年中諸役錢勘定之儀は其村々之名主・五人組に手代之者立合、無相違之様致吟味、勘定帳代官方江可出之事、^{〔五五〕}

一 跡式之義不依老若、病中に入念書置、其趣名主・五人組江申聞、加判取置可申事、^{〔五六〕}

一 在ニおゐて獨者に宿借し申間敷候、往還宿ニ而も飛脚其外獨者ハ能々見届可申候、惣而怪敷者・行衛不知牢人、不限町在ニ、一切差置申間敷候、縦以前所之者ニ而茂、他所江參、數年罷在、所江立歸候共、先之義致吟味、代官方相達、其上ニ而差置可申候、又ハ他國江商に參候敷、奉公ニ出候ハ、代官方相斷可申候、少し之用事ニ而一夜泊りに參候は、名主・五人組に斷可申候、罷歸り候時も代官又ハ名主・五人組江届可申事、

附 名主・組頭ハ代官方江相斷可申事、^{〔五七〕}

一 伊勢參宮、或順禮其外遠國江參候節は、猶以代官方江斷、可受差圖候、尤歸候時茂斷可申事、^{〔五八〕}

一 不依何事、一味神水之儀は不及申、惣而徒黨かましき儀一切仕間鋪候、若相背者、又ハ頭取之者於有之ハ、不依何者に、訴人に可出、御褒美被下之、其上仇を不成様に可被 仰付事、

附 不依何事、騒動かましき事有之候ハ、名主・五人組亦ハ平百姓之内ニ而も、早々代官方江可申出事、^{〔五九〕}

- 一 代官并手代共方江金銀借り貸シ一切仕間敷候、御家中下〔六〇〕に至迄同前之事、
- 一 御家中之者御用にて参候節、所之物調候ハ、其所之相場賣渡、當座に代物請取、其上ニ而手形可出候、代官并手代共方江自然賣候共、可爲右之通事〔六一〕、
- 一 代官并手代共村廻之節、茶・たばこの外一切出し申間敷候、何にても馳走ケ間鋪義仕間鋪事〔六二〕、
- 一 代官并手代共方江年頭・歳暮・五節句、其外常々茂、金銀米錢・衣類等ハ不及申、輕物にても惣而音物堅仕間敷候、尤檢見、又者御用にて御家中之者参候節、百姓共は勿論、寺社方より茂下〔六三〕に至迄、音物堅仕間敷事〔六三〕、
- 一 檢見之節、本郷出作、或新田、或荒地并野方迄、銘々持高壹畝壹歩も不殘、名主・五人組有體に案内可仕候、若他領之者杯申合、一畝壹歩茂隠し置申間鋪候、萬一隠置候敷、又ハ落地之義、以後相聞候ハ、名主・組頭急度曲事可被 仰付事〔六四〕、
- 一 名主・組頭、内檢見仕、毛付之節、無依怙最眞、有躰に付上ケ可申候、若構私欲、不相應成毛付仕候敷、又ハ依怙最眞仕候ハ、御會議之上、急度曲事可被 仰付事〔六五〕、
- 一 檢見之節、宿仕候寺院并百姓屋ともに、疊・障子・行燈古き分不苦候間、其通ニ而可差置候、若用かた候ハ、障子・行燈などハ繕にいたし置可申候、其外損候所其儘ニ而難差置所ハ輕く繕可申候、惣而支度に造作懸り不申候様可仕事〔六六〕、
- 一 右之節料理前より御定之通、所ニ有合候ものにて、一汁二菜、隨分輕く可仕候、酒一切出し申間敷候、

檢見之者共召仕には一汁一菜に可仕事、

附 温飽・蕎麥切又ハ外之食物等出し申間鋪事〔六七〕、

一 御勘定場にて檢見之者共上下、并賄之村々名主壹人・組頭壹人・働之百姓四人、此外一切人集申間敷候、勿論朝夕之食、右之者共より外に堅給させ申間鋪事〔六八〕、

附 手代共用事有之、相話候節ハ各別之事〔六八〕、

- 一 檢見穂、村々にて立置候所ハ貳歩宛々内に仕間敷候、久敷置候而茂稻もへ不申候様に仕立置可申事〔六九〕、
- 一 永荒不作之場、再發仕候ハ、其年之檢見之者共に、當年より再發仕候と斷可申候、若隠し置、後日に相聞候ハ、急度曲事可被 仰付事〔七〇〕、
- 一 新田新畑開發之義可受御下知、萬一自然として開發仕候者於有之ハ、曲事可被 仰付事〔七一〕、
- 一 永荒不作場之百姓共開發之時ハ、其年一年耕野に可被 仰付事〔七二〕、
- 一 新田新畑百姓共開發之節ハ、五年之耕野、御手前々被 仰付候時ハ、三年之耕野ニ可被 仰付事〔七三〕、
- 一 新田に屋敷仕立候事并自分に林など仕立候節ハ、代官方江相違、可受差圖事〔七四〕、
- 一 荒地之畑林に仕立候敷、又ハ有來林不募所畑に仕候ハ、其年之内に急度代官方江相斷可申事〔七五〕、
- 一 一こへ灰・踏草等常々無油斷拵大切ニ可仕事〔七六〕、
- 一 百姓助成之かせきの品了簡仕、百姓成立候様可仕候、助成之了簡候ハ、可申出事〔七七〕、
- 一 被行死罪之族有之時、被仰付輩之外、一切其場江不可出集事〔七八〕、

一 毒藥并似藥種賣買之儀、彌堅仕間敷候、若相背者於有之ハ、可被行死罪、縱雖爲同類、訴人に出るにお
 ゐてハ、其科を被遊御赦免、急度御褒美可被下之事(七九)

一 似金銀賣買一切仕間鋪支、

附 にせもの一切すべからざる事(八〇)

一 諸色之商賣、或一所に買置、しめ賣、或申合、高直にいたすへからざる事(八一)

一 諸職人申合、手間代高直にすへからざる事(八二)

一 御用之儀、其外耕作家業之義、代官申渡候事違背仕間敷候、若申付候義於相背ハ、急度曲事可被 仰付
 候、且又御訴訟之義有之ハ、代官差圖次第、江戸江可罷登候、爲自分、於罷登は、曲事可被 仰付事(八三)

一名主・五人組ハ不及申、平百姓之内ニ而茂江戸へ被爲 召、御尋之節、不依何事、有躰に可申上候、縱

御家中之者、或代官并手代之者之儀ニ而茂無遠慮可申上候、若遠慮仕、不申上候ハ、曲事可被 仰付事(八四)

一村々人別帳隔年ヲ仕立、前々之通に可差出事(八五)

右御法度書之趣、委細拜見仕、村々にて正月十一日・三月三日・五月五日・七月七日・九月九日・十一月十
 五日には、必名主所江惣百姓水吞に至迄呼寄、讀聞せ、常々無懈怠、相守候様に可申付候、右之外にも百姓
 共大勢寄合候事候ハ、御法度讀聞せ、女童共にも能々申聞、相守候様に可仕事、

元祿十一戊寅年三月

三 瓶 平 馬
 高瀬 九郎兵衛

遠藤 万右衛門
 長 坂 頼 母

名 主
 惣百姓

三 元祿十五年上野國安中領上野尻村五人組帳

* 中判二十二枚。
 表紙には「上州安
 中領改覺書」との
 みあれど、五人組
 帳同様の形式をと
 つてゐるので、こ
 こに採録する。

一 從 公義被 仰出候御條目之品、彌堅相守可申事(一)

一切支丹宗門御制禁之條、若不審成もの有之ハ可申出事(二)

一 領内鐵炮之儀吟味之上預ケ置候外、一切所持仕間敷事(三)

一 捨馬之儀御高札之通彌急度相守可申候、自然離馬牛有之ハ、名主・組頭立合、大切に養置、早速可申出
 事、

附 馬・牛調候ハ、儘成請人を立、名主・五人組可相改事(四)

一 御制禁之通馬之筋延申間敷事(五)

一 人賣買御制禁之條、堅可相守、召仕之男女抱候節ハ宗門改寺請狀取置可申事(六)

五人組帳資料

一 父母に孝行、夫婦・兄弟・親類とむつまじく可仕候、若諸親類と不和ニ而異見をも不用、不孝不儀之者有之ハ、名主・組頭・五人組致吟味可申出事^(七)、

一 兼而被 仰出候通捨子堅仕間敷候、惣而便なき老人・幼少之者有之者、其所にて致介抱、遠吟味、其旨可申出事^(八)、

一 生類之儀隨分念入可相悼、召仕之下人等迄も常と能と可申聞事^(九)、

一 往還之町と者道中御奉行方御條目急度相守可申事^(一〇)、

一 御朱印傳馬并往來之次人馬先規勤來候儀ハ不及申、傳馬宿之外たりとも、御用ニ而通候衆有之者、晝夜風雨をいとハす、人馬無滯出し可申候、若囚人通候ハ、無油斷人馬を出し、大切に可仕事^(一一)、

一 往還之旅人宿賃之儀、旅籠ニても、木賃ニても疎略仕間敷候、但旅人ハ出所名苗字等聞届、帳面ニ記置可申候、若子細候而二夜共逗留申候ハ、名主・組頭へ相斷、相談之上留、其趣可申出事^(一二)、

一 往還之對旅人、無作法成義仕間敷候、縱輕ものにてかろしめ、かさつ仕間敷事、

附 往還筋ハ勿論、脇村とにても侍へ對し乗うち致へからさる事^(一三)、

一 近所之者ハ不及申、往還之者或は病氣、或は酒に酔、路邊に倒ふし居候ハ、見付次第、其所にていたはり置、様子相尋、其在所へ申遣、迎之者を呼可相渡、若於遠所之者ハ、代官所へ相達し、可受差圖、但養へ置候内之賄ハ代官所より可出之事、

附 狀箱少之荷物たりとも紛失無之様ニ致置、分ヶ知次第可相渡事^(一四)、

一 町中之掃除奇麗に可仕候、往還之道橋ハ不及申、脇道にても常と無油斷繕之、人馬通路無難儀様ニ可仕事、

附 有來道・堀・溝を田畑へ切込申間敷事^(一五)、

一 旅人何にても取落し候ハ、早速追掛可相渡事^(一六)、

一 押賣・押買仕間敷事^(一七)、

一 喧嘩口論有之ハ、開付次第出合、取鎖可申事^(一八)、

一 他所手負候もの來る節ハ、名主・組頭立合、致介抱候上、委細遠吟味、可申出事^(一九)、

一 欠込者有之節、追手之著したひ來り届出有之者、村中之者馳集、取逃し不申様に致置、注進可申事^(二〇)、

一 一人を打、立退候者有之者、捕置、可注進、若取逃し候ハ、跡をしたひ落著所を見届ヶ預ヶ置、可注進事^(二一)、

一 倒死之者有之節者名主・組頭立合、委細相改、死骸番人を付、さらし置、可注進、尋來者有之は、出所承届、證文取之、死骸雜物可相渡、三日過るにおわてハ道端に埋、其者之年恰合・衣類・雜物之品札に書記、建立可申事^(二二)、

一 質物之儀能と致吟味、慥成證人立、可取之事^(二三)、

一 村次之廻文不限晝夜、先へ相届ヶ、手形取置可申事^(二四)、

一 掣取・嫁取并養子取組之儀、名主・組頭・五人組立合、能と念を入、重而六ヶ敷無之様ニ可仕事^(二五)、

- 一 勸進能・相撲・操其外諸見物類可爲停止事、^(三六)
- 一新規之寺社不可建立事、

附 住持・神主替候節ハ可申出事、^(三七)

- 一 神事・祭禮相窺、有來通勤、新規之祭仕間敷事、^(三八)
- 一 他領へ奉公に出るもの有之ハ可申出事、^(三九)
- 一 何者によらず、他所より引越候もの有之ハ、其出所遠吟味、儘成證人を取、其斷可申出事、^(四〇)
- 一 所生之者たりとも、年久他所に罷有、立歸もの有之ハ、其斷可申出事、^(四一)
- 一 博突・賭諸勝負一切可爲停止、尤宿堅仕間敷候、若相背者有之ハ、訴人可出、縦同類たりとも、其咎をゆるし、品により可褒美、其上あたを不成様ニ可申付事、^(四二)
- 一 用事なくして其所へ切々來る者有之ハ、五人組として可致吟味事、^(四三)
- 一 五人組之儀町屋ハ家並最寄次第、五軒宛組合、郷中ハ最寄次第組合、借シ地・店借り・寺社門前・下人等に至るまで、諸事吟味仕、惡事無之様可仕事、^(四四)
- 一 町屋并堂宮山林に怪敷者不罷在様、常々吟味可仕候、惣而行衛不知もの一切指置申間敷事、^(四五)
- 一 他所へ罷越一宿ニても可仕節ハ、名主ハ組頭へ申合、其外之者ハ五人組へ申合、名主・組頭へ相斷、罷歸候ハ、其届ケ可仕事、^(四六)
- 一 惣而公事出入之儀有之ハ、名主・組頭・五人組立合、隨分取扱埒明ケ可申候、それニても不相濟儀ハ可

- 申出候、尤致荷擔者於有之者可爲曲事、^(三七)
- 一 何事によらず徒黨かましき儀仕間敷事、^(三八)
- 一 市場之儀前々相立候外、可爲無用事、^(三九)
- 一 所にて跡々有來候酒屋之外、新酒屋・請賣之酒屋停止之事、^(四〇)
- 一 衣類之儀分過ニ物不可著之、并婚儀之支度・屋作・飲食等、惣而奢かましき儀仕間敷事、^(四一)
- 一 免許なくして刀指へからさる事、^(四二)
- 一 振舞之節、料理一汁三菜、酒三獻に過へからず候、但家督相續・婚儀等之節ハ一汁五菜、酒ハ可爲同前事、

附 佛事作善不應分限、結構仕間敷事、^(四三)

- 一 家中之對諸士、乗打、慮外仕間敷候、惣而家中之奉公人へ無作法仕間敷事、^(四四)
- 一 安中町中馬にのり申間敷事、^(四五)
- 一 火事・喧嘩、何事によらず、不慮之儀出有之者、早速注進可仕事、^(四六)
- 一 屋敷曲輪火事出來之節ハ、兼而指圖之通、名主・組頭、人足召連、町口門迄相詰、役人指圖にしたかひ可申候、尤人別に手桶を持、かけ付可申事、^(四七)
- 一 町屋村々共に常々火之用心、五人組切に致吟味、大切に可仕、尤酒はやし・圓座・手桶等家々に所持之、若火事出來之節ハ人別に手桶をもち、火本へかけ付、消し可申候、若不罷出もの有之ハ、可爲曲事、

附 野火付申間敷旨、童部下迄も兼而可申付、野火有之ハ、早々かけ付消し可申事、

一 自身番井町中村と番屋之儀、如有來指置、晝夜無油斷火之本堅可申付、夜中廻り候節ハ拍子木打可申候、若不密成者有之ハ、相圖の聲を立候様可申合、自然夜盗入候ハ、番人ハ不及申、所之者共かけ付、搦可置、むさと殺し申間敷候、若不出合もの有之ハ、可爲曲事、

附 家ことに明松・寄棒支度仕置可申事、

一 訴訟何事によらず申出る儀有之ハ、五人組へ斷、名主・組頭を以可申達、若取次於不仕者直ニ可申出事、
一名主・組頭非分成儀申懸、小百姓を掠におゐてハ可申出、小百姓我儘いたし、名主・組頭の申付ケをも不承引もの有之ハ、詮儀之上可爲曲事、

一 獨身の百姓相煩紛なく、又ハ幼少ニ而親に離、耕作成兼候節ハ、五人組ハ勿論、村中助合、田畑荒し不申様ニ可仕支、

一 年貢米金、名主・組頭請拂之手形取替し置、重而出入無之様ニ可仕事、

附 名主・組頭印判替候ハ、判鑑を以申出へし、其外之者ハ名主方迄判鑑可出置事、

一 公義林ハ不及申、山林井四壁之竹木猥に伐あらし申間敷事、

一 田畑讓候節、高拾石より内ニあたり候やうにわけ申間敷候、若無據子細有之ハ、代官所へ訴へ、可受差圖、内證にて分ケ讓候ハ、吟味之上急度可申付候、

一 田畑永代之賣買并來納賣之儀御制禁候條可相守、縦年季質物ニ入候とも、不可過十ヶ年、尤名主・組頭・

五人組加判を以證文取替し可申事、

一 田畑他領へ質物に入候ハ、可申出事、

一 境論無之様ニ常々念入可申事、

一 荒地之發新田等少茂かくし置申間敷事、

一 新開に可罷成所有之ハ可申出事、

一 洪水之節ハ名主・百姓不殘罷出、作毛不流やうニ可仕事、

一 用水之儀定規之例を以、兼而相定置、濁水之節評論無之様ニ可致事、

一 堤・川除・井堰・溜池之普請常々無油斷可繕之、大破之節ハ可申出事、

一 旅人に一夜之宿かし候とも、名主・五人組へ相斷、若無據儀有之、翌日茂逗留仕におゐてハ、名主・五人組立合、吟味之上留可申候、あやしきものニハ一夜之宿もかし申間敷事、

一 用事なくして他村へ徘徊、市中へ出、大酒酔狂いたすもの有之者、名主・組頭・五人組之内より可申出、見のかし、外より聞へ候ハ、急度可申付事、

一 農業無油斷はけミ、業之外、費かましき儀仕間敷事、

附 豊年たりとも米穀糶ニ費へからず、毎年春之内より野山の粮物を取置、常々可用事、

右之條と堅可相守、若違背之族於有之者、當人ハ不及申、品により親類・縁者・問屋・町年寄・名主・五人組迄可爲曲事者也、

右之通被 仰出候間、堅可相守者也、

川西 彌一兵衛
天野 四兵衛

右御條目之趣大小之町人・百姓共不殘承知仕、奉畏候、常々無油斷吟味可仕候、若違背仕もの御座候ハ、當人ハ不及申上、親類・縁者・名主・組頭・五人組まで、何様之曲事ニ茂可被 仰付候、爲其町中・村中相談之上五人組相極連判手形差上申候、依而如件

元祿十五年十二月 日

上野尻村名主	惣	三	郎	⑩	
同所組頭	七	郎	次	⑩	
同	五	兵	衛	⑩	
同	角	右	衛	門	⑩
同	惣	右	衛	門	⑩
同	太	兵	衛	⑩	

安中 御奉行所様

四 正徳六年下野國都賀郡上泉村百姓五人組帳

差上申五人組一札之事

* 正徳六年は七月に改元、即ち享保元年である。
* 大判七十一枚、表紙には正徳六丙申年三月「百姓五人組帳前書五拾六ヶ條」とある。本村は當時本多中務太輔の私領、古河藩に屬してゐた。

一切支丹宗門御制禁ニ付、常々堅相守、毎年宗門改之節、召仕之下人男女等迄、村中壹人茂不殘、寺請狀宗旨御代官江差出申候通、召仕男女等迄うるん成もの、壹人茂差置申間鋪候、自然不審成者見出し聞出し候ハ、急度可申出候、若於隠置ハ、名主・年寄・五人組迄曲事可申付事、

一 第一重 公儀候儀は不及申、兼而申付候諸法度堅相守、年貢并諸役等大切ニ相勤可申事、

附 御高札古ク成候ハ、其段申出、建替可申候、其外覆・垣等損候は修覆いたし、無油斷掃除可仕候事、

一 親孝行盡し、下人は主に隨ひ、夫婦中能、兄弟したしく、友達は老たるを敬ひ、物毎頼母敷、心を合せ可申候、村中勝て親に孝行之者有之候ハ、様子見届可申出候、不孝之者有之候は、随分異見可仕候、異見不用、彌不孝之者候ハ、其段可申出候、幼少ニ而親にはなれ、或ハ後家に成、かたわニ成、長病などニ而寄所もなく、身上おとろへ、難立もの候ハ、一類共不及申、名主・年寄・五人組迄心を合せ、引立可申候事、

附 五人組中間身持悪鋪、田地耕作不精成もの候ハ、随分致吟味、加異見、夫ニ而も用不申候ハ、役人迄可申出候、脇より聞及候ハ、組合之者迄越度可申付候事、

* 上泉村は日光に至る列幣使街道の富田宿の助郷である關係からこの語があるのであらう。

一日光御上下御歴々様方 公儀御用之儀、何方よりも申來候共、時をも不違、御觸狀先々江相廻し可申候、尤御配符日付・時付不違様可仕候事、
一人馬御觸之節御割賦之通、晝夜風雨之節ニ而も、人馬無滞出之、問屋任指圖、急度相勤可申候、少成共疎略仕候は、穿鑿之上名主・年寄迄曲事可申付候、尤馬方人足通り之衆江對し慮外かましく不仕、荷主・宰領合點無之所ニ荷物途中ニ而付替申間敷候、大助・定助郷之義ハ問屋方申來次第、馬出シ、問屋方ニ而度毎ニ帳ニ付、問屋指圖次第相勤可申候、若問屋帳付月行事非分之義申懸ケ候共、御役大切相勤、追而斷出可申候、馬方人足口論仕間鋪候、縦ひ百姓勝手ニ而往還へ罷出、駄賃取候節も 公儀御條目を相守、御定之外駄賃・人足賃多く取申間鋪候事、
一中郷中田御藏修覆之儀、御米御藏入前ニ郷中寄合仕立可申事、
附 費無之様ニ可仕事、

** 古河藩の蔵。

一御年貢割付申候ハ、何茂立合、引方明細可仕候、御年貢納所候ハ、名主方請取手形可遣候、勿論名主方庭帳ニ茂入念ヲ付置、銘々印形爲致置可申候、不念之儀致、手形無之、出入後日申出候ハ、双方可爲越度事、

附 大小之百姓不殘割付致拜見、無高下御年貢割合仕趣帳面仕、惣百姓壹人茂不殘判形仕置可申事、
一御城米之儀、如古例御米念ヲ入拵、内札・外札・繩・依等、前々之通可念ヲ入、并御年貢米糶くたけ米・しろた米・青米之分除之、繩依(結)かゝり等念を入、内札・外札・村名・米主・名主・年寄・拵取名書付入、

名主・年寄立合郷藏江入置、名主・年寄相封仕置、早々御城米藏并中田中郷藏へ可相納候、自然未進いたし、欠落仕候もの有之ハ、村中急度納所可仕候、納所之儀ハ惣百姓相談之上、舛取相定、拵目多少無之様可致候、尤御年貢皆濟以前、穀物一切他所出申間敷事、

一御年貢皆濟不仕以前ハ不及申、常々百姓夫食ニも米糶につかい申間敷候、脇々借用之米金共に一切差引仕間鋪候、御年貢皆濟以後差引可仕夏、

一御用之當物以下無滞早速調、指上ケ可申候、并諸御役入用萬事百姓へ懸り候分、入目帳を作り、其品々ヲ書付、名主・年寄名列仕、年切ニ算用相極可申候、惣而年切ニ百姓へ懸ケ申候諸入目共ニ帳面記置、銘々米錢出シ候小割帳ニ其百姓之名判爲仕、來春ニ至リ御代官迄可指出候事、

一堤・川除諸事御普請之節、人足扶持其外何ニ而も被下置候ハ、當座ニ立合、人足之分割渡、證文取置可申候、惣而繼合勘定一切仕間敷事、

一毎年正月十一日井筋・溜井・川除普請、無油斷仕、御物成引ケ不申様、耕作念を入可申候、若おろ(二)かに仕もの有之ハ、急度可申付候、川除・溜井普請其外田畑に懸り候普請之儀、郷御横目へ申出、可任差圖事、

一百姓家内作仕候共、境目道筋へ少も不可出候、掛り堀・落堀并道せはめ、田畑仕出申候ハ、當人は不及申、名主・年寄迄曲事可申付候、且又百姓自分之林前々有來ル外、境目道端へ仕出し申間敷候旨、是又同前相守可申事、

一 古荒間起返シ、切添有之ハ壹歩之所ニ候共、不隠早ニ可申出、隠置脇より相聞候は、詮儀之上田地主ハ不及申ニ、名主・年寄迄急度曲可申付支、

附 田畑屋敷賣買の節、寫之水帳腰張ニ賣人買人畝步増減之所へ、印形爲仕、腰張之張目ニも印形仕置、後ニ違論無之様ニ可仕候、

一 往還之儀は不及申、あせ作道ニ有之候共、村ニ請取之場所、常ニ道橋念を入作り可申候、油斷仕、往還不念之由相聞候ハ、名主・年寄可爲越度事、

一 郷村水懸り之儀、先規之例を以、兼而相定、用水之所諍論不仕、尤理不盡ニ切取申間敷候、水論又は境等之諍論有之候共、喧嘩仕間鋪候、左様之節は早ニ注進可申來候、若諍論之仕、武道具ハ不及申、又物等を持、罷出候もの於有之は、不及理非、曲事可申付候事、

附 不依何事、諍論之時加勢仕間敷候、若相背族有之は、急度可申付事、

一 田畑無荒所様可仕候、五人組仲ケ間ニ而申合、耕作精入可申候、若作之時分相煩候もの有之候は、仲間ニ而肝煎可申候、下人不持小百姓田畑仕付、又は刈取之節相煩候は、親類・縁者ハ勿論、五人組中にて介合、作毛無荒所様ニ可仕候、且又男女共ニ相應之持いたし可申候、若不精ニ而徒ニ暮申候もの有之候は、五人組之内ニ而互吟味仕、異見爲申聞、用不申候ハ、名主迄相斷可申候、其上ニ名主異見申聞せ、それニ而も承引不仕候ハ、其趣可申出候、隠置脇より相聞申候ハ、名主并に五人組之もの迄越度可申付候事、

一 村中ニ新田畑ニ可罷成所有之候は、早速郷御横目へ願書出し、指圖を請、開發可致、若左様之場所捨置

申候ハ、詮義(之)上越度可申付候事、

一 百姓・町人掣取之節、驕ケ間敷義無之勿論、分限より輕ク可仕候事、

一 百姓・町人刀ハ勿論、長脇指さし申間敷候、衣類等も絹・袖・木綿・麻布之類相應ニ著可仕候、且又他所之衆中と見申候共、武家(ニ)對し慮外仕間敷候、途中にてかむり物取可申候事、

一 佛事・祭禮等成程輕ク可仕候事、

一 祝言振舞・家ひろめ、其外一代之内ニ再三無之振舞ニ而も一汁三菜不過之事、

附 齋非時右同前可仕候、是ハ輕ク仕ル儀は、面ニ心次第可致候事、

一 跡式之義不依老若、病中ニ念ヲ入、致書付、其趣名主・年寄江爲申聞、加判取置可申候事、

一 若 御城下火事之節ハ先達而觸置候通、其村ニ名主・年寄相添、早ニ欠ケ付、兩藏并御役人江可參候、居村火來出事候共、隣郷之者共家財不構、欠ケ付消可申候、尤郷藏第一ニ圍可申事、郷藏氣遣無之候ハ、隨分類火無之様ニ消留可申支、

附 火事出來申時、早速注進可致候、様子見届注進仕候ハ、致延引候間、先申來べく候、出火之村は取込、早速注進難成候間、隣村ニ注進可申候、他領たりとも程近ク候ハ、可申來候事、

一 野火付候者有之ハ、早ニ可訴出候、隠置脇より相聞候ハ、名主・年寄・五人組頭迄曲事可申付候、野火有之節は、村中大小之百姓不殘罷出、消可申支、

一 若水出之節ハ、兼ニ申付候通、兩役所并御役人江注進仕、彌満水ニ可成候は、急ニ注進仕、隨分堤・川

除防可申候、名主・年寄ハ勿論、惣百姓男女童迄出合可申候、隣村たり共見捨不申、防可申候、御役人指圖可有之、萬一御城内江水入候程ニ相見候ハ、舟持之村ニ大手前へ舟漕可來候事、
一 堂宮・山林・河原等にからまりうろ成もの候ハ、早速追拂可申候、常ニ心かけ見廻り可申事、
一 惣而怪敷者一夜之宿をも借し申間敷候、縦ひ往還宿場之外ニ而も逗留申もの有之候は、名主・年寄・五人組相斷、吟味之上宿借可申、不審於有之は、早ニ訴可來候事、
一 盜賊・悪黨人村中ニ有之候ハ、早速可申出、縦ひ同類ニ候とも其罪をゆるし、褒美可遣候、自然親類縁者有之、仇をなし可申と存候ハ、内證ニ而隠密に可申出、あたをなさるやうに可申付候、并怪敷もの候ハ、少も不隠可申出事、

一 喧嘩口論堅停止被 仰付候得共、若往還筋并村中ニ而喧嘩口論有之候ハ、名主・年寄早速出合可取曖、若手負死人有之ハ、相手不退様可留置候、手餘り退候ハ、跡をしたひ落著見届ケ、其所に預ケ、此方へ早速可訴來事、

一 盜賊有之時、村中聲ヲ立、棒を持出、捕置、注進可仕候、且又自害人有之は、見付次第名主・年寄斷、村之者立合、疵之様子、雜物品書付、死骸其儘差置、番人を付置、注進可仕候、自害人未存命ニ而物をも申候ハ、様子承届、書付、即時ニ注進可仕候、行倒相果候者有之候とも、雜物書付、死骸其儘指置、番人を付ケ、早速注進可申候事、

一 往還之者酒狂之上、如何様之狼籍仕候共、猥に打擲不仕、先ニ江送り遣シ可申候、若正氣無之程之躰ニ

而候ハ、其所に差置、正氣ニ成候而遣可申事、

一 郷中ニ徒者有之、籠舎ニ申付候ハ、親類又ハ五人組之内ニ而籠扶持致させ、番等可申付候事、

一 他所ノ浪人者參、當村ニ有付申度と申候ハ、是迄居候所より其もの之由緒・所書・井宗門・類族等ニ而も無之候哉、書付取之、願書ニ相添出シ、差圖次第可仕候、相對ニ而聞申間敷事、

一 寺社他山入院之願可相親、尤御代官へも可申達候事、

一 新地之寺社建立之義堅御法度之趣可相守候事、

附 不依何、供養之義、大キ成卒都婆・石答、田畑野山林等ニ一切立申間鋪事、

但達而建立申度と願候ハ、可申出候事、

一 博突之儀ハ不及申、何ニ而も賭之諸勝負一切仕間敷候、若致違背、博突之類仕もの有之敷、又宿借し申もの有之候ハ、當人ハ勿論名主・年寄・五人組頭迄曲事可申付候事、

一 借地之者置候ハ、其所へ遂斷、無構、儘成者ニ候ハ、證文を取置相伺、差圖可任事、

一 地方御役人并足輕・中間賣買物之義有之は手形可取置候、又ハ名主・百姓御年貢之儀ハ不及申、惣而無手形取引仕間敷事、

一 地方御役人并家來・御借し人等當村へ御用ニ而參候則金銀米錢ハ不及申、何ニ而も音物并馳走ケ間敷儀、一切仕間敷候、勿論所に無之酒肴調置、手入之爲下直ニ賣候仕形、無用可致候、尤押賣買者不及申、其外少ニ而も非分成儀仕懸ケられ候ハ、是又其砌早速可申出候事、

- 一 他國他所江奉公ニ罷出候敷、又ハ商に參候共、先ニ落著ヲ名主・年寄江相届、願書ヲ以、得下知、遣し可申候、願書不出遣候におひては、名主・年寄可爲越度事^(四二)、
- 一向後男女奉公人年季之限無之譜代ニ召仕候共、證文取給金相對次第可仕事^(四三)、
- 一 御家來中御領分之外、人請之儀猥に立申間敷候、然共近キ親類又は出所ニ存、儲成者ニ候ハ、名主・五人組相斷、人請立可申候、自然人請儀ニ付出入有之候ハ、名主・五人組立合、急度埒明可申候事^(四三)、
- 一人賣買御制禁たり、若左様之者於有之ハ、早速可申出、外ハ相聞候ハ、可爲曲事候^(四四)、
- 一 印判之儀致紛失候敷、又ハ替候て不叶義有之は、名主・年寄之儀者御代官へ斷、替可申候、百姓ハ名主迄申達、印形取替可申候、何茂自分取替申間敷候、且又仲間ニ印形かしかり仕間鋪候事、
- 附 名主方印形持寄之節、人を頼遣し、或ハ童共に遣し、後不埒成事有之候といふ共、後に申分相立間敷事^(四五)、
- 一 田畑山林永代賣買之義、御年貢等に繼候敷、又ハ不叶子細有之、家屋敷・田地賣申百姓有之ハ、名主・年寄立合、能ニ僉議之上賣候ハ、不叶子細有之ハ、其趣書記可申出候^(四六)、
- 附 田畑質物之義年季切、地主并五人組其外名主・年寄連判取替し可申候、年季過候ハ、請返し申敷、又ハ手形直し申敷、訊立可置、名主・年寄・五人組私曲を構へ、加判不仕候ハ、早ニ可申出候、相對ニ而田畑質物ニ取申間鋪事^(四七)、
- 一 身體不成百姓所を立退候ハ、家屋敷田畑家財之義、御代官へ訴出、可請差圖、相果候ハ、跡目無之

類^(四七)、家屋敷・田畑・家財之夏、是亦御代官江訴、可任差圖事、

一 獵師鐵炮之儀、里方山方共、前ニ打來候場所所有之候ハ、其訊委細書付指出、差圖次第打可申候、惣而指圖無之ニ鐵炮打申間敷候、若隠して打申もの有之ハ、名主・年寄急度訴可出事、

附 猪鹿おとし鐵炮之儀、是又願書差出、請差圖打可申候、惣而運上場之外ハ殺生之類、一切仕間敷事^(四八)、

一 其所ニ不似合給布之類^(四九)ハ諸道具致持參、下直ニ賣申者有之候共、儲成證據無之候は、買取申間敷、怪儀有之候ハ、先ニ迄改、其旨名主・年寄爲申間置可申事、

附 證人無之質物取申間敷事^(五〇)、

一 絹・紬・木綿尺幅御定之通り賣買可仕事^(五一)、

一 町ニ在ニ而跡ニ御帳ニ付申候酒屋之外、自今以後新酒屋仕間敷候、勿論古酒屋ニ候共、書上申酒造米之高少茂多造り申間敷候、若密ニ造之由後日相聞江候ハ、急度曲事可申付候、尤右之旨名主・年寄隨分吟味可仕候事^(五二)、

一 耕作無精ニ而商も不仕、夜歩行致し、又ハ喧嘩口論切ニ仕出し、心立惡敷相見候者有之は、名主・年寄・五人組より可申出候、若隠置脇より相聞候ハ、吟味之上惡人ニ究り申候ハ、名主・五人組迄越度可申付候事^(五三)、

一 百姓仲ケ間ニ公事出來仕候は、名主・年寄能ニ遠吟味、内證ニ而相濟可申候、若落著難成義候ハ、證

五人組帳の研究

文證據取集、書付仕、斷可申出候、尤名主・年寄同道ニ而可罷出候、又名主・年寄相手ニいたし候ハ、五人組仲ケ間之内貳人、是又證文證據を持、罷出可申達候事、

附 御料所・御給所方、寺領之者と出入申候ハ、其子細書付ヲ以申出、差圖次第ニ先々江可罷出候、斷不申聞、何方へも罷出申間敷事、

一 御林之竹木之儀不及申、自分之林・四壁等とも一切伐取申間敷候、縦ひ家作普請仕候共、御代官・御山奉行江願書指出、可任差圖候、我儘ニ伐取申間敷候、若無斷剪取申者有之由相聞候ハ、詮義之上急度可申付候事、

一 不依何事申合、徒黨ケ間敷儀仕間敷候、若左様之者有之ハ、早速可申出候事、

一 牛馬賣買仕候ハ、跡々出所ヲ改、請人を立、手形取賣買可仕候、不審成牛馬買申間敷事、

右五拾六ヶ條之趣、名主・年寄・小百姓ニ至迄堅相守可申候、并五人組之儀吟味仕組合、村中水吞百姓迄豈人不殘様ニ書載可差出、若相背者於有之は、五人組不及申、名主・年寄迄曲事可申付者也、

三月

右被 仰付候御ヶ條之趣承知仕、遂一奉畏候、名主・年寄・小百姓・水吞至迄、堅相守可申候、五人組之儀吟味仕組合、帳面書載、差上ヶ申候、若相背申者御座候ハ、五人組は不及申上、名主・年寄迄如何様之曲事ニ茂可被 仰付候、尤小百姓・水吞至迄、五人組帳面ニはつれ申者壹人茂無御座候、爲後日連判差上ヶ申所如件、

正徳六年申三月

名主	善兵衛	兵衛	介	かめ	さき	善兵衛	平	伊右衛門	三郎左衛門	つた	浅右衛門
一年三拾四	一年六ツ	一年四拾八	一年拾六	一年五拾五	一年貳拾壹	一年五拾四	一年八拾六	一年四拾八	一年拾	一年三拾四	一年三拾四
善兵衛	兵衛	介	かめ	さき	善兵衛	伊右衛門	三郎左衛門	つた	浅右衛門	浅右衛門	浅右衛門
一年貳拾八	一年貳ツ	一年四拾八	一年四拾三	一年四拾五	一年四拾六	一年八拾壹	一年三拾六	一年七拾八	一年七拾五	一年七ツ	一年貳拾八
妻	同入女子	同入下人	三	妻	妻	妻	同入男子	同入父	同入母	同入女子	妻
同入男子	同入父	同入下人	同入下人	同入男子	同入男子	同入母	同入下人	同入男子	同入母	同入女子	同入女子
藏	惣右衛門	次郎	次郎	平四郎	甚之介	う	た	市	る	き	よ

五人組帳資料

内 貳百拾四人 男

六人 僧

壹人 行人

壹人 道心

百五拾人 女

郡兩御奉行所

五 享保十五年武藏國荏原郡久ヶ原村御法度御仕置五人組帳

* 半紙四十八枚。本村の一部は天保頃、旗本森川氏の知行となつたこともあるやうであるが、本五人組帳の所屬は確かでない。

- 一 従前と被 仰出候御條目之趣、彌以堅相守、御法度之儀不相背、下と迄急度相慎可申候、五人組之儀は町^(破)家並、在とハ向寄次第^(破)軒ツ、大小百姓組合、地^(破)水吞迄組合仕、子供下と迄諸事吟味可仕候、自然不吟味ニ而悪事出来仕候ハ、組中越度可申付候、若シ背申合候者於有之は、可訴出事、
- 附 不依何事村中相談之節、無依估最員、就多分、正直可申合候事、
- 一 親には孝を盡し、主人を敬候事不及申、其内勝^(破)孝行成もの、或飢人拯救候類之もの、又は毎年正路實

躰ニ仕者於有之ハ、可注進事^(三)

- 一 毎年宗門帳三月迄之内可差出、御法度之宗門之もの有之は、早速可申出、御高札之旨相守、人別入念可相改、宗門帳濟候已後、召置候下人等ハ、寺證文別帳ニ可取置事、

附 御高札若破損候ハ、早速可申出、雨覆矢來損候節は、早と修覆可仕事^(三)

- 一 一切支丹ころひ之者并類族有之ハ、別帳ニ記可差出候、縁組等にて當村江右之族來候敷、他領江遣候共、早と可注進事^(四)

一名主役之儀は不及申、組頭等ニ而も内證相談ニ而引替不申、此方江訴出可請差圖事^(五)

- 一 印形之義、宗門帳・五人組帳ニ押置候を相用可申候、子細有之、印判替候ハ、庄屋・年寄ハ御役所江相斷、判鑑可差出候、小百姓ハ名主・組頭江可相斷候、若シ名を改候ハ、早速斷、五人組帳・宗門帳江改候名可記事、

附 御用向ニ而出候節印判無失念持參可申候、若シ無據儀ニ付名代指出候節、印判封印致、可指越事^(六)

- 一 田畑井山林等永代賣買御停止候、若シ質物入候ハ、拾ヶ年を限、質手形名主・五人組加判可仕候、田地を質ニ取候もの、作せ候而御年貢諸役地主勤候ハ、勿論、切地坏ニ致候而右之通ニ仕間鋪候事、

附 田畑質入候ハ、書入證文ニ名主加判無之候得は、不可取上、地主名主候ハ、相名主敷組頭加判爲致可申候、右之通無之出入ニ及候とも不取上事^(七)

- 一 御朱印地之寺社領、除地并什物等一切質ニ取申間敷事^(八)

一 衣類諸道具亦ははつし金之類、不知出所賣物、一切買取候義ハ不及申、賣物ニ取、又は預置候儀も仕間敷候、并出所知候物ニ而も請人無之賣物、堅取申間鋪候事、

一 百姓衣類名主ハ紺・紬・木綿妻子共ニ可著之、平百姓ハ布木綿之外不可著、綸子・紗綾・縮緬類多り帶等ニ茂用申間鋪候、家作等目立候普請、奢ケ間鋪儀仕間敷事、

附 男女乗物鞍馬ニ不可乗事、

一 簀取^(嫁カ)婚取之儀相應之者と取組、少茂奢ケ間敷義仕間鋪候、不依何事祝儀之振舞かろく可仕候、一代之内度々無之振廻^(舞カ)ニ而も一汁三菜ヲ不可過、且又葬禮野酒一切停止之事、

一 風水早魃損毛ニ付、御物成減候上、百姓共願次第御救として夫食種貸有之候得共、向後損毛之品ニより吟味之上御救之儀茂可有之候得共、先損毛ニ付年々願之通御救も難成儀候間、其心得仕、費等無之様ニ常と致勘辨、取續候様ニ能々心懸可申候事、

一 家業第一可相勤、遊藝を好、悪心を以公事を巧、或者出入等之腰を押、害をなし、又者ふ孝之者有之ハ、不隱置可申出、何之事によらず、誓約をなし、徒黨か間敷儀仕間鋪候事、

附 百姓不似合風俗、長脇指をさし、或は大酒をいたし、惣して行跡不宜もの有之候ハ、可訴出^(三)事、一常々人之妨をなし、喧嘩口論を好、夜あるきを仕、耕作不精に、渡世之營疎ニ而、名主・五人組之異見承引不仕者有之者、可申來候、左様之不届者隱置、脇より相知候ハ、名主・五人組可爲越度事、

附 何之稼も不仕者村中ニ有之は、遂吟味、其趣可訴出^(四)事、

一 百姓子供を初、諸新類^(親カ)之内輕き侍奉公ニ出し、其後在所江ひき込候而も、其儘刀指候族有之由相聞江候、自今以後如此類、在所へ歸居し候ハ、先主分時々合力なと請候共、刀指候儀停止候、若詮義意におゐてハ、名主可爲曲事候、右之通御書付出候ニ付、先達而相觸候通堅相守可申事、

一 博突、惣而賭之諸勝負、三笠附之類、商ニ事よせ、博突ニ似たる儀一切仕間鋪候、尤宿茂不仕候、若於相背は、當人並御仕置被仰付、名主・年寄・五人組ハ急度過意可被仰付旨、前度被 仰渡候通相守、尤毎月五人組切ニ相改、名主方へ證文取置可申候事、

一 人賣買停止之儀は不及申、并男女奉公人年季之儀拾ケ年を限可申、譜代ニ而置候共、可爲相對、壹年切ニ召抱候共、儘成請人取置可申事、

一 人請之儀ニ付狼ニ立申間鋪候、乍去近親類或は出所能存儲成者ニ候ハ、名主・五人組江相斷候而之儀ニ可仕候、自然人請之儀ニ付出入有之候ハ、名主・五人組立合、急度埒明可申候、勿論親類たりとも圍置申間敷候事、

一 養子ハ親類を撰ひ、相應之養子いたすべき、娘有之入簀取候共、親類内儘成もの養子合可申候、然共其娘年不相應ニ候ハ、他人ニ而も吟味之上、親類へ其趣相達、其上ニ而可致養子、縦實子たりとも親に不孝、又はふ行跡ニ候ハ、名主・年寄・五人組立合、度々異見を加へ、夫ニ而も用不申族有之候ハ、其訳名主・五人組方へ訴之、其上ニ而他人養子ニ而茂可仕候、父壹人之意間を以、不仕^(可カ)候、又ハ二男三男迄有之百姓、惣領病身歟又はふ届者ニ而跡式難護存候ハ、三男之内江讓候せつ、且又名主・五人組立合

訴之上、可申付候事、

附 兄之方弟を致養子、右之心得たるへき事、^(二九)

一 田畑分ヶ候儀、壹人前之高拾石ヶ内不可分、若子細有之分ヶ候ハ、可得差圖候、惣而跡式之儀は存生之内、庄屋・年寄立合、書付させをき、後日出入無之様ニ可心懸、且又新規之百姓有付候ハ、可注進事、^(三〇)

一 村中申合、晝夜火之用心入念之可申候、若シ出火有之者、火消道具を持、早速欠附、火を消可申候、尤火事・盗人・狼籍者有之、鳴音之節ハ村中之者十五以上、六十以下之男不殘可出、若シ其場へ不出合ものあらは、名主・年寄可詮儀事、

附 火消道具・水籠・藁ほうき等無油斷、修覆いたし置可申事、^(三一)

一 他所江罷出、二夜も泊り候儀ハ、名主・組頭江斷可罷出候、若シ他國へ奉公ニ罷出候敷、又は用事候而罷越候共、其子細名主・組頭并五人組江書付を以、可相斷、公事訴訟ニ出候共、名主・五人組江可相届事、^(三二)

一 不知行衛者ニ一夜之宿茂不可借、旅人其外何ものにも堂・宮・山林・道路に死人有之ハ、其之雜物相改、名主・組頭立合、委細書付可注進、他村々來候手負之儀は不及申、郷中ニ而茂怪敷疵有之ものハ、當座可申出、并何事ニよらず、胡亂成もの隠置候ハ、出所相尋付届を仕、注進いたし可請差圖事、^(三三)

一 他所之者、當村ニ住居仕度旨申候ハ、其者之出所・家職之様子聞届、慥成請人相立、手形取之、尤寺證文取之、得差圖可指置事、

附 江戸江五里内村方居住之浪人ハ前方ヶ書上有之候外ニ、浪人差置候儀、御停止候、若無據訊ニ而

指置候ハ、其節相窺、可得下知候、五里外之場所ハ、先主之搦無之旨證文取之、相添、御役所江指出可請差圖事、^(三四)

一 逐電之者、又は身上つふれ、住居難成者有之ハ、可注進、他村ヶ左様之もの來候ハ、新類縁者たりとも無斷指置申間敷候事、^(三五)

一 出家・山伏・行人・道心者、其他□□・非人之類迄常ニ致吟味、烏亂成者村ニ不可差置事、^(三六)

一 盜賊・惡黨人有之ハ訴人可仕、褒美可被下之、其上あたを不成様ニ可申付事、^(三七)

一 殺害人或者自害人・火事・盜賊・喧嘩等、惣而不慮成義有之ハ早速可注進事、

附 欠落者等來候ハ、其子細承届可致注進、口論之節は名主・組頭立合、可裁許、他村ニ而も喧嘩口論有之節、狼ニ不可走集候、但火付又は人を殺立退候ものあらは、擲取早速可注進事、^(三八)

一 往還之者煩候ハ、醫師を懸、可致保養、先江參候儀難成候ハ、其者之住居を承り、其所之者江相渡、證文可取置事、^(三九)

一 歌舞妓・操・相撲、其外見物類芝居爲致間鋪候、私領ニ而も分郷或は隣村當村境目紛鋪地ニ而有之候ハ、先達而可注進事、^(四〇)

一 遊女・野郎惣而遊者之類、一切當村ニ置申間敷候、一夜之宿をも借申間敷候事、^(四一)

一 捨馬堅仕間敷候、若シ他所ヶ放し牛馬來り候ハ、持主方江相返候、尤名主持主方ヶ手形可取置、且又牛馬賣買之義、出所聞届、慥ニ請人相立、賣買可仕候事、^(四二)

一新地之寺社建立之儀堅停止、惣してほこら・念佛題目之石塔・供養塚・申塚・石地藏之類新規一切建間鋪候、神事祭禮等軽く執行、勿論新規之儀堅不可取建、縦有來候義ニ而茂、品を替候敷、又は中絶いたし候儀取建間鋪候、若無據子細有之ハ、役所江相伺、可請差圖事、

一 寺社之住寺・社人相替候ハ、早速可注進事、

一 佛神開帳仕候ハ、可注進、當村之佛神他國へ當分相移、開帳仕義有之候共、可注進、亦は他所より神輿等送來候様成儀有之者、不可請取、村中ニ少之内も差置申間鋪候事、

一 御鷹場之儀随分入念可申候、餌差相廻り村ニ而鳥殺生一切不可仕、若鳥捕候もの有之ハ、早速可注進、御鷹場・捉餌場之村ニハ勿論、外之村ニ而も御鷹方衆差圖違背仕間敷候、尤御用之品ニ早速役所へ可申出

事、
一 雖爲獵師、鳥類一切不可取之、他村ノ鳥類持參候者商賣仕間敷候、若村中ニ違犯之もの於有之は、可注進事、

一 鐵炮之儀斷相立所持仕候獵師簡之外、所持不可仕候、其獵師之親類兄弟たりとも、鐵炮貸借シ仕間鋪候、并斷を相立置獵師相果候節ハ、其段訴出可請差圖事、

附 他所ノひきこし候もの鐵炮所持仕候敷、又は村中ニ鐵炮所持仕候者有之候ハ、早速注進可仕候、隱置後日ニ相知候ハ、曲事可申付候、勿論鐵炮賣買之儀萬一他所ノ持來候とも、右之通一切差加り申間鋪候事、

一 御林之竹木并並木大切ニ可仕候、枝葉下葉等迄御用之外刈取間敷候、百姓林・屋鋪四壁之木ニ而も猥ニ不可伐候、下草錢等出候場所ハ前之通心懸可申事、

附 山中燒田仕來候所は格別、野火付候義停止之事、

一 御林之内風折・立枯有之節は、名主・山守心懸、植立、其段注進可仕候事、

一 前々有來候酒林之外、新酒屋一切仕間鋪候事、

一 諸作第一能種をゑらひ時、尤耕作入念、不精成ものハ急度諍義、病人其外訳有之候而耕作成兼候時者、

五人組之内ノ助合、田畑荒し不申候様ニ可仕候事、

一 田畑永荒之場所起返、又ハ切添、新發之所有之ハ早速可申出、隱置後日相知候ハ、名主・組頭可爲越度事、

附 永引ニ成候場所、普請仕候而、可起返場所、地主斗り之力ニ而難成候所ハ、村中之もの助合候而茂立返候様ニ可仕候、若し村中之力ニ而茂難成所は可申出候、吟味之上、立返候様ニ可申付候事、

一新規之掛堀・落堀は不及申、道を狭め、秣場・林際を切添へ田畑屋敷不可仕出、若シ新規之道を附、馬入不可仕事、用水懸引之儀、以先規之例兼而相定、不可致爭論、田地不及渴水内可申事候、尤理不盡ニ堰切申間敷候、水論又は領境等之諍論有之共、喧嘩口論仕間鋪候、若不慮之及諍論、刀・脇指・弓・鏽を持出候もの有之は、諍儀之上曲事可申付事、

附 何事ニよらず爭論之時分、致荷擔間敷候、左様之族有之ハ、其科本人ノ重かるへき事、

一 惡水吐・用水堀・小溝等迄茂、堀淺等年々三四月之内隣郷申合、無滯様ニ可仕旨、去午ノ十月御書付出候付、先達而相廻り、其趣相守、無油斷、年々堀淺念入可仕事、^(四五)

一 川筋之村ニ大水出候時分は名主・組頭・惣百姓、十五已上、六拾以下之男不殘罷出、堤川除不切様ニ可仕候、又道橋損候敷、往來之障成候敷、田畑損毛ニ可成所ハ早速小破之時分、可修覆、自然普請難成所ハ可訴出、可遂吟味候、觸無之候共、請取場之道橋ハ常々無油斷作り可申候事、

附 諸普請之節、給物之儀人足壹人切ニ指出候様ニ可仕候、村入用ニ割懸、食物給させ候儀仕間敷候事、^(四六)

一 御傳馬宿江定助・大助より人馬寄候ハ、問屋年寄致吟味、猥人馬觸出仕間鋪候、其宿之馬をかこひ置、勝手能荷物附候成儀、一切仕間敷候、御朱印者勿論、駄賃傳馬人足之儀、常々無滯様ニ可仕候事、

附 助合人馬觸來候ハ、刻限不違様ニ可割出、難心得事有之候共、先當日無滯人馬差出候上、其旨可訴來候、御定之駄賃増錢取之間鋪候事、^(四七)

一 宿場ニ而無之共、御用ニ而相通り候ハ、晝夜共ニ無滯人馬可差出事、

附 對旅人、無禮不仕様ニ常々急度可申付候、御朱印御證文無之、駄賃不拂返り候もの有之ハ、致論儀、あや敷牀ニ候ハ、其所ニ留置、早速注進可仕事、^(四八)

一 宿場之儀御用之宿繼・早追等相通候節、大切ニ可仕候、時刻を不移、先之宿江相送、請取書可取置候事、^(四九)
一 就御用、相廻り候村繼廻狀無滯急度可相届候、日付・刻付等相違無之様ニ可念入事、^(五〇)

一 諸普請人足扶持、從 御公儀被下候節、當座ニ立合、百姓江割渡シ、證文取置可申候、惣而繼合勘定一切致間敷候事、

附 諸代米之儀右同斷可相心得事、^(五一)

一 御年貢米金、惣して上納取立、百姓壹人別、庭帳銘と納印形取、名主方々米金請取、押切手形壹人切ニ相渡置、皆濟之上年切手形出之、小手形引替、後日出入無之様ニ可仕候、取立物割返、惣百姓江名主・組頭ノ其度ニ申聞、不及評論様ニ可仕候、御年貢と村入用一切割合申間鋪候、惣而仕方不宜名主有之候ハ、可訴出事、名主・組頭御用ニ付江戸江罷出候雜用・筆紙墨代等、惣而村小入用之儀、其村々入用之詠、惣百姓江爲致得心、割合帳印形取之、尤銘と請取小手形可出之、惣而百姓殘申分ケ無之趣、具書仕、名主・組頭・百姓不殘連判仕、帳面貳冊仕立、年々正・二月迄御役所江指出、壹冊ハ御役所江押切印形ニ而村方江相渡、右帳面之外別帳拵置、取立申間敷候事、

附 公用之儀又は村中申合等之儀ニ付、名主方へ百姓寄合、村入用ニ掛ケ、食物酒肴等一切給間鋪候事、^(五二)

一 御年貢免狀相渡候ハ、大小百姓出作之者迄、爲致披見、疑敷不存様ニ申聞、無相違様ニ割合、小物成・浮役・臨時物共ニ納人相記、銘と致印形、壹人別ニ寫取、得心之旨惣百姓印形仕置可申候、皆濟之儀申渡、日限之通相納候様常々村中可申合候事、^(五三)

附 免狀之寫郷藏戸ニ可張置事、^(五四)

一 御年貢米金、其年切ニ相納、極月限り可致皆濟候、若未進いたし、欠落仕候百姓有之ハ、其五人組・名主・組頭可致辨納候、尤御年貢皆濟不仕前、穀物一切他所江不可出事、

附 名主・組頭引負候儀有之候ハ、小百姓之内早速可申出候、其通ニいたし置候ハ、可爲越度事、^{〔五四〕}

一 御年貢米あらくたけ・死米・青米之分撰拵立、依中札ニ國郡村名・御代官之姓名・年號月日記之、庄屋・舛取・米見・米主名印可仕候、尤荏大豆共ニ可爲同前、右中札之面ニ立合、郷藏江納、改を請可申候、自然致未進、欠落いたし候もの有之者、村中ニ急度辨納可申候、納方之儀惣百姓相談之上、舛取相改、舛目多少無之様ニ可致候、江戸御藏江相納候納名主并上乘儲成者致吟味、郷中相談之上、差圖を請可究之、請負廻シ又ハ他所之ものニ渡シ切ニ致間敷候、ふ念之儀有之ハ、右立合候もの共、急度越度可申付候事、

附 御用置米急御用之事ニ候共、名主壹人ニ而封を切、取出し申間敷候、組頭立合封を切、御用分取出し、又相封いたし置可申事、^{〔五五〕}

一 御城米并荏大豆共依拵之儀、二重菰、依口蜘蛛かゝりか、茶かゝりか、摺繩ニ而一領同様ニ仕立、津出シ舟積之節不損様、随分可入念、外札木ニ而茂、竹ニ而茂、表之方、何國何郡何村・御代官之姓名・何年御年貢米・米主誰と書記、裏之方ニ依實目可書付事、^{〔五六〕}

一 郷藏番無油斷可爲致候、若火事・盗人ニ而米致ふ足候ハ、村中ニ而預り番いたし候上者、急度辨濟、差上可申候、尤番之ものふ念之儀有之ハ、吟味之上曲事可申付事、

附 郷藏近所火事出來候ハ、早速欠付、御藏かこい、火打消可申候、若不出合もの有之ハ、曲事ニ

可申付事、^{〔五七〕}

一 御城米積出候節、名主・組頭立合、依數相改、可致舟積、於舟中米指取申ささる様ニ、上乘・船頭共ニ堅可申付候、船懸之場所ニ而別而油斷仕間敷候、且又上乘之儀向後人柄を撰、船頭・水主船中ニて不埒之仕方有之節ハ、急度可致吟味もの可申付候、納名主之儀聞取順番ニ不仕、是又人柄を撰、御藏納之節、納宿并下代等申合、若惡敷米、又はぬれ米杯、まきらかし候様成義も有之候とも、吟味仕候ほとものを納名主ニ可遣候、川船之儀は大方納名主直上乘共相勤候義候、船數有之ハ銘ニ上乘申付、納名主茂舟ニ而可罷越候、且又御米をは船頭ニ相渡、上乘なしに、納名主ハ陸路罷越候儀堅仕間敷候事、^{〔五八〕}

一 御城米納罷越逗留之内、惡所遊山ケ間敷所江、一切罷出間敷候、且又御藏手代・御藏番・小揚等、又ハ納手代方江致音物由申之、村ニ百姓江割懸、追々金銀出させ候事茂、前々有之由ほ、相聞候、向後左様之義仕候ハ、急度曲事ニ可申付事、

附 船中入用之儀ハ不及申、御藏前入用・雜用等多不懸様ニ仕、納名主立合、委細帳面ニ記、入用可渡事、^{〔五九〕}

一 御藏納米仕廻、手形請取候節、早速御藏奉行衆判形取揃候様ニ納手代江申達、且又納之節撰出し、鼠喰切依・漬米・澤手米・こほれ等之儀、納手代并納宿立合、吟味之上紛失無之様ニ取集、當日切ニ書記、手代江可相渡事、^{〔六〇〕}

一 檢見之節（ハ）勿論、惣而手代并妻子・小者等迄、金銀米錢・衣類・諸道具・其外かろき物成共、禮物

一切仕間敷候、^(一)借物・借り物・押賣・押買等堅仕間敷旨申付候、家來下と迄、右同前ニ可相心得候、自然右之段相背、不埒之儀申懸、非道我儘之儀、於有之ハ、密ニ成共可申出候、此段隠置、後日相知候共、越度可申付候事、

附 家來并手代之召仕、村方江參、口上ニ而申儀は勿論、印形無之書付持參候而、何事によらす申付候共、承引不仕、早速注進す^(六)べき事、

一 自分并手代共村ニ相廻候節、泊休共飯米代・木錢相拂、上下共少茂百姓馳走ニ不罷成、費無之様ニ申付候、酒肴等は勿論、差圖無之物一切集置申間敷事、

附 指圖無之人馬集置申間敷候事、^(六)

右條數之趣名主・組頭寄合、惣百姓江申聞、堅可相守之、若違背候輩、於有之者、可爲曲事、毎年正月・九月壹ケ年ニ三度村中大小百姓寄合、一ニ讀聞せ此趣、常ニ急度相守候様ニ入念可申合者也

享保十五年七月

右御箇條書村中大小百姓不殘一ニ奉拜見、急度相守可申候、則名主方ニ寫置、毎年御定之通三度宛讀聞セ可申候、若相背候もの有之候ハ、如何様之曲事ニ茂可被 仰付候、爲其村中之百姓水吞迄壹人茂不殘、五人組相定、連判仕、差上申候以上、

享保十五年八月

武州荏原郡馬込領久ヶ原村

* 半紙十八枚。表紙には「柿木領四糸村百姓五人組御改帳」享保二十一年丙辰年三月十五日、名主久兵衛とあり。阿部能登守(十萬石)の領分。

六 享保二十一年武藏國埼玉郡四糸村百姓五人組御改帳。

差上ケ申五人組御改帳

- 一 當村百姓仲間五人組之儀、毎度御改ニ付、彌以吟味仕、諸親類其他届之者とは組合不申、名主所ニ而組合相極、帳面判本、掛御目指上ケ申候事、^(一)
- 一 一切支丹宗門并悲田不受不施之儀、毎度御改被 仰付候、少茂疑敷者無御座候、若不審成者御座候ハ、親類・縁者たりとも、早ニ可申上候事、^(二)
- 一 壹人百姓相煩候ハ、田畑仕付・そうかう等ハ不及申、御役儀共、五人組仲間ニ而助合可申候、若不相叶子細御座候ハ、名主へ申斷、村中ニ而相斗可申候事、^(三)
- 一 火之本并盗人之用心可仕心入之御書付之趣、兼而相守申候、其上夜廻り宛被仰付置候ニ付、常ニ村中之者油斷不仕候事、^(四)
- 一 何事ニ不寄、一列仕候儀堅仕間敷候事、^(五)
- 一 博突并三笠附御法度之儀、別而度ニ被仰付置候通り急度相守申候事、^(六)
- 一 當村御鷹場ニ而御座候ニ付、別而御鷹方御法度之趣、毎度被 仰渡候通り、急度相守申候事、^(七)

五人組帳の研究

一 五人組之内者不及申ニ、村中ニ悪人御座候ハ、密ニ可申上候、若乍存知、隠置、脇より相知候ハ、何様之曲事ニ茂可被 仰付候事、

一 此帳面之外壹人も隠置不申候事、

右之外御法度之品ヶ條記不申候、毎年於御役所ニ、御法度之趣御書付、一々名主・組頭共奉承知、猶又五人組御改之節、右之御法度之趣惣百姓共承知仕、急度相守申候、若御法度相背候ハ、五人組ハ不及申、村中之者共迄茂曲事ニ可被 仰付候、爲其仍如件、

享保廿一 丙辰年三月十五日

柿木領四条村

名主久 兵衛

組頭次右衛門

太 兵衛

市郎右衛門

櫻井嘉大夫殿
後藤八右衛門殿

家一軒

女房年七十一
惣領七右衛門年四十七
女房年四十三
孫男子字兵衛年廿四

眞言宗

一家内十人

馬壹疋

同二男三之助年十七
同女子はな年十一
同男權九郎年十五
下女しま年廿三

次右衛門 年五十七

一家内五人

馬壹疋

女房年卅八
惣領角之丞年十六
下男新助年廿二
下女りん年廿二

眞言宗 彌兵衛 年五十一

以上十貳人組

一家内七人

馬壹疋

女房年五十一
惣領孫八郎年廿九
女房年廿七
女門三郎年廿一
女子りん年十六
同たま年十ヲ

眞言宗 市郎右衛門 年五十三

以上十貳人組

一家内十人

馬壹疋

女房年四十二
母領政之助年廿一
女房年十八
女子はな年十三
同男はな年五ツ
下男次兵衛年十七
下女さわ年廿五

眞言宗 太兵衛 年四十七

五人組帳資料

(中略)

以上十七人組

家五軒

一家内十人

馬一疋

女房年四十五
惣領與四郎年二十
次男喜右衛門年二十
下男市右衛門年廿一
下女彦七年廿四
下女はつね年廿八
つた年二十

真言宗

久兵衛

衛*

年五十七

*久兵衛は名主であるためか、何れの組にも属せず、別記されてゐる。かくの如き大きな組分けは未だ他に實例を見ない。

右合 百姓 本人三十人
水呑 本人十二人

右家内貳百十九人

此わけ

男合百十七人

十三人ハ六十歳以上
廿六人ハ十五歳以下

女合百貳人

十二人ハ六十歳以上
五十九人ハ十五歳以下

家數六拾軒内

四十二軒 居家
十八軒 添家

馬數十一疋

村高三百六十八石貳斗六升四合

新田高九斗九升六合

外

久兵衛支配

一 太子堂道心者壹人

一 寺内僧侶五人

真言宗

淨

心

年六十

御知行所別府村慈眼寺末寺

真言宗

猿青山 妙香院

戊之年方住寺

宥傳

右之通寺社方共ニ不殘帳面ニ記、差上ケ申候、若相違仕候ハ、何様之曲事ニも可被 仰付候、名主手前之儀は諸事惣百姓御請合仕候、以上、

享保廿一丙年三月十五日

柿木領四糸村

名主久

兵衛

組頭次

右衛門

同 太

兵衛

同 市郎

右衛門

櫻井嘉大夫殿

後藤 八右衛門殿

七 元文三年武藏國幸手領五人組帳

差上ケ申一札之事

一兼日被^(一) 仰出候通り大小之百姓五人組を極置^(二)、何事ニよらず五人組之内ニ而御法度相背候儀ハ不及申上、惡事仕候者有之候ハ、其組ガ早速可申上候、若隱置脇より申出候ハ、其者ニは品ニより御褒美被下、五人組之者名主共ニ曲事ニ可被仰付旨奉畏候、惡事仕候者申上候ハ、自然同類・親類・縁者坏、後日あたをなすへきと氣遣ニ存候者、隱密ニ可申上候由、是又奉畏候、諸事致吟味、聞出シ次第ニ御注進可申上候、^(三)並脇百姓・家抱・前地・店之者迄五人組を極、判形取置可申候、若五人組之外御座候ハ、名主・組頭曲事ニ可被仰付候^(四)、

一御年貢之儀一件者不及申、惣而金銀米錢手形なしに取引仕間鋪候事、

附 假初之者ニ茂證文取引可申事、^(五)

一御支配人添役衆、惣而御家中之衆中迄、名主・百姓ニたひし依怙最眞御座候敷、又ハ少茂非分成儀御座候ハ、無慮應可申上候事、^(六)

一諸役入目之儀、毎年一村江入目帳貳冊宛御支配人ガ相印被成御渡シ候間、諸役入目之品ニ當座ニ銘細ニ付置、名主・年寄・百姓致印形、名主方江一札、百姓方江壹冊差置、年切ニ勘定極、^(七)たかいニ無出入様ニ可仕候事、^(八)

* 半紙四拾枚、表紙には不動院野村と記してないが、内容に依つて同村の五人組帳たることは明かである。
本文は「享保集成録(總撰)重編(五人組法規集)所載」及び「徳川禁令考」第五條所載の「五人組帳前書之事」と内容同一であるが、これと同様の前書を使用する村が少なくないから、最も古いこの村の分を掲げて置く。なほ禁令考所載のものとは字句その他の異なる點を傍記して置く。括弧内の分はこの分に限らず禁令考所載の文字である。
*** 寛政六年角管村の分(御年貢金)
*** 寛政六年角管村の分(入用帳)

* 寛政六年角管村分「升目之規矩」

一名主百姓印形之義、自分ニ而替申間鋪候、若取落シ候敷、又ハかへ候而不叶候儀ハ、名主ハ改候印鑑指出シ、御役所江訴、御帳ニ付、年寄并百姓ハ名主爲見候而、名主方ニ而帳ニ付、其印判用可申候、并印形仕候儀其身指合不罷出候節ハ、親子兄弟之外、むさと判を預ケ遣シ申間鋪候^(九)、

一堤・川除・井堀御普請仕候人足賃銀并御扶持方等被下候通、當座ニ小百姓江割渡シ、帳面ニ印形取置可申候、惣而從 御公儀様被下候賃銀・御扶持方之儀、諸色納物之代リニ繼合勘定仕間敷候事、^(一〇)

一御年貢皆濟不仕已前他所江米出シ申間鋪候、若能米を賣替、惡敷米を御年貢ニ納申候者、當人ハ不及申、名主・五人組迄何様之曲事ニも可被仰付候、并御年貢御藏入致候刻、あら粉米無之様ニ米拵致、繩俵拵迄、諸事御定之通り念入郷藏江詰置、御指圖次第ニ納可申候、勿論御藏入之時分、御支配人ガ相印被成御渡シ庭帳ニ付立、納主銘ニ判形致置可申候事、^(一一)

一御年貢穀物升取之儀、郷中相談ニ而相定、御法度之ことく升目かねを拂、斗立三斗七升入ニ納可申候、^(一二)江戸御藏江納候儀村中相談仕、才料を付、一村切ニ納可申候、船ニ而越候は、縦大郷ニ候共一艘ニ積申間敷候、隣郷と積合相廻シ可申候、若路頭ニ而御米紛失申候敷、如何様之事ニ而減米立申候ハ、百姓共辨可申候、勿論餘米御座候ハ、百姓納之依敷を以、^(一三)割取可申候、若餘米有之節、渡切ニ致請取申者之諸用ニ致候儀、堅無用ニ可仕候^(一四)、

一御歳貢御割付惣而百姓寄合、拜見仕、其年^(一五)損毛引方共ニ明鏡ニ割を致、則御割付之裏ニ惣百姓判形可仕候、自然名主壹人ニ而割を致候は當座ニ可申上候事、^(一六)